

臣有億億萬人。亦武王有臣三千。而一心。故紂以億萬之
一心亡。武王以二國一心存。故有下同二人之心。一
國威齊士義。通上之治。以爲中下法。則雖
猶不以爲有廣地衆民。安也。君失其道。則
循於國重。以相舉。大臣比也。故舉國之

義を齊くし、上の治を通じ、下の法となす能はざれば、廣地衆民ありと雖も、猶安きを爲す能はざるなり。君其の道を失へば、大臣權重を比して、國に相舉け、小臣必ず利に循ひて、相就くなり。故に舉國の士、以て黨なしとなし、公道を行ひ、以て私惠をなす。進みては君に相推し、退きては民に相譽め、各々其の身に便して、社稷を忘れ、以て其の居を廣め、徒を聚め、羣を成し、上は以て君を蔽ひ、下は以て民を索む。此れ皆君を弱め、國を亂すの道なり。故に國の危きや、國權を擅にし、以て深く民に索むる者は、聖王の禁なり。其の身上に任ふるなき者は、聖王の禁なり。進みては祿を君に受け、退きては祿を室に藏め、職を治むるを事とするなく、但力めて私を屬ぶを事とし、王官私し、君事去り、其の人を非として、人私行する者は、聖王の禁なり。

● 春秋は書經の篇名。封は殷の紂王なり。言ふは、紂王には讐萬人の多き臣あるも、讐萬人各心ありて一致せず。武王は僅に三千人の臣なるも、一心即ち一致共同せる故に、封を避てり。● 国威を一にすとは、威權を上に置く

去。非其人。而私行者。聖王之禁也。

己勞仕人。則與分其祿者。聖王之禁也。

はす、家其の列に富み、其の祿甚だ寡くして、資財甚だ多き者は、聖王の禁なり。世に拂りて以て行をなし、上を非として以て名をなし、常に上の法制に反して、羣を國に成す者は、聖王の禁なり。貧窮に飾りて、勤勞に發し、貧賤に權し、身に職事なく、家に常姓なく、上下の間に列し、議して民の爲めにすと言ふ者は、聖王の禁なり。士を壺して亡資となし、田を脩めて亡本となし、則之を生し、私を養うて死せず。然る後失矯して、深く上と市をなす者は、聖王の禁なり。

● 其の行は、父母に孝敬なるを本とせば ● 官の事を怠り、私利を營むを主とす ● 伊能は無能なり ● 人に交るは、下の人々に交るをいふ。下の人の己れに交るを得たるは、己の恩賜なりとするなり ● 人を説いて仕へしむれば、己れの恩を得みて其の祿を己れに分たしむるときは、己れの功勞なりと説るなり ● 人を説いて仕へしむれば、己れの恩を得みて其の祿を己れに分たしむることは容易になさず ● 恩を賣るために、法を枉げて民の権心を得んとするなり ● 財を用ふること、其の身分に相應せず、其の家産は、同列の人よりも過ぎ離れたるなり ● 羣衆く財多きは、不正の收入多きを證ナ ● ことさらに世と異りたる行をなし、上の事を非として名を賣るをいふ ● 寡與を爲すなり ● 貧

王之禁也。節ニ於貧窮而發ニ於勤勞。推於貧賤。身無職事。家無常姓。列上下之間。讓言爲民者。聖王之禁也。壺士以爲亡資。角田以爲亡本。則生之。養私不死。然後失矯。以深與上爲市者。聖王之禁也。示民時言大事。以動上。遠交以驗。假爵以臨朝者。卑身雜處。隱行。辟倚。側入。迎遠。遁上。而遁民者。聖王之禁也。

審節ニ小節を飾りて民に示し、時に大事を言ひて上を動かし、遠交して羣を踰え、爵を假りて朝に臨む者は、聖王の禁なり。身を卑くして雜處し、隠に辟倚を行ひ、側入迎遠、上を遁れて民を遁るゝ者は、聖王の禁なり。俗を詭り禮を異にし、大言法行、其の爲す所を難くして、高く自ら錯く者は、聖王の禁なり。委を守りて閑居し、博分して衆を致し、身を勤めて行を遂げ、人に説くに貨財を以てし、人を濟ひて譽を買ひ、其の身甚だ靜にして、人をして求めしむる者は、

之禁也。說俗行難其所爲。而高自錯者。聖王之禁也。守委閑居博分以致衆勤身遂行。說人以貢財濟人以買譽。其身甚靜而使人求者。聖王之行辟而辯也。言謔而辯。非而博。順而淳者。聖之禁也。以二黨二爲友。以二黨二爲仁。以二數變爲智。以二

聖王の禁なり、行辟にして堅く、言謔りて辯、術非にして博く、順惡にして澤なる者は、聖王の禁なり、朋黨を以て友となし悪を蔽ふを以て仁となし、數變を以て智と爲し、重斂を以て忠となし、忿を遂ぐるを以て勇となす者は、聖王の禁なり。國の本を固くし、其の身務めて上に往き、深く諸侯に附く者は、聖王の禁なり。

● 小節細行を飾りて、君子たる様子を民に見するなり。● 上の人を整頓す。● 國外の人々に交り、其の助けを得て、位同輩の上に出づ。● 才能なく尊爵位を授りて、朝に列する者なり。● 身を卑く下して、衆人と雜處す。● 人に知られる様に、常識の行をなす。● 和至れば、身を側して之に入り、利の速さに在るもの、迎へて之を引き寄せるなり。● 頭髪の行につきて、上下の視聽を通ること、即ち隠に行ふをいふ。● 直の目を迷はし、故きらに人に異なる行をなすをいふ。● 言ふ所誇大にして、行ふ所法度あり。務めて人の爲し難きをまし、高く標榜するなり。● 委は、尹知章云ふ委積なり其蓄積したる財なり。● 財多き故に、其の身は詳に家に在りて人をして來り求めしむる也。● 其の術は未なるも、博達にして常人の及ばざるものあるなり。● 頭髪とは、平生顧慮する所の事難なるも、修飾してよく見するなり。● 藝詒に云ふ、計數靈詐なりと。詐術を用ふるをいふ。● 民に重税を課して、上の収入を多くするなり。● 國の本とは、庶事をいふ。藝詒に、國は體にして體なりとあり。● 善惡ともに、階上の欲する所に従ふなり。● 外語使に附きて、己れの努力を頼するなり。

重數爲忠。以遂忿爲勇者。聖王之禁也。固ニ國之本。其身務往於上。深附於諸侯者。聖王之禁也。

聖王之身治世必有是道。必有所明。故俗異禮。以自見於國。莫敢超等踰布惠綏行。修和親於民。故莫敢利蘇功。以取順其君。聖王之治民也。進則使無

聖王の身世を治むるの時、德行必ず是とする所あり。道義必ず明なる所あり。故に士敢て俗を詭り禮を異にし、自ら國に見はるゝなく、敢て惠を布き行を緩くし、上下の交を修めて、民に和親するなし。故に敢て等を超え、官を踰え、利に漁し、功を蘇して、其の君に順ふを取るなし。聖王の民を治むるや、進みては其の利とする所を得るに由なからしめ、退きては其の害とする所を避くるに由なからしめ、必ず其の位に安じ、其の羣を樂み、其の職を務め、其の名を榮ずるに反らしめて、而る後に止む。故に、其の官を踰えて其の羣を離るゝ者は、必ず害あらしめ、其の事を能くせずして其の職を失ふ者は、必ず恥あらしむ。是の故に、聖王の民を教ふるや、仁を以て之を錯き、恥を以て之を使ひ、其の能を修め、其の成す所を致して止む。故に曰く、絶して定り、靜にして治り、安じ

て尊く、舉錯して變ぜざる者は、聖王の道なりと。

一 德行、必ず一定の國是あり。二 道義必ず明瞭に定まり居れり。三 されば士たるもの、俗を諂るの行をなし、己れを見はす必要なし。四 唯私惠を施し、躬行を以て急要となさず、ひたすら上下の交際を事とし、民に和親するを求めデ。五 故の字、纂詁に行となせり。六 纂詁に、某説を引て云ふ、謹は取なりと。七 言ふは、上の合する所に従はしめ、民の勝手氣儘に利害を取捨せしめざるなり。八 位に安んじ云々、以下の三の者を守りて、上に忠實なるの榮名を得しむるに至らしめて止む。反らしむとは、立ち反らしむるの意なり。九 己れの官職に安んぜずして分外の事に關係する也。十 人の利害の念を絶せしめて、安靜となす。安靜なれば、事なくして國自ら治まるなり。十一 事を舉行するに、一定して變ぜざるなり。

退則使無由
避其所害必
使反乎安其
位樂其羣務
其職榮其名
而後止矣故
踰其官而離
其羣者必使
有害不能其
事而失其職
者必使有恥是
故聖王之教民也以仁錯之以恥使之修其能致其所成而止故曰絕而
定靜而治安而
尊舉錯而不變者聖王之道也。

重令第十五

外言六

凡君國之重器莫重於令。令重則君尊。

ぶに在り、君を尊ぶは令を行ふに在り、令を行ふは、罰を嚴にするに在り。罰に令行はるれば、百吏皆恐る。罰嚴ならず、令行はれざれば、百吏皆喜ぶ。故に明君は民を治むるの本を察す。本は令より要なるはなし、故に曰く、令を虧く者は死し、令を益す者は死し、令を行はざる者は死し、令を留むる者は死し、令に従はざる者は死す。五の者は死して赦すなく、惟令を是れ視ると。故に曰く、令重くして下恐ると。

一 合重とは、嚴にして犯すべからざるなり。二 合行はれざるときは、百の吏員は私を憚にするを得る故喜ぶなり。三 合を虧くとは、臣下が令條を裁減するなり。四 益とは、益し加ふるなり。二句は、臣下が上の令を損益するをいふ。五 留むとは、施行を滞滯せしむるなり。六 纂詁に合に従はざるは民にして、上述の令を損益し行はず留むるは、吏の所爲をいふと。七 死は、死刑に處するなり。

爲上者不明。

上たる者明ならざれば、令出づる、上よりすと雖も、可と不可とを論する者は下

令出雖自上而論三可與不
可一者在下夫倍二上令一以爲
威。則行恣於己以爲私。百
吏奚不喜之有。且夫令出雖
自上而論三可與不可一者在
下。是威下鑿於民也。威
下鑿於民而求上之母危。
不可得也。令不出而留者無
不敬也。是數民而不出者無
益損者毋罪。則是數民而不出
者無不敬也。會出者毋罪。

に在り。夫れ上令に倍きて以て威となし、行己れに恣にして以て私をなさば、百吏奚ぞ喜ばざることか之れ有らん。且夫れ令出づる、上よりすと雖も、可と不可とを論ずる者下に在れば、是れ威下民に繋するなり。威下民に繋して、上の危きなきを求むるも、得べからざるなり。令出でて留むる者罪なれば、是れ民に不敬を教ふるなり。令出でて行はざる者罪なく、之を行ふ者罪あれば、是れ皆民に聽かざるを教ふるなり。令出でて可と不可とを論ずる者官に在れば、是れ威下に分るよなり。益損する者罪なれば、是れ民に邪途を教ふるなり。

● 上台に倍きて、威福を恣にし、私を爲すを得ば、吏員は誰か喜ばざらん ● 上の威福下りて、民に屬するなり
● 上の令を留め通漏せしむる者を罪せざれば、民に不敬を爲すも可なりと教ふるものなり ● 上の令を聞
くとは承服するなり ● 築の上令を聽する者は下民に在り。此處は下級官吏に在り。吏員も人民も共に聽するな
り

此の如くなれば、巧僞の人、將に此れを以て私を成し交を爲さんとし、比周の
人、將に此れを以て阿讎與を取らんとし、貪利の人は、將に此れを以て貨を收め
財を聚めんとし、懦弱の人は、將に此れを以て貴に阿り富に事へんとし、便辟
伐矜の人は、將に此れを以て譽を買ひ名を成さんとす。故に令一たび出で、民
に邪途を示す。五衝にして上の危きなく、下の亂るなきを求むとも、得べからざ
るなり。

上之母レ危。下之母レ亂。不可レ得也。

如此。則巧侯
之人。將以此
周成私爲交。比
此阿黨取與。
貪利之人。將以
以此收貨聚財。
懦弱之人。將以
事富。便辟伐
矜之人。將以
貴。成名。威
民。令一出示
五術。遂

謂之逆。布帛不足。衣服毋度。民必有凍寒之傷。而女以美衣錦襦謂之逆。萬乘兵之國。卒不能二野戰。應敵。社稷必有危亡之患。而士以母分役。相裨也。謂之逆。爵人不論能。祿人不論功。則士無爲行制。死節。而羣臣必通外。請謁取權。道行。事便辟。以貴富爲榮。以相裨也。謂之逆。

朝有經臣。國有經俗。民有經產。何謂之朝

の國。卒に野戰。敵に應する能はず。社稷必ず危亡の患あり。而して士は分役なきを以て、相裨するや、之を逆と謂ふ。人を爵するに能を論せず、人を祿するに功を論せざれば、士は制を行ひ、節に死するを爲すなし。而して羣臣必ず外に通じ、請謁權を取り行を道ひ、便辟を事とし、貴富を以て榮華となし、以て相裨するや、之を逆と謂ふ。

● 末事は商賈なり。● 民に顏色ある時に、一方に於ては雕飾を事として、他を輕てる者あらん、之を逆といふ。纂詒は禮に經とあり。● 民凍寒の傷あるに、一方に於ては女に美服錦襦を以て己れを誇り、他を輕んずるなり。● 危急の時敵を防ぐことも出来ざるに、士は分役掌を以て、分役ある者を輕んずるは逆なり。逆とは皆事理に反きたるをいふ。● 制は上の命令なり。● 自己の操行を稱説して君子人たるを誇ひ、貴富を以て身の榮と爲し、他軽んずるは逆なり。

朝に經臣あり、國に經俗あり、民に經產あり。何をか朝の經臣と謂ふ。身能を察して官を受け、上を誣ひず、法令を謹みて以て治め、阿黨せず、能を竭し力を

之經臣。察一身能而受官。不誣於上。諭於法令。以治。不二阿黨。竭能盡力。而不尙得。犯難離患。而不辭死。受祿不過其功。服位不修其能。不以母實。不受上者。朝之經臣也。何謂國之經俗。所好惡不違於上。所責賤。不逆於令。母上拂之事。母下比之說。母修泰之養。母陰等之服。謹於鄉里之行。而不逆本朝之事者。國之經俗也。何謂民之經產。畜長

盡くして、得を尙ばず。難を犯し、患に離うて、死を辭せず、祿を受けて、其の功に過ごさず、位に服して、其の能に修せず、母實を以て虚受せざる者は、朝の經臣也。何をか國の經俗と謂ふ。好惡する所上に違はず。貴賤する所令に逆はず。上拂の事なく、下比の説なく、侈泰の養なく、等を踰ゆるの服なく、郷里の行を謹みて、本朝の事に逆はざる者は、國の經俗なり。何をか民の經產と謂ふ。畜長樹藝、時を務め穀を殖し、農を力め草を墾し、末事を禁止する者は、民の經產なり。

● 經は常なり、常度あるをいふ。● 己れの身の能を察して官を受け、不能を以て職を受け、上を歎かず。● 力を竭くして職に從ひ、苟くも得るを賞ばず。● 其の功に相當する祿を受く。位に就くにも、其の能より大ならぬ。● 民の貴ひ賤む所のものは、上の意旨に違はざるなり。● 上にさからふことなく、下に比肩せざるなり。● 飲食に侈りたることをせず。● 身分不相當の衣服を着す。● 本朝は、其の國君の朝なり。● 經產は、極産なり。● 六畜を養ひ育つるなり。● 末事は商賈なり。農たるもの、本業を務めて末事に關係せざるなり。

樹藝。務時。殖穀。力農。望草。禁二止末事一者。民之經產也。

管子

一八六

用。不。足。便。虛。辟。見。通。得。行。大。一。臣。惡。

卷之三

故に曰く、朝に經臣を貴ばざれば、便辟進むを得、毋功虛取すれば、奸邪行を得、毋能上通す。國經俗に服せざれば、臣下順はずして上令行ひ難し。民經產を務めざれば、倉廩空虛財用足らず。便辟進むを得、毋功虛取し、奸邪行を得、毋能上通すれば、大臣和せず、臣下順はず、上令行ひ難ければ、難に應ずること捷ならず。倉廩空虛、財用足らざれば、國固守するなし。二の者一を見はせば、敵國之を制す。

● 功なくして祿位を得、故に虚取といふ ● 奸邪の人志を行ふことを得て、能なき者昇進す ● 國難に當りて、之を賄分すること敏捷ならず ● 敵國に禦ぜらる

不レ和。臣下不レ順。上令難レ行。則應レ難不レ捷。倉廩空虛。財用不レ足。則國母ニ以固。則敵國制レ之矣。

故に國は虛重せず、兵は虛勝せず、民は虛用せず、令は虛行せず。凡そ國の重

て、之を周分すること敏捷ならず。敵國に乘ぜらる
不レ和。臣下不レ順。上令難レ行。則應レ難不レ捷。倉廩空虛。財用不レ足。則國母以固
則敵國制レ之矣。
故に國は虛重せず、兵は虛勝せず、民は虛用せず、令は虛行せず。凡そ國の重

於辟。不令者行。乃之用。乃之勝。乃之重。虛也。必行。凡國之兵。不行。不虛用。令不行。不虛勝。民

きや、必ず兵の勝つを待つなり。而して國乃ち重し。凡そ兵の勝つや、必ず民の用を待つなり。而して兵乃ち勝つ。凡そ民の用ひらるゝや、必ず令の行はるゝを待つなり。而して民乃ち用ひらる。凡そ令の行はるゝや、必ず近者の勝つを待つなり。而して令乃ち行はる。故に禁(五)、親貴に勝たざれば、罰(六)、便辟(七)に行はれず。法禁(八)、嚴重(九)に誅せすして、疏遠(十)を害し、慶賞(十一)、卑賤(十二)に施(十三)さずして、一二三(十四)にして、令の必ず行はるゝを求むとも得べからざるなり。能(十五)にして官に通せず、祿賞(十六)を受けて功に當らず、號令民心に逆ひ、動靜時變(十七)に詭ひ、功あるも必しも賞せられず、罪あるも必しも誅せられず、令して必しも行はれず、禁じて必しも止ます、上位に在りて下を使ふなくして、民の必ず用ひらるゝを求むるも、得べからざるなり、將帥嚴威ならず、民心專一ならず、陳士制(二〇)に死せず、卒士敵を輕(二一)せずして、兵の必ず勝つを求むるも、得べからざるなり。

卷五 重令第十五

一八七

七

三

二

不_レ施_二於卑賤_一。二三_。而求_二令_一之必行_。不_レ可_レ得也。能不_レ通_二於官_一。受_二祿_一賞_二不_レ當_二於功_一號_二令_一過_二於民心_一。動靜詭_二於時_一變_一有_レ功_二不_二必_一

るは、質質あればなり。財力充實せるをいふ。○兵の勝つは、民の用ひらるゝに依り、民の用ひらるゝは、令行はれて民本業を務むるによる。○令の行はるゝは、其令必ず君の左右親近者を説服し、然る後一般に行はるゝに至るなり。●國君の親貴の人に、禁令が行はれざれば、勅は便辟、即ち近侍の者に行はれず。便辟は此に左右の侍者をいふ。○役職は、威儀ある貴臣なり。罪ありても此の如き者は誅せざして、國君に疏遠なる者をば罷するなり。●卑賤者には功あるも、廢賞及ばず。○賞罰一定せず、信賞必罰ならざるをいふ。○舉行することが、時の變動に相當せず。○使ふ能はざるなり。○慙しもは或は行はれ、或は行はれず、一定せざるをいふ。○陳士は軍陣の士、一部の長なり。制に死せアは、上將の命に死を決して、軍に逃むなり。○兵卒は、敵を見て懼るゝなり。

内守不能完。外攻不能服。敵侵戰伐不能制。威四鄰而求二重不可。

内守完き能はず、外攻服する能はず、野戰敵を制する能はず、侵伐四鄰を威す能
はずして、國の重を求むるも、得べからざるなり。徳弱小に加はらず、威彊
大に信ぜられず、征伐天下を服する能はずして、諸侯に霸たらんを求むるも、得
べからざるなり。威與に兩立するあり、兵與に分争するあり、徳遠國を懷くる

能はず、
令諸侯を一にする能はずして、天下に王たるを求むるも、得べからざる
なり。

得也。德不_レ加_ニ
於弱小。威不_レ
信_ニ於彊大。征
伐不_レ能_レ服_ニ天
下。而求_ソ歸_ニ諸
侯。不_レ可_レ得也。
威有_ニ與_ニ兩立。
兵有_ニ與_ニ分爭。

能はず、令諸侯を一にする能はずして、天下に王たるを求むるも、得べからざるなり。

● 外敵を攻むるも、之を征服する能はず ● 兩立は、彼我勢威同等なるをいふ ● 其の兵力も相均しく、相敵するものをいふ ● 諸侯をして悉く我が命に従はしむる能はず

不レ能レ懷ニ遠國。令不レ能レ一二諸侯。而求レ王ニ天下。不可レ得也。

人則天數。而王衆地。與兵大。危本彊國。富。人爲。然罰。

地大にして國富み、人衆くして兵彊きは、此れ霸王の本なり。然れども危亡と鄰を爲せり。天道の數、人心の變なり。天道の數、至れば反し、盛なれば衰ふ。人心の變、餘あれば驕り、驕れば緩怠す。夫れ驕る者は諸侯に驕り、諸侯に驕る者は、諸侯外に失ひ、緩怠なる者は、民内に亂るゝは、天道なり。此れ危亡の時なり。若し夫れ地大と雖も、并兼せず、攘奪せず、人衆しと雖も、緩怠せず傲下せず、國富むと雖も、侈泰せず欲を縱にせず、兵彊しと雖も諸侯を輕侮せず。衆を動かし兵を用ふるは、必ず天下の政理の爲にす。此れ天下を正すの本にし

て、霸王の主なり。

● 国富兵強は霸王の本なるも、又危亡に近づくものなり。何となれば天歎人心の異あればなり。● 天歎は國に至れば原に反り、盛なれば又衰ふるなり。● 人心の變たる、餘あれば驕ることになり、驕れば怠慢になるものなり。● 國外にては、諸侯の望を失ふ。● 駭り又怠りて諸侯を失ひ、民内に亂るゝは自然の理、故に天道なりといふ。● 霸國を攻めて、土地を併合せば。● 下に徵りあがり高ぶるなり。● 衆を動かし兵を用ふるも、自己の爲めにせざ、必ず天下の政治の爲にするなり。

驕諸侯。驕諸侯失二於外。緩怠者。民亂於内。諸侯失於外。民亂於内。天道也。此危亡之時也。若夫地雖大。而不并兼。不攘奪。人雖衆。不緩怠。不徵下。國雖富。不侈泰。不縱欲。兵雖彊。不輕侮諸侯。動表用兵。必爲天下政理。此正天下之本。而霸王之主也。

凡先王治國之器三。攻而毀之者六。明王能勝其攻。故不益於三國者。而自有三國者。正天下亂王。不能勝其攻。則三器之三。攻めて之を毀つ者六。明王は能く其の攻に勝つ。故に三者に益せずして、國を有つより天下を正す。亂王は其の攻に勝つ能はず。故に亦三者を損せずして、天下を有つよりして亡ぶ。三器なる者は何ぞや。曰く、號令なり、斧鉢なり、祿賞なり。親なり、貴なり、貨なり、色なり、巧便なり、玩好なり。三器の用とは何ぞや。曰く、號令にあらざれば下を使ふなく、斧鉢にあらざれば衆を感すなく、祿賞にあらざれば民を勸むるなし。六攻の敗とは何ぞや。曰く、聽かずと雖も、而も存するを得べき者、禁を犯すと雖も、免るを得べき者、功なしと雖も、富を得べき者なり。

● 之を毀つ者に勝つ。故に別に三器に益を加へずして、終に國を有つよりして、天下を有つに至る。● 亂王は六つのものゝ攻に勝つ能はざる故に、別に三器の用を撲滅せざるも、天下の主より下りて滅亡に至るなり。● 斧鉢とは、政制を爲すなり。● 貴は親近の者、貧は貴族、貨は貨財ある人、色は女色巧便なる人、玩好は玩物を進めて君の心を惑はざるもの。此を六攻といふは、此れに心を傾ければ、終には國を失ふこと、怠も敵より攻めらるゝ如き故なり。● 言ふは、上の命令を離きて行はざるも、身を存するを得る者、又善を記して罪を見れ、功なくして貪を得て富む者等は、往々貪利等に之れあり。此の如きは、亂の本にして、敵國に乘せらるゝなり。凡そ國聽かずして存するを得べき者あるときは、號令も下を使ふに足らず。禁を犯して免るゝを得べき者あるときは、斧鉢も衆を感すに足らず。功なくして富を得べき者あるときは、祿賞も民を勸むるに足らず。號令下を使ふに足らず、斧鉢

得^レ免^ス者[。]則^シ斧[。]
不^レ足^ニ以^シ威^ジ
衆[。]有^レ功^ニ而^シ
可^ニ以^シ富^シ者[。]
則^シ祿[。]不^レ足^ニ
不^レ足^ニ以^シ使^シ下[。]
斧[。]不^レ足^ニ
威^ジ衆[。]祿[。]不^レ
足^ニ以^シ勸^シ民[。]若^シ此[。]
制^シ之[。]

衆[。]を威^ジすに足^ラず、祿[。]賞[。]民[。]を勸^シむるに足^ラざること、此くの若くなりとせば、
民[。]自^ラ用^フることを爲^スなし。民[。]自^ラ用^フることを爲^スなければ、戰[。]勝[。]たす。
戰[。]勝[。]たざれば、守[。]固[。]からず、守[。]固[。]からざれば、敵[。]國[。]之[。]を制^シせん。
● 斧[。]鍼[。]は、衆[。]を威^ジする所以[。]なるも、上に言ふ如くなれば之を威^ジするに足^ラざるなり。● 祿[。]賞[。]は民[。]を勵^シまし動^ハむ
所以[。]なるも、是れ又之を動^ハむ能^ハず。● 尹知章云ふ、罪ありて誅[。]せざず、功[。]ありて賞[。]せざば、民[。]は自^ラ極めて
其[。]力を用ひざるなり

然^レ則^シ先[。]王[。]將[。]
若^レ之[。]何[。]曰[。]不^レ
為^ニ六[。]者[。]變[。]中[。]更[。]
於[。]號[。]令[。]不^レ下[。]爲^ニ
者[。]疑[。]錯[。]於[。]斧[。]
鍼[。]不^レ下[。]爲^ニ六[。]
者[。]益[。]損[。]於[。]祿[。]
賞[。]若^レ此[。]則^シ遠[。]

然^ラば則^チ先[。]王[。]は、將[。]に之[。]を若[。]何[。]せんとするか。曰く、六[。]者の爲[。]に號[。]令[。]を變[。]更[。]
す。六[。]者の爲[。]に斧[。]鍼[。]を疑[。]錯[。]せず。六[。]者の爲[。]に祿[。]賞[。]を益[。]損[。]せず。此[。]若くな
れば、遠[。]近[。]心[。]を一[。]にせん。遠[。]近[。]心[。]を一[。]にせば、衆[。]寡[。]力[。]を同じくせん。衆[。]寡[。]力[。]
を同[。]くすれば、戰[。]必ず勝[。]つべくして、守[。]必ず固[。]かるべし、以^テ并[。]兼[。]攘[。]奪[。]する
にあらざるなり。以^テ天下[。]の政治[。]を爲^スなり。此[。]れ天下[。]を正[。]すの道[。]なり。

近^レ心[。]遠^レ心[。]遠^レ心[。]
同^レ力[。]衆[。]寡[。]同^レ力[。]
力[。]則^シ戰[。]可^ニ以^シ
必^シ勝[。]而^シ守[。]可^ニ
必^シ固[。]非^ニ以^シ
井[。]兼[。]攘[。]奪[。]也[。]
爲^ニ天[。]下[。]政[。]
下[。]之[。]道[。]也[。]

● 言ふは、古[。]への賢[。]王[。]は、如何して前述の如き解[。]審[。]を除[。]かるゝやとなり。● 六[。]者は、潤[。]賞[。]より玩好[。]までの者を
いふ此[。]の如き[。]の爲[。]に、命令[。]を要[。]じて之[。]を偏愛[。]せず。● 謂[。]諸[。]諸[。]に云ふ、通[。]疑[。]錯[。]誤[。]なりと。殊[。]を加^フることを通[。]報[。]せ
しめ、又は故[。]ざらに法[。]を任[。]ぐ如き[。]をいふ。● 戰[。]勝[。]守[。]固[。]の用意[。]たる、人の間[。]を併[。]兼[。]攘[。]奪[。]する
政務[。]を爲^スし、天下[。]を正[。]すに必要[。]なればなり

法法第十六

外言七

法を法とせざれば、事常なし。法ならざるを法とすれば、令して行はれず。令して行はれざるは、令法ならざればなり。法にして行はれざるは、令を修むる者審ならざればなり。審にして行はれざるは、賞罰輕ければなり。重くして行はれざるは、賞罰信ならざればなり。信にして行はれざるは、身を以て之に先せられればなり。故に曰く、(六)禁身に勝てば、令民に行はると。

● 合法のものを法として奉ざれば、事變更多くして定まらず。● 合が法にかなはずる故なり。● 法にかなひながら行はれざるは、令を爲ること審密ならざる故なり。● 合は審密に爲られるながら行はれざるは、賞罰輕く民恐れざる故なり。此の處にては罰の字を重んず。● 上の人先づ合を奉行せざる故なり。● 禁身に勝つとは禁が自己の私情に打ち勝つこと、身を憚り敢て禁を犯さざるなり。

日。禁勝於身。則令行。於民矣。

賢を聞きて舉けざるは殆し。善を聞きて索めざるは殆し。能を見て使はざるは殆し。人を親みて固らざるは殆し。同じく謀りて離るゝは殆し。人を危くして能くせざるは殆し。人を廢して復起すは殆し。可として爲ざざるは殆し。足りて施さざるは殆し。幾にして密ならざるは殆し。人主周密ならざれば、正言直行の士危し。正言直言の士危ければ、人主孤にして内るゝなし。人主孤にして内るゝなれば、人臣黨して羣を成す、人主をして眞にして内るゝなく、人臣黨して羣を成さしむる者は、此れ人臣の罪にあらざるなり。人主の過なり。民重罪なきは、過大ならざるなり。民过大過なきも、上赦すなきなり。上小過を赦すときは、民重罪多し。積の生する所なればなり。故に曰く、赦出づれば、民敬せず、惠行はるれば過日に益すと。惠赦民に加はりては、圍困實すと雖も、殺戮繁しと雖も姦勝へす。故に曰く、邪は蚤く之を禁するに如くはなし。過を赦し善を遣せば、民勵ます。過ありて赦さず、善ありて遣さざれば、民を勵ま

營

子

二
六

すの道、此に於てか之を用ふ。故に曰く、明君なる者は^断事とする者なりと。

而毋_レ內。人臣黨而成_レ羣者。
此非_ニ人臣之罪_一也。人主之過也。民毋_ニ重罪_一。過不_レ大也。
民毋_ニ大過_一。上無_ニ教_一也。上教_一

君有三欲於民。三欲不節。則上位危。三
欲者何也。一曰求。二曰禁。三曰令。必
禁。必求。必禁。行。欲。欲。欲。得。禁。必。
止。欲。行。欲。欲。欲。行。欲。欲。欲。欲。欲。
勵雖小。過實之殺戮。雖多。民上

多く求めて、多く得る者はあらざるなり。未だ能く多く禁じて、多く止む者はあらざるなり。未だ能く多く令して、多く行はるゝ者はあらざるなり。故に曰く、
上苛なれば下聽かず、下聽かずして、彊ふるに刑罰を以てすれば、人の上たる者は衆に謀らる。人の上となりて衆之を謀れば、危きなきを欲するも、得べからざるなりと。

量已制。又遷之。刑法已錯。又移之。如是。慶賞雖重。不勸也。殺雖繁。民不畏也。故曰。上無固植。下有二疑。

明君在上位。民母下敢立私自貴者。國母三怪嚴。母俗異禮。士母私譏。倨傲易令。錯儀。畫制誅。故彌者盡被。引之以繩。堅者折。明君上位。在れば。民敢て私議を立て。自ら貴ぶ者なく。國怪嚴なく。雜俗なく。異禮なく。士私議するなし。倨傲にして令を易へ。儀を錯き。制を畫し。議を作す者は盡く誅す。故に彌者は折り。銳者は挫き。堅者は破る。之を引くに繩墨を以てし。之を繩すに誅戮を以てす。故に萬民の心皆服して上に從ふ。之を推して往き。之を引きて來る。彼れ下に其の私議を立て。自ら貴び。分争して退く者あれば。令此れより行はれず。

● 繩て上の命に従ひ。私議を立て自尊するものなし。● 藝詩に云ふ。嚴命性異々謀合なしと。● 馬情

哉。故萬民之心。皆服而從。上推之而往。引之而來。彼下有立其私議。自貴。分爭而退者。則令自此不行矣。

故曰。私議立。主道卑。況則主二倨。微易。服令錯儀。畫制。變易風俗。詭說。殊說。猶立。上不行君令。下不合於鄉里。變更自爲。易國之成俗。牧之民。不牧之外者。命之曰。不。牧之民。繩之。

も一定して錯難せず。● 若し倨傲(もごりたかぶり)にして、儀式を更め立てたるときはなり。● 藝詩に云ふ。制度を計畫し。誤謬を作爲する者は。上に拂る故に。誅を加ふ。● 此くして民の惡き者は之を折り。銳き者は撃き。堅き者は破りて上に反抗せしめず。● 法を以て之を導くなり。從はざる者は又法を以て之を誅戮す。● 言ふは下民をして通親上の令に従はしむ。● 自己を尊大にし。上と分争して身を悪き。仕官せざる者なり。

故に曰く。私議立てば。主道卑しと。況んや倨傲を主とし。令を易へ。儀を錯き。制を畫し。風俗を變易し。詭服殊說。猶ほ立つをや。上は君の令を行はず。下は鄉里に合はず。變更自ら爲し。國の成俗を易ふる者は。之を命じて不牧の民と曰ふ。不牧の民は。繩の外なり。繩の外は誅す。賢者をして能に食み。歸士をして功に食ましむ。賢者能に食めば。上尊くして民從はん。歸士功に食めば。卒患を輕じて敵に傲らん。上尊くして民從ひ。卒患を輕じて敵に傲り。二

也。繩之外誅。使賢者食於國。能。則賢士食於天。上者食於下。尊而治。則能。則賢士食於天。上者食於下。尊而治。

を立つる者ありては、主君の道更に卑くなるなり。● 君の牧養外の人民なり。● 罷は法度なり。● 才能に相當せる祿を與ふるなり。● 戰功に相當せる祿を與ふるなり。● 兵卒は艱苦を憂へず、敵を畏れざるべし。● 民從ふと、卒敵を輕ずるとの、此の二者間に立てば、天下治まり、君主も安穩なりと

從従聞士食ニ於功一則卒輕患而傲敵。上尊而民從。卒輕患而傲敵。二者設ニ於而主安矣。

凡そ赦なる者は、小利にして大害なる者なり。故に久しくして其の禍わざはりに勝たつへず。赦すなき者は、小害にして大利なる者なり。故に久しくして其の福さいよひに勝たつへず。故に赦なる者は、犇馬ほんばの轡くつわを委まて、赦すなき者は、座ざ唯しよの石いしを礪うつなり。罰尊しゃくたうからず、祿重うくおもからざる者は、與よに難なんを圖はかり、危あやきを犯おがさす。其の道みちを以て、未だ以て之を求むべからずと爲せばなり。是の故に先王の軒冕けんめいを制するは、貴賤きせんを著あらはす所以にして、其の美びを求めず。罰祿しゃくろくを設くろくくるは、其の服ふくを守まもる所以にして、其の觀くわんを求めざるなり。

其道一爲レ未レ可ニ
以求レ之也。是
故先王制ニ軒
冕ニ所ニ以著ニ貴
賤ニ不レ求ニ其美ニ
設ニ爵祿ニ所ニ以

上、雖恐くは道なりと。瘡は小腹なり、礪石は石針を打つなり。恰も小き腰(はれ物)に針を打ちて癥治する如く、初め少しく病苦なるも、其の患必ず除かるゝなり。● 許祿の尊重ならざる者は、輿に難を圖り、危きを犯さず。輕微の罰祿は、我身を賠(かくる)するに足らずと爲すなり。● 馬車冠冕の制を定めたるは、貴族を明にする所以、美飾の爲めにあらず。● 罰祿を設くるは、其の驅導する者を保守する所以にして、觀を美にするにあらず。● 服。不レ求ニ其觀ニ也。

君子をして道に食み、小人をして力に食ましむ。君子道に食めば、上尊くして民順ふ。小人力に食めば、財厚くして養足る。上尊くして民順ひ、財厚くして養足る。四の者體を備ふれば、胥足り上尊し。時にして王たる難からず。文三宥あり、武一赦なし。惠なる者は、赦多き者なり。先に易くして後に難し。久しくして其の禍に勝へず。法なる者は、先に難くして後に易し。久しくして其の福に勝へず。故に惠なる者は、民の仇讐なり。法なる者は民の父母なり。

● 道に食むとは、學びたる道を以て仕官し、祿を受くるをいふ。● 小人は下民なり。力に食むとは農事を力めて食を得るなり。● 上尊く、民順ひ、財厚く、養足るの四者、全く實行さればなり。● 時機到れば、王となること容易なり。● 文に於ては三宥あるも、武にては一たびも赦すことなし。三宥の事、周禮秋官に見ゆ。● 黑

教。惠者多。教者也。先易而後難。久而不勝其福。法者先

太上以制制。其次失而能追之。雖有過亦不甚矣。明君制宗廟。足以設賓祀。不求其美。爲宮室臺榭。足以避燥濕寒暑。不求其大。爲雕文刻鏤。足以辨貴賤。不求其觀。故農夫不失其時。百工不失其日。不求其暑。不求其大。

曰く、儉は其道なるかと。

● 太上は、制を以て度を制す。其の次は、失して能く之を追ひ、過ありと雖も亦甚しからず。明君は宗廟を制し、以て賓祀を設くるに足り、其の美を求めず。宮室臺榭を爲り、以て燥濕寒暑を避くるに足り、其の大を求めず。雕文刻鏤を爲り、以て貴賤を辨するに足り、其の觀を求めず。故に農夫は其の時を失はず、百工は其の功を失はず、商は廢利なく、民は游日なく、財は破壊なし。故に

は、始より民に悦ばる、故に、先には容易なるも、後には困難になる。民は恵に押れて、不善をなすこと多ければなり。● 法は先には難きも、後には易し。民、法を恐れて、惡をなさず。自然に善良の途に赴けばなり。

其功商無廢利。民無游日。財無破壊。故曰。儉其道乎。

令未布。而民或爲之。而賞從之。則是上妄予也。上妄予也。上妄予也。上妄予也。上妄予也。上妄作。則功臣怨。而愚民操事於妄作。則大亂之本也。令未布。而聞及之。則是上妄誅。則民輕生。民輕生。則暴人興。而曹黨起。而亂城作矣。令已布。而賞不

令未だ布かずして、民或は之を爲して、賞之に従へば、是れ上妄に予ふるなり。上妄に予ふれば、功臣怨む。功臣怨みて、愚民妄作に操事するは、大亂の本なり。令未だ布かずして、罰之に及べば、是れ上妄に誅するなり。上妄に誅すれば、民生を輕す。民生を輕すれば、暴人興り、曹黨起りて亂城作る。令已に布きて、賞從はざれば、是れ民をして勸勉ならず、制を行はず、節に死せざらしむ。民勸勉せず、制を行はず、節に死せざれば、戰勝たずして守固らず。戰勝たずして守固らざれば、國安からず。令已に布きて罰及ばざれば、是れ民に聽かざるを教ふるなり。民聽かざれば、監者は立つ。強者立てば主位危し。故に曰く、憲律制度は、必ず道に法り、號令必ず著明、賞罰必ず信密にす。此れ民を正すの經なり。

● 令未だ布かざるに、人民が私賞を以て事を爲し、之に賞を與ふれば、上は妄に予ふるなり。● 妄に予ふれば

管子

四〇三

從。則。是。使。下。民。
不。二。勸。勉。一。不。行。
制。不。也。死。節。○
民。不。二。勸。勉。一。不。行。
制。不。死。節。○
則。戰。不。勝。而。守。
不。固。戰。不。勝。
而。守。不。固。則。固。
位。危。矣。故。曰。固。

功臣は怨み、愚民は益妄作し、大亂の本となるなり。一 令未だ布かざるに觸すれば、妄に誅するなり。此くあるときは、何時誅罰せらるゝも分らざる故に、民は生命を軽んじ、暴亂を起すこととなるべし。二 令已に布云々は實の事に就き説述し、意分明なれば解釋せず。三 民に、上の令を奉行せざるも可なりと教ふるものあり。四 強き者は立て事を起し、弱き者は之に従ふに至る故に、君主は危くなるなり。五 道に法りて之を制定す。六 諒は法なり

し。故に法の立つ所、令の行はるゝ所の者多くして、廢する所の者寡ければ、民誹議せず。民誹議せざれば聽從す。法の立つ所、令の行はるゝ所、其の廢する所の者と鉤ければ、國常經なし。國常經なければ、民妄行す。法の立つ所、令の行はるゝ所の者寡くして、廢する所の者多ければ、民聽かず。民聽かざれば、暴人起りて姦邪作る。

一 君主の用を爲す者衆く、隨つて其の勢力强大に、他より尊ばるゝに至る。小國は之に反す 二 民に衆く己れの用を爲さしむる方法は、いかにせば可ならんとなり。己れは君主を指す 三 法令行はるゝ多く、廢するもの寡きは、其の善なるの證にして、民の聽從する所以なり 四 法令の廢せらるゝものと、行はるゝものと均分なれば、其の國一定の法なきに至り、民は之に乘じて妄行するなり。又廢せらるゝものゝ多ければ、民は聽從せずして、暴徒姦者起るに至るなり

上の民を愛する所以の者を計るに、之を用ふるがために之を愛するなり。民を愛

愛民者爲用之愛之也。爲愛民之故。不難毀法。虧令。則是失所謂愛民矣。夫以愛民者。殺民用民。則民之不用明矣。夫至用民者。殺之危之。勢之苦之。餓之渴之。用民者。將致之此極也。而民毋可與處害己者。明王在上。道法行於國。皆舍所好。行所惡。故用民者。軒

するがための故に、法を毀ち、令を虧き難からざれば、是れ所謂民を愛することを失ふ。夫れ民を愛することを以て民を用ふれば、民の用ひられざること明かなり。夫れ至く民を用ふる者は、之を殺し、之を危くし、之を勞し、之を苦め之を飢し、之を渴し、民を用ふる者は將に之を此の極に致らしめんとするなり、而るに、民與に己れを害するを慮るべき者なし。明王上に在れば、道法國に行はれ、民皆好む所を捨てて、惡む所を行ふ。故に善く民を用ふる者は、軒冕下儕せずして、斧鉞上因せず。是の如くなれば、賢者は勸めて暴人は止む。賢者勸みて暴人止めば、功名其の後に立つ。

● 民を愛するがために法を毀ち、令を虧くやうのことをすれば、反つて愛するの目を失うなり。● 法を経てまでも、唯々民を愛することを以て民を用ひんとすれば、民は反つて用とならず。● 尹知章云ふ、至は善より善と能を用ふる者は、徒に民を愛せず。之を毀し之を危くする等、其の極に至るも、民をして我を怨まざらしめ、此くして恩威を民の心に結び我を離らすして我が用を爲さしむ。● 民の好む所は私欲なるも、過と法とが善く行はされば、民は反つて懼惡する所の法度を行ひ守り好む所を捨つるに至るなり。● 徒に下を愛して、軒冕を棄へず。又妻に私怨の爲めに上より斧鉞の誅を行はず。儕は儕にして、某官に擬するの擬即ちあくるなり

冕不下儕而斧鉞不上因。如レ是則賢者勸。而暴人止。賢者勸。而暴人止。則功名立。其後ニ矣。白刃を踏み、矢石を受け、水火に入り、以て上の令を聞き、上令盡く行はれ、禁盡く止み、引きて之を使ひて、民敢て其の力を轉せず、推して之を戰はしめて、民敢て其の死を愛まず。敢て其の力を轉ぜずして、然る後に功あり。敢て其の死を愛まずして、然る後に敵なし、進みて敵なく、退きて功あり。是を以て三軍の衆、皆其の首領を保つを得て、父母妻子内に完安なり。故に民は未だ嘗て不三敢愛其死。然後有功。不三引而使之。民不敢轉其力。然後有功。不三推而戰之。民不敢愛其死。然後無敵。進無敵。退有功。是以三軍之衆。皆得保其首領。父母妻子。完安於内。故民未嘗可與處始。而可與樂成。是故仁者。知者有道者。不與人處始。

● 白刃云々數句、民が上令を奉じて死を畏れず、力を致すをいふ。● 力を轉移することにて、上の命を廻避するをいふ。● 進め行かしむるなり。● 上述の如く皆義理して敵に當る故に、其の身を保全するを得るなり。● 言ふは、仁者智者己れの善とすることとは、斷然決行して其の始に當りては、人と相談せざ

國無以小與不幸而削亡者。必主與大臣之德行失於身也。官職法制政教失於國也。諸侯之謀慮失於外也。故地削而國危矣。國有功名二者必主與大臣之德行得於身也。官職法制政教得於國也。諸侯謀慮得於外也。然後功立而名成。然則

國の小と不幸とを以てするなくして削亡する者は、必ず主と大臣との徳行身に失すればなり。官職法制政教、國に失すればなり。諸侯の謀慮外に失すればなり。故に地削られて國危し。國は大と幸とを以てするなくして、功名ある者は、必ず主と大臣との徳行身に得ればなり。官職法制政教、國に得ればなり。諸侯の謀慮外に得ればなり。然る後に功立ちて名成る。然らば則ち、國何ぞ道なかるべけん。人何ぞ求なかるべけん。道を得て之を道き、賢を得て之を使ひ、將に大に利を興し、害を除くに期するあらんとす。利を興し害を除くを期するは、身より急なるはなくして、君獨り甚傷むや、必ず先づ令の失なり。

● 言ふは、小國又は不幸の故にあらずして削られたるものは、必ず其君主と大臣との徳行に缺くる所あり。官職法制政教等の失ある故なり。● 外諸侯に對する考應に、失ふ所あればなり。● 上に反して國は大ならず、寒暖の位地にもあらざるに功名あるは、其の主と大臣との徳行あるに依るなり。● 又諸侯に對して、謀慮試くるをき故なり。● 人は賢人なり。賢人を求めて治國の事を相談せざるべからず。● 道を以て民を導くなり。● 人君其の身を以て急要となし、先づ身を害せずして物を利すべし。然るに君獨立して助けなく、終に身を害するが如きあるは、先に令する所に失策ある故なり

國何可無道。人何可無求。得道而道之。得賢而使之。將有所三。期於興利除害。期於興利陰害。莫急於身。而君獨甚傷也。必先令之失。

人主令を失して蔽る。已に蔽れて刲る。已に刲れて弑せらる。凡そ人君の君たる所以の者は勢なり。故に人君勢を失へば、臣之を制す。勢下に在れば、君は臣に制せらる。勢上に在れば、臣は君に制せらる。故に君臣の位を易ふるは、勢下に在ればなり。臣に在る期年なれば、臣不忠と雖も、君奪ふ能はざるなり。子に在る期年なれば、子不孝と雖も、父服する能はざるなり。故に春秋の記に、臣制於臣矣。勢在下。則君制於臣矣。勢在上。則臣制於君矣。故君臣之易位。勢在下也。在臣期年。臣忠。君不能奪也。在子期年。子雖不孝。父不能服也。故春秋之記。臣有弑其君。子有下弑其父者上矣。

● 合を失するときは、下の者の其の聰明を蔽はる。● 蔽はれたる後は、もばやかさるに至り、終には勢全く下に移り、君は反つて臣に制せらる。● 勢が臣に在ること、一年の久しうに至れば、臣は不忠と雖も、君は之を動かし離しとなり。父子の場合も同一なり。● 父は折服なり。父と離も之をいかんともなし離しとなり

故曰。堂上遠於百里。堂下遠於千里。門廷遠於萬里。今步者一日。百里之情通矣。堂上有事。十日而君不聞。此所謂遠於百里也。步者十日。千里之情通矣。堂下之有事。十日千里。情通矣。堂有事。一月而君不聞。此所謂遠於千里也。步者百日。萬里之情通矣。門廷事。期年にして君聞かざれば、此れ所謂萬里より、遠きなり。故に請入りて出さざる之を滅と謂ひ、出でて入らざる、之を絶と謂ひ、入りて至らざる、之を侵と謂ひ、出して道止まる、之を壅と謂ふ。滅絶侵壅の君は、其の門を杜ぎて、其の戸を守るにあらざるなり。政をなすの行はれざる所あるなり。

● 里歌と日歌とを比對して、君主が耳目を蔽はるゝを説明せしめり。● 例へば歩する者は、一日百里を行くとすれば、其間の事情に通ずるを得。然るに堂上に事ありて、十日の間其の事を聞見せざれば、堂上は目前にあるも、猶百里より遙きが如し。千里萬里も、皆此例なり。● 支那の里歌は、日本の十分の一なれば、百里は十里なり。● 請は、臣より請よ所の事なり。臣請ふことあるも、君捨てゝ用ひず、漏洩するが如し。故に壅といふ。● 令を出すも、請ひを入れざるは、臣言を拒絶するなり。故に絶といふ。● 請を入れても、左右の者に止り、君の手に達せざ。是れ臣が君の權を侵す故に、侵といふ。● 君令を出すも、中途に止り、下に達せざる大に、君命を壅するものなり。故に壅といふ。● 以上滅絶侵壅の事ある、君は何にもことさらに入らざるなり。政の行はれざるより自然此に至るなり。

故曰。令重於寶。社稷先於親戚。法重於民。威權貴於爵祿。故不下為重寶輕號令。不為親戚後中社稷。不為愛民。枉中法律。不為爵祿。故曰。勢非檣。所以予人也。

故に曰く、今は寶よりも重く、社稷は親戚よりも先きに、法は民よりも重く、威權は爵祿よりも貴しと。故に重寶のために號令を輕せず、親戚のために社稷を後にせず、民を愛するがために法律を杜けず、爵祿のために威權を分たず。故に曰く、勢は人に予ふる所以にあらざるなり。

● 社稷、即ち國の爲めには親戚を括つることあり。社稷の方大切なればなり。● 君の威權は爵祿より貴き故に臣下に爵祿を與ふるも、威權を與ふるべからず。● 大功あらば爵祿を與ふべからず。賞ふは、爵祿を與ふるを惜む爲めに、我が威權を分ち與ふるなかれとなり。

政者正也。正也者所以正定萬物之命也。是故聖人精德立中。以治國。故正者所以止過。而逮不及一也。過與不及也。皆非正也。非正則勇而不義。

故言有辯而非務者行有難而非善者。不苟爲而辭。必中務行。

舊兵仁而不法。舊正。故軍之敗也。生於不義。法之侵也。生於不正。

故言是焉にして、務にあらざる者あり。行は難くして、善にあらざる者あり。故に言は必ず務に中り、苟も辯をなさず。行は必ず善を思ひ、苟も難をなさず。規矩なる者は、方圓の正なり。巧目利手ありと雖も、拙規矩の方圓を正すに不正より生ず。

● 萬物の命は、正を得て定る。● 中庸の道を立て、正となす。● 正とは過不及をからしむるもの、所謂中なり。

故言有辯而非務者行有難而非善者。不苟爲而辭。必中務行。

舊兵仁而不法。舊正。故軍之敗也。生於不義。法之侵也。生於不正。

故言是焉にして、務にあらざる者あり。行は難くして、善にあらざる者あり。故に言は必ず務に中り、苟も辯をなさず。行は必ず善を思ひ、苟も難をなさず。規矩なる者は、方圓の正なり。巧目利手ありと雖も、拙規矩の方圓を正すに不正より生ず。

如かざるなり。故に巧者は能く規矩を生ずるも、規矩を廢して方圓を正す能はず。聖人は能く法を生すと雖も、法を廢して國を治むる能はず。故に明智高行ありと雖も、法に倍きて治むるは、是れ規矩を廢して方圓を正すなり。

● 言ふは、辯論は勝れたりとも無用の勝にして勝にあらざるあり。● 行ひは常人の爲し難きものにても必ずしも善ならざるものあり。● 巧者は能く規矩(さしがね)を作成するも、規矩を廢して方圓を作る能はず。● 聰人には能く法を作成するの才知を有するも法を害して國を治むる能はず。

一曰。凡人君之德行威嚴。獨り能く盡く人に賢るにあらざるなり。曰非獨能盡賢人也。曰人君也。故從而貴之。不三敢論其德行之高卑。有故爲三其卑。

必思善。不苟爲而規矩者。方圓之正也。雖有巧目利手。不知據規矩之正方圓也。故巧者能生規矩。不能下廢規矩而正方圓。雖三聖人能生法。不能廢法而治國。故雖有明智高行。倍法而治。是廢規矩而正方圓也。

一に曰く、凡そ人君の徳行威厳、獨り能く盡く人に賢るにあらざるなり。曰く、人君なり。故に從ひて之を貴び、敢て其の徳行の高卑を論ぜざるは故あり。其の殺生、司命よりも急なるがためなり。人を富まし人を貧くし、人をして相畜はしむるなり。人を貴くし人を賤くし、人をして相臣とせしむるなり。人主貴之。不三敢論其徳行之高卑。有故爲三其卑。

此の六の者を操りて、其の臣を畜ひ、人臣も亦此の六の者を望みて、其の君に事

ふ。君臣の會、六の者之を謀と謂ふ。

殺生急於司命也。富人貧人。使二人相畜也。貴人賤人。使二人相臣也。人主操此六者以畜其臣。人臣亦望此六者以事其君。君臣之會六者謂之謀。

● 言ふは、人君の德行威儀、必ずしも人より齎りたるにあらざるも人君なりといふ所より、人之を畜び、其の德行を講せざる故は人を殺生するの權を有すること、司命よりも急なるに由るなり、司命は天上文昌星の第四座、人命の長短を司るものといふ。● 人主たる者には人を貴くし、人を富まし人を貧くし、富者は貧者を畜ひ、貴者は賤者を臣とすといふ、六の權能あり、臣下たるものも此の六のものを翼みて君主に奉ふるなり、君臣の會合、六の者を以し成立し之を謹と名く。

六者在臣期年。臣不忠。君不能奪。在子父期年。子不孝。春秋之記。臣有弑其君。子有弑其父者。有得此六者。而父不智也。

六の者臣に在ることと期年にして、臣不忠なるも、君は奪ふ能はず。子に在ること期年にして、子不孝なるも、父奪ふ能はず。故に春秋の記に、臣其の君を弑するあり。子其の父を弑する者あり。此の六の者を得て、君父智らざればなり。六の者臣に在れば、主藏はる。主藏はるゝ者は、其の令を失ふなり。故に令入りて出でざる、之を藏と謂ひ、令出でて入らざる、之を瑕と謂ひ、令出でて行はれざる、之を牽と謂ひ、令入りて至らざる、之を瑕と謂ふ。牽瑕藏塞の事は、君なる

六者在臣。則主藏矣。主藏者失其令也。故曰。令入而不不出。謂之藏。令出而不入。謂之瑕。奉至。謂之瑕。奉瑕者。非敢杜其門。而守其月上也。爲之令之有。所不行也。此其所以然者。由賢人不至。而忠臣不用也。故人主不可以不愼其令。令者人主之大寶也。

一日。賢人不至。謂之藏。忠臣不用。謂之塞。令而不行。謂之障。障者。非敢杜其門。而守其月上也。爲之令之有。所不行也。此其所以然者。由賢人不至。而忠臣不用也。故人主不可以不愼其令。令者人主之大寶也。

一に曰く、賢人至らざる、之を藏と謂ひ、忠臣用ひられざる、之を塞と謂ひ、令して行はれざる、之を障と謂ひ、禁じて止まざる、之を逆と謂ふ。藏塞障逆の君なる者は、其の門を杜ぎて、其の戸を守らざるなり。賢者の至らず、令

不_レ止。謂_ニ之_レ逆_。
蔽_レ塞_レ障_レ逆_。
君_レ者_レ不_レ杜_ニ其_レ門_。
而_レ守_ニ其_レ戸_。
也_。爲_ニ賢_レ者_レ之_レ不_レ至_。
令_レ之_レ不_レ也_。
凡_レ民_レ從_ニ口_。
所_レ言_。從_ニ情_。
所_レ好_。從_ニ情_。

上行_。之_レ上_。行_。
則_レ上_。君_レ必_レ輕_。
君_レ好_。勇_。則_レ民_レ好_。
死_。上_。好_。仁_。
民_レ輕_。財_。故_レ民_レ好_。
死_。制_。則_レ國_レ必_レ亂_。

の行はれざるがためなり。凡そ民は上に従ふなり。口の言ふ所に従はずして、情
の好む所に従ふ者なり。上勇を好みば民死を輕じ、上仁を好みば民財を輕す。
故に上の好む所は、民必ずこれより甚しひ。是の故に、明君は民の必ず上を以て
心と爲すを知るなり。故に法を置きて自ら治め、儀を立てて自ら正すなり。故
に上行はざれば民従はず。彼の民法に服し制に死せざれば、國必ず亂る。是を以
て有道の君は、法を行ひ制を修め、民に先ちて服するなり。

- 謂は路を塞ぎて忠良の人を通ぜざるなり。● 障は塞なり。● 逆は上に逆ふをいふ。● 下民は上に従ふも
のなれども其の言に従はずして情の好む所に従ふ、故にいかに命令するも上の實行せざることは行はれざるなり
● 言ふは、法を置きて先づ自身を治め禮儀を立て、先づ自身を正すと
● 言ふは、法を置きて先づ自身を治め禮儀を立て、先づ自身を正すと

凡論人有要。

凡そ人を論ずるに要あり。物に務る人は大士なし。彼矜なる者は滿なり。滿

なる者は虛なり。滿虛物に在り。物に在れば制を爲すなり。矜なる者は細の屬
なり。凡そ人を論じて古に遠き者は、高士なし。既に古を知らずして、其の功
を易くする者は、智士なし。徳行身に成りて古に遠きは、卑人たり。事資な
し、時に遇うて其の業を簡にする者は愚士なり。名を釣る人は、賢士なし。利
を釣るの君は、王主なし。賢人の其の身を行ふや、其の名あるを忘るゝなり。王主
の其の道を行ふや、其の功を成すを忘るゝなり。賢人の行、王主の道は、其の已む
能はざる所なり。明君は、國を公にし民を一にして、世に聽き、忠臣は、直進し
て其の能を論す。明君は、祿爵を以て、愛する所に私せず、忠臣は能を誣ひ
て爵祿を干めず。君は國に私せず、臣は能を誣ひず。此の道を行ふ者は、未だ
大に治らずと雖も、民を正すの經なり。

● 人物の如何を論ずるに必要な條件あり。● 索詰に解説詳博の説を引きて云ふ、愚は矜なり物には恵るの士
は大人物にあらずとなり。● 矜とは自ら満とするものにて、内虚なる所あるなり。● 我が心物に對して、或は
満、或は虛なるときは物に制せらる、矜は細の類なれば固より大士たるを得ずとなり。● 言ふは其の事を輕んず
賢土焉。釣利之君無王主焉。賢人之行無士焉。

管

子

二

其身一也。忘其之行。其道一也。忘其成功也。有^レ名也。王主賢人之行。王主之道。其所不^レ能已也。明君公^レ國一^レ民。以祿^レ君。不^レ私^レ國。臣

るは、智者にあらずとなり。○たとひ身に德行あるも古道に疎遠なるは事を爲すに直けを得ず、卑人なり。○時に遇ひ力めて我道を行ふべきに其の業を怠るは愚人なりと。○王主なしとは天下に王たるの主にあらずとなり。○賢人の其の身を行ひ王主の其の道を行ふは、心誠に之を好みむる能はざる故に名と利とを忘るゝなり。○國を公けのものとし私有とせず、心を民の事に專一にして政の善否を世の人の評に聽くなり。○君の左右の人々に取り入らず所能を論じ決して能はざる所を誣ひず。○能を誣ふとは能くせざる所を能くする如く言ひ立つるなり。○此の道とは國に私せざる能を誣ひざる事をいふ。

聽於世忠臣直進。以論其能。明君不下以祿爵。私所愛。忠臣不誣能。以干爵。正民之經也。

今能を誣るの臣を以て、國に私するの君に事へて、能く功名を濟す者は、古今之れなし。能を誣るの人は、知り易きなり。臣之を先王なる者に度るに、舜の天下を有つや、禹司空と爲り、契司徒となり、臯陶李となり、后稷田となる。此の四士なる者は、天下の賢人なり。猶尙一徳を精しくして其の君に事ふ。今能を誣ふるの人は、事に服し、官に任じ、皆四賢の能を兼ね。此れより之を觀れば、功名の立たざる、亦知り易きなり。故に列尊く祿重きも、受けざるなきなり。勢

利官くわんたい大なるも、従はざるなきなり。此れを以て君に事つかふへば、此れ所謂能いはゆるを誣ましひ、利を算さんふの臣なる者なり。世に國を公こうにするの君なれば、直進ただすこしんの臣なし。能を論するの主なれば、功を成すの臣なし。昔者せきしゃ三代さんだいの相授あつまつくるや、安いたずらぞ天下てんかを二にして之を殺すを得ん。

爲李。后稷爲田。此四士者。天下之賢人也。猶尚精一德。以事其君。今諱能之人。服事任官。皆兼三賢之能。自此觀之。功名之不立。亦易知也。故列尊祿重。無以不受也。勢利官大。無以不從也。以此事君。則無成功之日。

利官大なるも、従はざるなきなり。此れを以て君に事へば、此れ所謂能を誣ひ、利を算ふの臣なる者なり。世に國を公にするの君なければ、直進の臣なし。能を論ずるの主なれば、功を成すの臣なし。昔者三代せきしゃさんだいの相授くるや、安ぞ天下を二にして之を殺すを得ん。

○臣は尹知章云ふ、管子の自説と、先王の事に考量すれば能を誣ふる人は明に知り易しとなり。○異・契・烏陶・后稷の如きは何事なりとも成し得る賢人なるも、其れすら猶一事を専務するに今の能を誣ふる人は此の四賢人の能を兼ねと解す、此くては功を成す能はざるも知り易き譯なり。○能を誣ふる人は位尊く職重きも決して無能を以て辭退せず。○權勢ある大官にして自己の才能に稱はざるも君の命に従ひて受けざることなし。○三代の天下を相授くるは無能者の有能に授けたるにて、樊叔の無能、湯武の有能に授けたるなり、是れ湯武は國を公有として萬民を救ふが爲にせしことにて、別に一國を設けて彼の民を殺せしにあらず。

此所謂誣能算利之臣者也。世無ニ公レ國之君一則無ニ直進之臣。無ニ論能之主。昔者三代之相授也。安得トニ天下降一而殺キ之。

民を貧しくし財を傷るは、兵より大なるはなし。國を危くし主を憂へしむるは、兵より速なるはなし。此の四患かんなる者は明なり。古今之を能く廢するなきな

民を貧しくし財を傷るは、兵より大なるはなし。國を危くし主を憂へしむるは、
兵より速なるはなし。此の四患なる者は明なり。古今之を能く廢するなきな

管

子

二二

兵一。此四患者。明矣。古今莫不廢也。兵當廢而
則此二者不廢。而欲廢之。則惑也。此二
黃者。亦惑也。此二帝。傷國一也。
天之隆也。資有天下。制在一
人。當此之時。一
也。兵不廢。今
不及三帝。天
下不順。而
求廢兵。不亦
難乎。故明君
知所擅。知所
其所以患也。

り。兵當に廢すべくして廢せざるは、古今の惑なり。此の二者廢せずして、之を廢せんと欲するは、亦惑なり。此の一者國を傷るは一なり。黃帝唐虞は帝の隆なり。天下を資有し、制一人に在り。此の時に當りて兵廢せず。今德三帝に及ばず、天下順はずして、兵を廢するを求むるは、亦難からずや。故に明君は擅にする所を知り、患ふる所を知る。國治りて民積むを務むるは、此れ所謂擅なり。動と靜とは、此れ患ふる所たり。是の故に明君は、其の擅にする所を審にして、其の患ふる所に備ふるなり。

兵當に廢すべくして廢せざるは、古今の惑なり。此の一者廢せずして、之廢せんと欲するは、亦惑なり。此の一者國を傷るは一なり。黃帝唐虞は帝のなり。天下を資有し、制一人に在り。此の時に當りて兵廢せず。今德三帝に及ず、天下順はずして、兵を廢するを求むるは、亦難からずや。故に明君は、之にする所を知り、患ふる所を知る。國治りて民積むを務むるは、此れ所謂擅なり。動と靜とは、此れ患ふる所たり。是の故に明君は、其の擅にするを審にして、其の患ふる所に備ふるなり。

一 貧しくし傷り危くし憂しむの四者なり 二 二者は無詰に、古今を指すとあり 三 二者は限不限の二者なり 四 傷するも國を傷り、勝せざるも亦傷る、故に一なりといふ 五 番の隆盛なるものなり、天下を持有して制一人の手にありたり、此の盛時に在りても兵を廢せず 六 自己に於て專制するを得るもの 七 他國の相手にて自己に奈何ともし難きもの、後の解説に明なり 八 天下の動靜は外諸侯の所爲にして我々を奈何ともし難し、故に患ふる所といふ 九 言ふは能く内を治めて外に備ふるなり

猛毅の君は外難を免れず。懦弱の君は内亂を免れず。猛毅の君は誅を輕す。
誅を輕するの流は、正に道る者安らす、正に道る者安らざれば、材能の臣去亡す。
彼の智者は吾が情偽を知り、敵のために我を謀れば、外難是れより至らん。
故に曰く、猛毅の君は外難を免れずと。懦弱の君は誅を重す。誅を重ずるの過
は、邪を行ふ者革めず。邪を行ふ者久しくして革めざれば、羣臣比周す。
比周すれば、美を蔽ひ惡を揚ぐ。美を蔽ひ惡を揚ぐれば、内亂是れより起る。故
に曰く、懦弱の君は、内亂を免れずと。明君は、親戚の爲めに其の社稷を危
くせず。社稷は親より戚し。君欲の爲めに其の令を變ぜず。令は君より尊し。
重寶の爲めに其の威を分たず。威は寶より貴し。民を愛するが爲めに、其の
法を虧かず。法は民より愛なり。

なすなり 四 君の美を蔽ひて題を顕はし、自己の利を圖る 五 民衆を偏寵して他の恩を買ひ國家を危くせざ

羣臣比周。羣臣比周。則蔽美揚惡。蔽美揚惡。則內亂自是起。故曰。懦弱之君。不免於內亂。明君不下爲親戚。危中其社稷。於親。不下爲君。欲變其令。令尊於君。不下爲重寶。分中其威。貴於寶。不三爲愛民。虧其法。法愛於民。

兵法第十七

外言八

明一者。皇察道者。帝通德。勝者王謀。得兵。勝兵。勝者霸。故夫兵無非備道。所以至德也。然而所以輔王成霸。今代之用兵者不然。不知兵權者也。也。故舉兵之日。而境內貧。戰則不必勝。勝則不勝。王者是也。

一を明にする者は皇道を察する者は帝。德に通する者王たり。謀得兵勝つ者は霸なり。故に夫れ兵は備道至徳にあらずと雖も、然而れども王を輔け霸を成す所以なり。今代の兵を用ふる者は然らず。兵權を知らざる者なり。故に兵を舉ぐるの日にして、境內貧しく、戰必しも勝たず、勝てば多く死し、地を得て國敗る。此の四者は、兵を用ふるの禍なる者なり。其の國を四禍して危からざるなし。

● 一とは古へ三皇の時、純一にして名くべきものなし、此の一の理に明かなる者は聖人なり。● 道なるもの生し、其の道を解知するものは五帝の如き者帝なり。● 德は道に由りて成るもの、故に德に通ずる者、禹湯武の如き者王なり

多死。得地而國敗。此四者用兵之禍者也。四禍其國。而無不危矣。

大度の書に曰く、兵を舉ぐるの日にして、境內貧ならず、戰ひて必ず勝つ。勝ちて死せず、地を得て國敗れず、此の四者をなす若何。兵を舉ぐるの日にして、境内貧ならざる者は、計數得ればなり。戰ひて必ず勝つ者は、法度審なればなり。勝ちて死せざる者は、教器備利にして、敵敢て校せざればなり。地を得て國敗れざる者は、其の民に因るなりと。

● 尹知章云ふ、大に法度を陳するの書をいふ。● 軍費の計算、其の當を得たる故なり。● 教器備利にて制するあるなり。法度審なれば、守るあるなり。計數得れば、明にするあるなり。衆を治むる數あ

因其民。則號制有發也。教器備利則有利

制也。法度審。數則有守也。計得則有明。治則有數。勝敵有理。察數而知理。審而識勝。明而勝敵。定宗廟理器官以法儀。出中號令。然後可以一主治民。兵無主。則不盡。知敵無吏。則無常。則無蓄積。官無下怨。則無定。賞罰

り。敵に勝つ理あり。數を察して理を知り、器を審にして勝を識り、理を明にして敵に勝つ。宗廟を定め、男女を遂げ、官四分すれば以て威徳を定め、法儀を制し、號令を出すべし。然る後衆を一にし、民を治むべし。兵主なれば、蚤く敵を知らず。野に吏なれば蓄積なく、官常なれば、下は上を怨み、器械巧ならざれば、朝定りなく、賞罰明ならざれば、民其の産を輕す。故に曰く、早く敵を知れば獨行す、蓄積あれば久くして置からず。器械巧なれば、伐ちて費えず、賞罰明なれば勇士勧むと。

● 號令制度能く民心を動かすを得るなり。● 人を制裁するに足る。● 兵は遵守する所あり合能く行はる。● 財用の數を明に知るを得るなり。● 番詰に云ふ。數は猶は法のごとし。● 彼我業を治むるの法を察して、敵に勝つの理を究む。● 宗廟は先祖のたまやなり。四分既に敵なれば、宗廟を安定するを得。● 男女の民をして各其の生を遂げしむ。● 官吏を分けて四方を守らしむ。● 主將なきなり。● 野に吏なれば、人民業を怠り蓄積を失。● 官に常法なれば攻敵(せいきとも)節度なくして下民上を懲むに至る。● 其の朝は安定なく敵に侵さるゝの憂あり。● 賞罰明かならざれば何時節せらるか分らざる故に、民は其の産を軽んじて蓄積の心なし。● 我に敵するものなく、獨立獨行するを得。● 器械が精巧なれば敵を伐つに無用の費なし。

不明則民輕其產。故曰。早知敵。則獨行。有蓄積。則久而不置。器械巧。則伐而不委。賞罰明。則勇士勸也。

三官不亂。五教著。則久而不置。器械巧。則伐而不委。賞罰明。則勇士勸也。● 三官繆らず、五教亂れず、五章著明なれば、危きを危しとして害なく、窮を窮として難なし。故に能く遠きを致すに數を以てし、強を縱すに制を以てす。三官とは、一に曰く、鼓。鼓は任する所以なり。起す所以なり。進む所以なり。二に曰く、金。金は坐する所以なり、退く所以なり。免むる所以なり。三に曰く、旗。旗は兵を立つる所以なり。兵を利する所以なり。兵を偃する所以なり。此れ之を三官と謂ふ。三令ありて兵法治まるなり。

● 三官・五教・五章の義後に詳なり。● 危きものは危きとして之を捨て、其の危きに任ず。又窮せるものは窮として之を捨て、顧みず。或曰、危き者は死んで之を危く窮せる者は益之を窮地に陥らしむ。● 危きものを顧みず、窮を捨てる如きことをなすも我を苦とし難ずるなし。● 故は術教なり、即ち術を以て達人を招き寄せ、制度を以て強國を緩和す。● 鼓を打つは兵卒をして戰はしむ爲め、即ち其の任を爲さしむる所以なり。● 起とは兵氣を振起するをいふ。● 金を鳴らすは戦を止める相圖に用ふ、坐す退くは皆復戦はざるなり。● 旗は兵器を立てて使用の準備を爲し利用し偃ふ等の相圖に用ふ。

此之謂三官。有三令而兵法治也。

五教。一曰。教二其目。以二形色之旗。二曰。教二身。以二號令。三曰。教二之數。三曰。教二其足。以二進退之度。四曰。教二誠。以二誠を以てす。五教各、習ひて、士負みて以て勇なり。

一 旗の形色を以て目をならし 二 誓令の歌を以て坐立の法を教へ 三 進退の度を以て足をならし 四 兵器の長短を以て其の手をならし使用せしむ 五 賞罰を以て兵卒の心を定む 六 平生練習したる所を待みて勇氣あるなり

九章。一曰。舉ニ日章。則晝行。二曰。舉ニ月章。則夜行。三に曰く、龍章を舉ぐれば水を行く。四に曰く、虎章を舉ぐれば林を行く。五に曰く、鳥章を舉ぐれば陂を行く。六に曰く、蛇章を舉ぐれば澤を行く。

七に曰く、鵠章じやくしやうを舉ぐれば陸を行く。八に曰く、狼章らうしやうを舉ぐれば山を行く。九に曰く、鶴章かくしやうを擢ぐれば食しょくを載のせて駕す。

九に曰く、韓章を擢ぐれば食のを載せて駕す。
日章以下は皆旗印なり、日の章旗を舉示すれば晝行月章を擧ければ夜行す云々、各其の物章に順じて行動す
なり。○韓は弓衣なり、旗に弓衣の狀を畫きたるものなり、此の旗を擧ぐれば戰を止め還らんとするを示す、
に食糧を車に載せ置して還るなり。

九章既に定まりて動靜過たず、三官・五教・九章、無端に始まりて無窮に卒る。而
勸靜不<レ>過。三官。五教。九章。卒ニ始ニ乎無端。卒ニ始ニ乎無窮。始ニ乎無端。卒ニ
無端に始まる者は道なり。無窮に卒る者は徳なり。道は量るべからず。徳は數るべからず。
べからざるなり。故に量るべからざれば、衆強圖る能はず。數ふべからざれば、僞詐敢て
鬻はす。兩の者備へ施せば動靜功あり。不知に徑り、不意に發す。不知に徑り、不意に發す。
卒ニ乎無窮者道也。卒ニ乎無端者徳也。道不可<レ>、徳不可<レ>。數不可<レ>、徳不可<レ>。數不可<レ>、
重徳也。道不可<レ>、徳不可<レ>。數不可<レ>、徳不可<レ>。數不可<レ>、徳不可<レ>。數不可<レ>、徳不可<レ>。
なきなり。故に全く勝ちて害なく、便に因りて数へ、利に准りて行ふ。数常ならぬ。

則衆強不_レ能_レ
圖。不_レ可_レ數。則
僞_レ詐_レ不_レ敢_レ齎_レ。
兩者備施。則
動靜有_レ功。徑_レ
不知_レ發_レ乎。不_レ
如意_レ徑_レ乎。不_レ
知_レ故_レ莫_レ之_レ
禦_レ也。發_レ乎。不_レ
意_レ故_レ莫_レ之_レ
應_レ也。故_レ全_レ勝_レ
追_レ亡_レ逐_レ通_レ。
若_レ飄_レ風_レ擊_レ刺_レ雷_レ電_レ絕_レ地_レ不_レ守_レ。恃_レ固_レ不_レ拔_レ。

中處而無_レ敵_レ。
令行而不_レ留_レ。
器成教施_レ。
散_レ之_レ無_レ方_レ。
聚_レ之_レ不_レ可_レ計_レ。
教器備利進退雷電_レ如_レくにして、
不_レ可_レ計_レ。
雷電_レ而無_レ所_レ。

く行常なし。
兩の者備施すれば、動きて乃ち功あり。器成り教施し、止るを追_レ。
ひ遁るを逐ふ。飄風の若く、擊刺雷電の若く、絶地守らず、固を恃むも必ず抜く。
一 九章の定めあるときは此に従ひて動靜を過つことなし。二 前述する所の三官より九章まで環の如く歸なく轉回して行はるゝなり。三 道徳ある者は敵其の所爲を計り知る能はず。四 兵衆も強き大國も我を圖る能はず。五 兩者は道と徳とをいふ。六 敵の知らざる所に行き過ぐるなり。七 民の便に従ひて教を施し民の利を目的として行ふ。八 兩の者は教と行とをいふ。九 地勢悪絶して攻め難き所と雖も雷電飄風の如く疾攻する故に敵守る能はず。十 原文の不の字疑詰に、必の誤とす、言ふは堅固を恃みても必ず抜けざることなしとなり。

中處して敵なく、令行はれて留まらず、器成り教施し、之を散する方なく、之を聚_レむる計るべからず。教器備利進退雷電の如くにして、疑置する所なく、一氣專定すれば、傍通して疑はず。士を厲まし、械を利すれば、難に涉りて置せず、進みて疑ふ所なく、退きて置する所なければ、敵乃ち用をなす。山阨を凌ぐに鉤梯_レ輯して以て悉くせば、之を能く傷るなし。

一 四郡の諸侯抗衡せず、故に中處して敵なしといふ。二 諸侯服從す、故に令行はれて停滯(ていたむ)せず。三 兵を分ち散すに常の方なく、兵を合し聚むるに計り知り難く、縱横自在にして敵をして我を伺ふ能はざらしむ。四 教へ備り器械利にして少しも疑ふ所なく兵氣旺盛にして傍通(つきあ)せざ。五 兵氣精一にして傍通とて據てに心行届くなり。六 前述の如くなれば敵遂に我が用を爲すに至る。七 敵既に我が用をなすに至れば山阨を涉るに鉤梯を用ひず、水谷を歷(よる)るに舟櫓を用ふるなし、鉤梯は俗のかぎなはなり、言ふは、苦難なく入るを得るなり。八 敵の堅固と恃む所へ自在に攻め入るなり。九 敵より取る費を獨り己れの物と聞きず、衆と之を分する所の費獨り見ず衆と之を見る故に、人私に之を剽取するものなく、上より與ふるを待つなり。十 兵を用ふる巧妙なること、人名くる能はずして理を盡すに至り、理を盡して後に又變化測られず、敵の意表に出づ、故に人の神妙を疑はず。十一 富は民を容れたくはふなり。十二 民を調べ輯ぐる道を悉くせば、敵我を傷害する能はず。

道則民和。樂之以德。則民合。和合故能諧。諧故能輯。輯以悉。莫之能為。

至を定め、二要を行ひ、三權を縱にし、四數を施し、五機を發し、六行を設け、七數を論じ、八應を守り、九器を審かにし、十號を章かにす。故に能く全く勝つ。大勝は守るなきなり。故に能く勝を守る。數戰へば士罷る。數勝てば君驕る。夫れ驕君を以て罷民を使へば、國安ぞ危きことなきを得ん。故に至善は戦はず。其の次は之を一にする。大を破り強に勝つは、一の至なり。之を亂すに變を以てせず、之に乗ずるに詭を以てせず、之に勝つに詐を以てせざるは、一の實なり。近きは實を用ひ、遠きは號を施き、力量るべからず。彊度るべからず、氣極むべからず、德測るべからざるは、一の原なり。衆は時雨の若く、寡は飄風の若きは、一の終なり。

一至より十勝に至り、管子其歌を示さず。二 管詒に云ふ、大勝を守りて己れの有とせざ、言ふは自矜（ほこ）り、敵を侮らず。三 敵を侮らざる故に能く其の勝は保守するを得。四 一は一段して敵を服せしむ。五 一戰の功至極せるものなり。六 誰は術を以て敵を欺くなり。七 一戰の實効なり。八 近隣の諸侯は實戰を以て之を服

せしめ。遠き國は號令を以て威嚇(もどす)して之を服せしむ。兵氣の盛なるなり。力量るべからず。以下徳測るべからずまでは、敵をして我に服せしむる術、故に一の原といふ。我兵衆ければ、敵に對して餘裕ある故に、徳を以て之を制くるの手段を取る、若し軍ければ猶豫し難き故、飄風の如く速に敵を攻め之を服せしむ、是れ一戰最後の手段なり。

利適器之至也。用敵。教之。盡也。不能致。器者。不能利。適。不能盡。教者。是窮し、器を致す能はざる者は困む。遠く兵を用ふれば、必ず勝つべし。出入塗を異にすれば、其の敵を傷る。深く入り之を危めば、士自ら修む。士自ら修むれば、心を同くし力を同くす。

則可ニ以必勝。○利迺は兵器の利にして用に適せるなり。○敵を我用となすは、敵化の道至る故なり。○器を致すは器を作出。入異レ塗。則其の巧を極めたるなり。○出ると入ると道を異にすれば敵は我ヲ測リ知る能はず、故に敵ヲ傷るを得。○深く傷ニ其敵。深入危之。則士自

修士自修則同心同力。

善者之爲兵也。使三敵若據虛。若搏景。無設無形焉。無不可成也。無形無爲焉。無不以化也。此謂道矣。若亡而存。若後而先。威不足。足以命之。

善者の兵を爲むるや、敵をして虚に據るが若く、景を搏つが若くならしめ、設なく形なく、以て成すべからざるなきなり。形なく、爲なく、以て化すべからざるなきなり。此れ之道と謂ふ。亡きが若くにして存し、後れたるが若くにして先ち、威以て之を命ずるに足らず。

● 空虚の處に據る如く、敵我を捕ふる能はず、又影を搏(うつ)つ如く遁る所なからしむ。● 設置するものなく形の見るべきなし。● 設なく形をき故、敵我を知る能はず、故に我より爲ナ事は何事も成す能はざるなし。● 行はんとする所變化すべからざるなし。● 以上の善謀は威武の上に在り、故に威武を以て名くるに足らず。

卷 第七

大匡第十八

内言一

齊僖公生公子諸兒。公子糸。公子小白。使鮑叔辭。稱疾不出。管仲與召忽往見之。曰。何故不出。鮑叔曰。先人有言。曰。知子莫若父。知臣莫若君。今君知臣不肖也。是以使三賤臣傳小白也。賤臣知棄矣。

召忽曰。子固辭して出づるなけれ。吾權に子を任ずるに死亡を以てし、必ず子

營

子

四

論語卷第十一
論語第十一
任子以死亡。
必免子。鮑叔
曰。子如是。何
不免之有乎。
管仲曰。不可。
持社稷宗廟一
者。不讓事。不
持三社稷宗廟一
者。不讓事。不

を免れしめん。鮑叔曰く、子是の如くせば、何の免れざるか之れ有らんやと。
管仲曰く、不可なり。社稷宗廟しゃしょくそうばを持する者は、事を譲らず、間まを廣ひろくせず。將まき
に國くにを有もつたんとする者、未だ知しるべからざるなり。子、其れ出でんかと。召忽まくこく曰
く、不可なり。吾が三人の者の齊國さいこくに於ける、之を譬たとふるに猶ほ鼎ていの足あるがご
とし。一を去れば必ず立たず。吾れ小白さうはくを觀るに、必ず後のちと爲らすと。

を免れしめん。鮑叔曰く、子是の如くせば、何の免れざるか之れ有り。管仲曰く、不可なり。社稷宗廟を持する者は、事を譲らず、間を廣くに國を有たもたんとする者、未だ知るべからざるなり。子、其れ出でんかとく、不可なり。吾が三人の者の齊國に於ける、之を譬ふるに猶ほ鼎の足とし。一を去れば必ず立たず。吾れ小白せうはくを觀るに、必ず後のちと爲らすと。

子其出乎。召忽曰。不可。吾三人者之於齊國一也。譬之

も翻譯せず、官閥なりとも其の務を職（むをしく）くせずと、廣は頗なり。曰 言ふは國を有たん者は何人なるか未だ知るべからずと、暗に小白は國を有つに至るものと謂せしなり

猶ニ鼎之有足也。去レ一焉則必不レ立矣。吾觀ニ小白必不レ爲レ後矣。

管仲曰く、然らざるなり。夫れ國人糺の母を憎惡して、糺の身に及び、而して
小白の母なきを憐めり。諸兒は長にして賤、事未だ知るべからざるなり。夫れ
齊國を定むる所以の者、此の二公子にあらず、將に已むなからんとするなり。小

召忽曰。百歲之後。吾君卜世。犯吾君命。而廢吾所立。奪吾亂一也。雖得天下。吾不生也。兄與我知也。夫所以定齊國者。非此二公子者。將無已也。小白之爲人。無小智。惕而有大慮。非夷吾莫容小白。天

天不幸にして禍を降し、殃を齊に加へば、亂立つを得ると雖も、事將に濟らざらんとす。子社稷を定むるにあらずば、其れ將に誰ならんとするや。

● 齊國を定むるは諸見と子亂の二公子にあらず。● 言ふは、竟に小白を立て、君となすの已む能はざるに至らんと。● 呼吾は管仲の字（あさな）なり。● 言ふは一旦亂が立て君となるも事避けざるならん。● 伊知難は子を召還といひ、纂詰には鮑叔を指すとあり、此篇の問答鮑叔去就の事に係れば鮑叔となす、可に似たり

不幸降レ禍。加殃于齊。亂雖得レ立。事將レ不レ濟。非三子定ニ社稷。其將レ誰也。

召忽曰く、百歳の後、吾が君世をトるとき、吾が君の命を犯して、吾が立つる所を廢せば、吾が糺を奪ふなり。天下を得ると雖も、吾れは生きざるなり。兄んや我が齊國の政に與るをや。君令を受けて改めず、立つる所を奉じて濟さず、是れ吾が義なりと。

下の字の意とより
下るは世を去るにて死をいふ。○言ふ出立

卷之三

二二八

受二君合一而不
改。奉所立而不
濟。是吾義也。

管仲曰く、夷吾の君臣たるや、將に君命を承け社稷を奉じて、以て宗廟を持せんとす。豈一糺に死せんや。夷吾の死する所の者は、社稷破れ、宗廟滅し、祭祀絶せば、夷吾は之に死せん。此の三の者にあらざれば、夷吾は生きん。夷吾生きば、齊國利あり、夷吾死せば、齊國利あらじと。鮑叔曰く、然らば則ち奈何せんと。

之。非此三者，一則利。夷。吾生。則生。夷。吾死。則死。國。齊。

卷之三

管子曰く、子出でて令を奉すれば可なりと。鮑叔許諾し、乃ち出でて令を奉じ、

遂に小白に傅となれり。鮑叔管仲に謂て曰く、何を行はんと。管仲曰く、人臣たる者、力を君に盡くさざれば親信ならず、親信ならざれば言聽かれず、言聽かれざれば社稷定まらず。夫れ君に事ふる者は、一心なしと。鮑叔許諾す。

仲曰○爲人臣者○不盡力於君○則不親信○

夷僖公之母弟
孫無仲年。生公
知。有寵。二
於僖公。衣服
秩如適。僖
公卒。以諸兒
長。得爲君。是
爲襄公。襄公
立後繼。無知。
無知。公令三

僖公の母弟夷仲年、公孫無知を生む。僖公に寵あり。衣服禮秩適の如し。僖
し、諸兒は長を以て、君たるを得たり。是れを襄公と爲す。襄公立ち
知を絶く。無知怒る。公は連稱管至父をして葵丘を戍らしむ。曰く、
して往き、瓜時に及びて來らんと。期戌にして公の問至らず。代を請ふ。
す。故に一人、公孫無知に因りて、以て亂を作せり。

の如し。信
襄ヒヤウニラ 公立ち
代を讀ふ。

一 言ふは公孫無知の待遇は楊子の如しと、適は楊に同し 二 諸兒が年長者なる故に、立ちて君となれり 三

連稱。晉至父。
戌。齊丘曰。瓜
時而往。及瓜
時而來。期。戌
公問不至。請代。不許。故二人因。公孫無知。以作亂。

晉桓公夫人文姜。齊女也。公將如齊。與夫人偕行。申諫曰。不可。女有家。男有室。無相瀆也。謂之有禮。公不聽。遂以文姜會於齊侯。公聞於齊侯。責文姜。告齊侯。齊侯怒。饗公。使公子彭生乘晉侯脇之。公薨于車。

魯の桓公の夫人文姜は、齊の女なり。公將に齊に如くに、夫人と偕に行かんとする。申諫めて曰く、不可なり。女は家あり、男は室あり。相瀆すなきなり。之を有禮といふと。公聽かず。遂に文姜を以て、齊侯に瀆に會す。文姜齊侯に通す。桓公聞きて文姜を責む。文姜齊侯に告ぐ。齊侯怒り、公を饗し、公子彭生をして魯侯に乗せしめ、之を脇す。公は車に薨す。

● 女は家あり、猥りに外に往くべからず、男は室あり、猥りに他の女に會すべからず。● 齊侯を車に乗せしめ其の脇骨をくじきて之を殺せり

晉桓公夫人文姜。齊侯に通す。

子

堅曼曰。賢者死忠。以振疑。百姓寓焉。智者究理。而長慮。身得免焉。今彭生。二於君。無盡言。而諛行。以戲我。君失親。戚之禮命。又力成吾君。之福。以構國之怨。彭生。其得免乎。禍。恐。又能止之哉。晉若有誅。必以彭生爲說。

堅曼曰く、賢者は忠に死して疑を振ひ、百姓寓す。智者は理を究めて長慮し、身免るを得。今彭生君に二あり。盡言なくして諛行し、以て我が君に戲し、我が君をして親戚の禮命を失はしむ。又力めて吾が君の禍を成して、二國の怨を構ふ。彭生其れ免るゝを得んや。禍理屬す。夫れ君は怒を以て禍を遂け、親を悪くする聞容を畏れず、昏生醜なきなり。豈彭生に及びて能く之を止めんや。魯若し誅あらば、必ず彭生を以て説をなさん。

● 吾が君の人を害せしを救ひ、百姓をして信頼せしむ。● 道理を考究して深く慮り身の禍を見る。● 一心に君に事へざるなり。● 痞言は忠言を變すなり。● 戲弄するなり。● 魏の桓公の夫人は齊の襄公の妹なり、故に親戚の禮命を失はしむと、襄公に云ふ命は名に通ずと、禮と名とを失はしむるなり。● 禍を受くべきの理彭生に屬せり。● 痞言に云ふ。容は頭と通ず、頭は誦なり、言ふは頭族を驕くするを以て世に聞誦せらるゝを畏れず。● 音節の生醜恥を知らざるなり。● 襄公は醜恥を知らず、外聞を畏れざる故に、公子彭生に對して之を教ふことをなさず、魯より貶められれば必ず彭生を殺して謝するならん。

三

十一

二四

二月、魯人齊に告げて曰く、寡君君の威を畏れ、敢て寧居せず、來りて舊交を修む。禮成りて反らず。死を歸する所無し。請ふ、彭生を以て之を除かんと。齊人爲めに彭生を殺して、魯に謝す。

● 箕若は他國に對して其の君を稱する辭、徳高き君といふ讀解なり ● 死罪を歸する所なし ● 刑罰云ふ之を除くは此の恥を除くなり

二月。魯人齊に告げて曰く、寡君君の威を畏れ、敢て寧居せず、來りて舊交を修む。禮成りて反らず。死を歸する所無し。請ふ、彭生を以て之を除かんと。齊人居一來修舊好。禮成而不反。無所歸而死。請以彭生一除之。齊人爲殺ニ。彭生以謝於魯。爲めに彭生を殺して、魯に謝す。

● 築石は他國に對して其の君を稱する辭、德寡き君といふ諱辭なり。● 死罪を歸する所なし。● 刑罰云々之を除くは此の恥を除くなり。

五月。襄公具丘に田す。豕彘を見る。從者曰く、公子彭生なりと。公怒りて曰く、公子彭生安ぞ敢て見ると。之を射る。豕人立して啼く。公懼れて車下に墜。從者曰く、公子彭生也。公子彭生怒曰く、公子彭生安敢見。公子彭生安敢見。射る。費走りて出で、賊に門に遇ふ。脇して之を束ぬ。費祖して之に背を示す。之。豕人立而啼。公懼。墜於車下。傷足亡。紛如は階下に死す。孟陽は君に代りて牀に寝ぬ。賊之を殺して曰く、君にあらざ

るなり。類せずと。公の足を戸下に見、遂に公を殺して、公孫無知こうそんじゅうを立つ。

鮑叔牙、公子小白を奉じて莒に奔り、管夷吾・召忽、公子糸を奉じて魯に奔る。九年。公孫無知、雍廩を虐し、雍廩、無知を殺せり。桓公莒より先づ入る。魯人齊を伐ち、公子糸を入れ、乾時に戰ふ。管仲、桓公を射て鉤に中つ。魯の師敗績す。桓公位を踐む。是に於て魯を劫かして、魯をして公子糸を殺さしむ。

● 雍廬を感せし故反て痴隣の爲に殺されたり ● 創じめの鉤(かね)なり

桓公問於鮑叔曰。將何以定社稷。鮑叔曰。得管仲與召忽。則社稷定矣。公曰。夷吾與召忽。吾與之。皆賊也。鮑叔乃告公。其故圖。公曰。然則可。若得乎。鮑叔曰。若亟召。則可。得也。不亟。不可。得也。夫管施伯。知夷吾爲人之有慧也。其將反於齊也。必將殺之。

桓公、鮑叔に問ひて曰く、將に何を以て社稷を定めんとするかと。鮑叔曰く、管仲と召忽とを得ば、社稷定まらんと。公曰く、夷吾と召忽とは、吾が賊なりと。鮑叔乃ち公に其の故圖を告ぐ。公曰く、然らば則ち得べきか。鮑叔曰く、若し亟に召べば得べきなり。亟ならざれば得べからざるなり。夫れ魯の施伯、夷吾の人と爲りの慧有るを知るや、其の謀、必ず將に魯をして政を夷吾に致しめんとす。夷吾之を受けば、彼れ能く齊を弱むるを知る。夷吾受けずは、彼れ其の將に齊に反らんとするを知るや、必ず將に之を殺さんとす。

● 社稷は國家といふが如し、言ふは如何して國家を治めんとなり。● 管仲は本來小白即ち桓公を立つるの意圖ありしことを告げしなり。● 邪は智謀なり。● 僕の政を夷吾に爲さしめんとすべし。● 施伯は施伯を指す。

公曰。然則夷吾之を受へ。則彼知能弱齊矣。夷吾不受。彼知其將反於齊也。必將殺之。

公曰く、然らば則ち夷吾將に魯の政を受けんとするか、其れ否らざるかと。鮑叔

吾將受魯之政乎。其否乎。鮑叔對曰。不受。夫夷吾之不欲死也。爲欲定齊國之社稷也。今受魯之政。是弱齊也。夷吾之事君。無二心。雖知死。必不免也。公曰。其事手。鮑叔對曰。非爲君也。爲先君也。其於君。不如親亂也。亂之不死。而況君也。君若欲定齊之社稷。則亟迎之。

公曰。恐不及。奈何。鮑叔曰。夫施伯之爲。

對へて曰く、受けじ。夫れ夷吾の亂に死せざるや、齊國の社稷を定めんと欲するがためなり。今魯の政を受けば、是れ齊を弱むるなり。夷吾の君に事ふるや、二心なし。死を知ると雖も、必ず受けざるなりと。公曰く、其の我に於るや、曾て是の若きかと。鮑叔對へて曰く、君の爲にするにあらざるなり、先君の爲にするなり。其の君に於けるや、亂に親むに如かざるなり。亂にも死せず、而るを況んや君をや。君若し齊の社稷を定めんと欲せば、亟に之を迎へよと。

● 公子亂に事へながら其の難に死せざるは齊國を定めん爲めにして所謂君を輕しとし社稷を重しとする譯なり。● 言ふは管仲の我に對する其の様に厚かりしかとなり。● 言ふは管仲の君に對するは其の事へし子亂に對す親密に及ばず、其の親き乱の爲めに死せざりし管仲が何ぞ君の爲めに死ナベケンヤ

公曰く、恐くは及ばざらん。奈何と。鮑叔曰く、夫れ施伯の人と爲りや、敏にして畏多し。公若し先づ反さば、怨を注するを恐れ、必ず殺さざるなりと。公

入也。敏而多長。公若先反。恐注怨焉。必不殺也。公曰。諾。施伯進對。魯君曰。管仲有急。其事不濟。今在魯。君致之政焉。若受之。則齊可弱也。若不受。則殺之。殺之以說於齊也。與同怒。于賢於已。君曰。諾。魯未及致政。而齊使之至。曰。夷吾與召忽也。寡人之賊也。今

曰く、諾と。施伯、進みて魯君に對へて曰く、管仲急あり。其の事濟らず。今魯に在り。君其れ魯の政を致せ。若し之を受けば、齊は弱むべきなり。若し受けずば之を殺せ。之を殺して齊に説き、與に怒を同くすとせん。尙ほ已むに賢れりと。君曰く、諾と。魯未だ政を致すに及ばずして、齊の使至る。曰く、夷吾と召忽とは、寡人の賊なり。今魯に在り。寡人願くば之を生得せん。若し得ざるや、是れ君は寡人の賊と比するなりと。魯君、施伯に問ふ。施伯曰く、君之を與へよ。臣聞く、齊君は陽にして亟驕ると。賢を得ると雖も、庸ぞ必ずしも能く之を用ひんや。齊君の能く之を用ふるに及ぶや、管仲の事濟る。夫れ管仲は天下の大聖なり。今彼れ齊に反らば、天下皆之に鄉はん。豈獨り魯のみならんや。今若し之を殺さば、此れ鮑叔の友なり。鮑叔此れに因りて難を作さん。君必ず待つ能はざるなり。之を與ふるに若かずと。

● 恐くは間に合はざるべし ● 言ふは先方の決定せるに先ち、我れより管仲を反さんことを申し出でばと也

● 言ふは我が譽を受くるを恐れて必ず管仲を殺さるべし ● 言ふは管仲は其の身に重要な責任あるに、其の事成就せず、困却して今我が魯に居れり。君は此の魯の政を仲に委任したまへとなり。 ● 言ふは之を殺して否に説き齊が管仲を怒りをもたらしても同情して怒るといはん。是れ徒に己むにまされりと。 ● 言ふは寡人の賊と比喩するなり。 ● 言たうはいまと訓ず。 ● 萬一齊君能く管仲を用ふるに及ばず管仲の事は成就するなり、然るべきは管仲は天下の大聖なる故に齊に反りて政に任せば天下皆之に歸向せん

魯君、乃ち遂に管仲と召忽とを束縛す。管仲、召忽に謂て曰く、子懼るかと。召忽曰く、何ぞ懼れんや。吾れ蚤く死せざるは、將に定まる所あるを胥たんとするなり。今既に定まる。子をして齊の左に相たらしめば、必ず忽をして齊の右に相たらしめん。然りと雖も、君を殺して吾が身を用ふるは、是れ再び我れを辱むるなり。子は生臣となれ、忽は死臣とならん。忽や萬乘の政を得るを知りて、而して死す。公子糺は死臣ありと謂ふべし。子は生きて諸侯に霸たらば、

管子

二四六

齊之右雖然。殺君而用吾身。是再辱我。子爲生臣也。忽爲死臣。忽知得萬乘之政而死。公

公子糺は生臣ありと謂ふべし。死者は行を成し、生者は名を成す。名は兩立せず、行は虛至せず。子其れ之を勉めよ。死生分ありと。乃ち行きて齊の境に入り、自ら刎ぬて死す。管仲遂に入る。君子之を聞きて曰く、召忽の死や、其の死に賢るなりと。管仲の生や、其の死に賢るなりと。

子死臣一矣。子生而霸諸侯。公子糺可謂有二行。生者咸名。名不兩立。子其勉之。死生也有

● 東誦して齊へ引き渡さんとす ● 言ふは尊の定まるあるを折ちつゝありしなり ● 言ふたるに子亂死して之を救ふ能はざるは一辱なり、今又生きて相たる如きは臣たるの節を盡さず、
るなり ● 生きて居れば萬乘の國の政を爲すを得るを知りながら死するといふは公子胤には死
臣ありといふべし ● 言ふは子亂は生きながらて齊國をして諸侯に禦たらしむる、立誠の生
みべし ● 死したる者は忠行を成す ● 言ふは生きて名を成すと、死して名を成すとは兩立
行は實行するものにて虚詐にて爲し得るものならず ● 死するも生きるも各其の分限あり

或曰。明年。襄。

或は曰く、明年裏めいねんじやう公こう小白さはくを逐ひ、小白さはく莒きよに走る。三年裏じやう公薨こうこうす。公子きょうこ糺くらる位いを

踐む。國人小白を召ぶ。鮑叔曰く、胡ぞ行かざると。小白曰く、不可なり。夫
れ管仲は智ありて、召忽は強武。國人我れを召ぶと雖も、我れ猶入るを得ざるな
りと。鮑叔曰く、管仲其の智を國に行ふを得ば、國謂つて亂るべけんや。召忽
強武なりとも、豈能く獨我れを圖らんやと。

○ 管仲が若し其の智を國に行ふを得ば國は亂るべからず、然るに今棄れたるは是れ其の智行と能ひざるなり。書
詁に云ふ本文詞の字は以の誤と。○ 言ふは召忽たとひ強武なりとも、國人之に從はざるに獨能く我を國るを懸ん

公遂二小白。小
襄公薨。公子
糺踐レ位。國人
召二小白。鮑叔
曰。胡不行矣。
夫管仲智。召
強武。雖二國
人。忽我。我猶
不得入也。鮑
叔曰。管仲得
豈レ行二其知
乎。召忽雖不
足二以圖レ我。
小白曰。夫雖
不得レ行。其知
豈レ且不レ有焉
乎。召忽雖不
足レ衆。其及レ豈

小白曰く、夫れ其の知を行ふを得ずと雖も、豈且有らざらんや。召忽衆を得ずと雖も、其の及、豈以て我れを圖るに足らざらんやと。鮑叔對へて曰く、夫れ國の亂るゝや、智人内事を作すを得ず。朋友相合摻する能はずして、國乃ち圖るべきなりと。乃ち車駕を命す。鮑叔、小白に御となり、乗して莒より出でんとす。

卷一

四七

哉。鮑叔對曰。夫國之亂也。人不得作。內事朋友。不能相合。摻而國乃可圖也。

乃命車駕。鮑叔御（五）小白。乘莒。二人者奉君命。吾不可以試也。

乃將下。鮑叔履其足。事之濟也。在此時。事若不濟。老臣死之。公子猶之免也。乃行至邑郊。鮑叔令車二十乘先。十乘後。

鮑叔乃告小白曰。夫國之疑。二三子莫忍。老臣事之未濟也。老臣

鮑叔乃ち小白に告げて曰く、夫れ國の疑あるとき、二三子老臣に忍ぶなし。事の未だ濟らざるや、老臣以て道を塞ぐに足ると。鮑叔乃ち誓ひて曰く、事の濟るや、我が令を聽け。事の濟らざるや、公子を免れしむる者を上となし、死す

足以塞道。鮑叔乃誓曰。事之濟也。聽我令。事之不濟也。免公子者爲上。死者爲下。吾以三五乘之實距路。鮑叔乃爲前驅。

● 言ふは國人が立君の未だ定まざるを疑ふの時、必ず己れを殺すに忍びざるべし。● 言ふは事の濟らざるときは老臣輔護の任に當らざるべきか。二十乘を以て先づ入るべし。● 鮑叔は、前の二十乘の外更に五乘の兵を以て路を距ぎ、子糸の寫をして小白に迫らしめず。● 鉤は帶どめの金具なり

魯伐齊。納公子糸。而不能。桓公二年。踐位。召管仲。管仲問曰。社稷可定乎。君對曰。君霸定。

魯、齊を伐ち、公子糸を納れんとして能はず。桓公二年、位を踐み、管仲を召ぶ。管仲至る。公問うて曰く、社稷定むべきかと。管仲對へて曰く、君霸王たらば、社稷定まらん。君霸王たらざれば、社稷定まらずと。公曰く、吾れ敢て此に至らず。其の大や社稷を定めんのみと。管仲又請ふ。君曰く、能はずと。管仲君に辭して曰く、君が臣を死に免れしめしは、臣の幸なり。然も臣の糸に死せざ

君不_レ霸王。社稷不_レ定。公曰。吾不_ニ敢至_ニ于此。其大也。定_ニ社稷而已。管仲又請。君曰。不_レ能。管仲辭_ニ於君_ニ。君免_ニ於死。臣之幸也。然臣之不_レ死_レ亂也。爲欲_レ定_ニ社稷一也。社稷不_レ定。臣_ニ祿_ニ齊國之政。而_ニ不_レ死_レ亂也。臣不_レ敢。乃走出至_ニ門。公召_ニ管仲。管仲反。公汗出曰。勿_レ已。其勉_ニ君成_ニ霸。臣貪承_ニ命。趨立_ニ於相位。乃令_ニ五官行_ニ事。

るは、社稷_ニを定めんと欲するがためなり。社稷定まらず。臣齊國の政を祿して_ニ死せざるは、臣敢てせずと。乃ち走り出て門に至る。公管仲を召ぶ。管仲反_ニ起ちて曰く、今日君霸_ニ成さんとなれば、臣貪りて命を承けんと。趨りて相位に立ち、乃ち五官をして事を行はしむ。

異日。公告_ニ管仲曰。欲_ニ以_ニ諸侯之間無_ニ事

● 言ふは霸王たるを心掛けばなり。● 言ふは吾れは其れほどの志なし、大謀といひたる所で社稷即ち此の齊國を定むるのみの事なり。● 言ふは臣の志は社稷を定めん爲めなるが、若霸王の志なくば社稷は到底定まらず、臣が私_ニ傳として其難に死せざるは君に霸王の望を屬したるに其の事能はず、徒に祿を食み活きながらへて亂の難に死せざるは臣の敢て爲すに忍びざる所なり。● 貪りて命を承けんとは人の財を食る如く大に欲張するなり

其の兵に厚くせんよりは、人に厚くするに如かず。齊國の社稷未だ定まざるに、公未だ人に始めずして兵に始む。外は諸侯に親_ニまずして、内は民に親_ニまずと。公曰く、諾_ニ。政未だ行ふある能はざるなり。

● 言ふは諸侯の間無事にして何等煩難なることをき故、此の時に兵器を修整して有事に備へんとなり。● 管仲に云ふ古人君と言ふときは皆君と稱し公と曰はず、公は君に改むべし、下同じと從ふべし。● 兵器を藏して出すなれどなり。● 言ふは公は管仲の言を詰したるも民に施與するの政は未だ行はざりしとなり

也。小修_ニ兵革。管仲曰。不可。百姓病_ニ。公先與_ニ百姓_ニ而藏_ニ其兵。與_ニ其厚_ニ於兵。不如_ニ厚_ニ於人。齊國之社稷未_レ定。公未始_ニ於人_ニ而始_ニ於兵_ニ。外不_レ親_ニ於諸侯_ニ。而内不_レ親_ニ於民_ニ。公曰。諾。政未_レ能_ニ有_ニ行_ニ也。

二年、桓公彌亂。又告_ニ管仲曰。欲_ニ繕_ニ兵。管仲又曰。不可なりと。公聽かず。果_ニして兵を爲_ニ。桓公、宋夫人_ニ船中_ニ飲む。夫人、船を蕩かして公を懼れしむ。公怒りて之を出す。宋は受けて之を蔡侯_ニ嫁す。明年、公怒りて管仲に告げて曰く、宋を伐たんと欲すと。管仲曰く、不可なり。臣聞く、内政修まらずして、外事を擧ぐれば濟らすと。公聽かず。果_ニして宋を伐つ。

● 相公の行竄亂る。● 決志して兵器をつくる。● 離婚せしなり。● 決志してなり

之。宋受而嫁之。蔡侯明年公怒告管仲曰。欲伐宋。管仲曰。不可。臣聞内政不修。外舉事不濟。公不聽。果伐宋。

諸侯興兵而救宋。大敗齊師。公怒歸告管仲曰。請修兵革。吾士不練。吾兵不實。諸侯故敢敵吾。雖內修兵革。營仲曰。不行。可。齊國危矣。

諸侯兵興して宋を救ひ、大に齊の師を敗る。公怒り、歸りて管仲に告げて曰く、請ふ、兵革を修めん。吾が士練せず、吾が兵實せず、諸侯故に敢て吾が驕を救へり。内兵革を修めんと。管仲曰く、不可なり。齊國危し。内民用を奪ひ、士勇に勧むは、外亂の本なり。外諸侯を犯し、民怨多ければ、義を爲すの士、齊國に入らず。安ぞ危きことなきを得ん。

● 士は用兵に熟練せず、兵器は充實せず。● 其れ故に諸侯は吾を侮り吾國を救へり。● 財を兵器に質し民用を奪ひ士の勇ある者を殺して徒に勇を勧むるに亂の本となるなり。

鮑叔曰。公必用夷吾之言。公不聽。乃令之本也。外犯諸侯。民多怨也。爲義之士。不入齊國。安得無危。

鮑叔曰く、公必ず夷吾の言を用ひよと。公聽かず。乃ち四封の内に令して、兵を修め、閩市の征は之を修す。公乃ち遂用して、勇を以て祿を授く。鮑叔は管仲

四封之内修兵。閩市之征修之。公乃遂用以勇授祿。鮑叔謂管仲曰。異日者公許三子歸。今國彌亂。子將何如。管仲曰。吾如。管仲曰。君陽。其智多謬。姑少胥其自及也。鮑叔曰。比其自及也。國無亡乎。管仲曰。未也。國中之政。夷吾尙微く爲せり。焉ぞ亂れんや。尙待つべし。外諸侯の佐、既に吾が二人の者あるなし。未だ敢て我れを犯す者あらじ。

● 封内の四方に命令するなり。● 修は城なり、閩市の税を増すをいふ。● 遠に城を收する所の税を用ひて勇の大小に隨ひて祿を與ふ。● 异は量日といふ如し。● 自ら患難に遇ひて悔ゆるを待たんと。● 言ふは国内の政は吾尚は少しく爲せり。● 諸侯の輔佐の臣、吾等二人の如き者なし。

明年朝之爭祿相刺し、領を奪ちて頸を刎する者絶えず。鮑叔は管仲に謂ひて曰く、國死する者衆し。乃ち害なるなからんやと。管仲曰く、安ぞ。わるを得ん。

絶。鮑叔謂管仲曰。國死者衆矣。毋乃害乎。管仲曰。安得已。然此皆其貪民也。夷吾之所患者。諸侯之爲義者。莫肯入齊。齊之爲義者。莫肯仕此夷吾之所患者。若夫死者。吾安用而愛之。

然も此れ皆其の貪民なり。夷吾の患ふる所の者は、諸侯の義を爲す者、肯て齊に入るなく、齊の義を爲す者、肯て仕ふるなき、此れ夷吾の患ふる所なり。夫の死者の若きは、吾れ安ぞ用ひて之を愛せんと。

● 言ふは祿の多寡を争ひて相刺し又は頭を刎ねて死する者絶えず。● 言ふは皆徒に祿を貢り、相残殺する小人にして患ふるに足らずと。● 内外有義の士、心を安に歸せざるは甚點ふゝきことなるも、貪人の如きは用ふべき所なきものなれば其の相殺傷するも愛惜するに足らずと

公又内修兵。三年。桓公將伐魯。曰。魯與寡人近。於是其數宋也。疾。寡人且誅焉。管仲曰。不可。臣聞有土之君は、兵に勤めず、辱に忌まず、其の過を輔ければ、社稷安し。

兵に勤め、辱に忌み、其の過を輔くれば、社稷危しと。公聽かず。師を興し、魯を伐ち、長勺に造る。魯の莊公、師を興して之を逆へ、大に之を敗る。

桓公曰く、吾が兵猶尙少し。吾れ之を參圍せば、安ぞ我れを圍がんと。四年、兵を修む。同甲十萬、車五千乘。管仲に謂ひて曰く、吾が士既に練り、吾が兵既に多し。寡人魯を服せんと欲すと。管仲喟然として歎じて曰く、齊國危し。君過。則社稷危。

● 同甲十萬、車五千乘。管仲に謂ひて曰く、吾が士既に練り、吾が兵既に多し。寡人魯を服せんと欲すと。管仲喟然として歎じて曰く、齊國危し。君過。則社稷危。

● 德を競はずして兵を競ふ。天下の國、帶甲十萬なる者鮮からず。吾れ小兵を發して、大兵を服せんと欲せば、内は吾が衆を失ひ、諸侯備を設け、吾人詐を設けん。國危きなきを欲するも、已むを得んやと。

● 國の相近きなり。● 疾は速なり、早く至るを得るなり。● 忌は諱詫に云ふ、惡なりと。● 言ふは過を助け成す意にて過ちて改めざるをいふ。● 三倍の兵衆を以て攻闕するなり。● 尹知章云ふ同甲は完堅齊等と、言ふは同等なる強兵なり。● 德の高下を争はずして兵の強弱を争ふ。● 彼我互に詐術を以て勝たんとする。

兵同甲十萬。車五千乘。謂管仲曰。吾兵既練。吾兵既多。寡人欲服魯。管仲喟然歎曰。齊國危矣。君不競於德而競於兵。天下之國、帶甲十萬者不鮮矣。吾欲發小兵以服大兵。内失吾衆。諸侯設備。吾人設詐。國欲無危。得已乎。

公不聽。果伐

公聽かず。果して魯を伐つ。魯敢て戰はず。國を去る五十里にして、之が關を

管子

二五六

魯。魯。不。敢。戰。
去。國。五。十。里。
而。爲。之。關。
請。下。比。於。關。內。
以。從。于。齊。
齊。桓。公。許。諾。
魯。人。亦。母。復。侵。魯。
公。許。諾。魯。人。桓。公。許。諾。
齊。桓。公。許。諾。魯。人。亦。母。復。侵。魯。
小。國。也。固。不。
帶。劍。今。而。帶。
劍。是。交。兵。聞。
於。諸。侯。君。不。
如。已。請。去。兵。
桓。公。曰。諾。乃。
令。二。從。公。者。母。以。
兵。管。仲。曰。諾。
可。諸。侯。加。忌。
設。備。非。齊。國。

爲す。魯は關内に比して齊に從ひ、齊も亦復び魯を侵す毋からんを請ふ。桓公許諾す。魯人盟(三)を請ふ。曰く、魯は小國(さうこく)なり。固より劍を帶ぶ。是れ兵を交ふるを諸侯に聞かしむ。君已むに如かず。請ふ兵を去らんと。桓公曰く。諾(だく)と。乃ち從者をして兵を以てする毋からしむ。管仲曰く、不可なり。諸侯忌を君に加ふ。君是の如くして以て退かば可なり。君果して魯君を弱めば、諸侯又貪(たん)を君に加へん。後事あらば、小國は彌堅(いきくがた)く、大國は備(そなへ)を設けん。齊國の利にあらざるなりと。桓公聽かず。

○ 国は城ないよ、國都より僅に五十里の處にて界をなし間を設くるなり、即ち國を削減するをいふ。○ 齋の國内に比して服従すべしとなり。○ 言ふは君は國を爲さずに退く可し、然らざれば危しと。○ 言ふは卿の謂ふ所の如くして卿をして國土を削減せしめ其の地を取り、卿を幽めることをせば諸侯は君に貪名を加ふるならん。

管仲又諫めて曰く、君必ず魯を去らずんば、胡そ兵を用ひざる。曹讖の人と爲り。

や、堅強にして以て忌む。約を以て取るべからざるなりと。桓公聽かず。果して之と遇ふ。莊公自ら劍を懷にし、曹鬪も亦劍を懷にし、壇を踐む。莊公と劍を其の懷より抽きて曰く、魯の境國を去る五十里、亦死せざるなきのみ。左に桓公を懸へ、右に自承して曰く、均く之れ死なり。君の前に戮死せんと。管仲君に走る。曹鬪劍を抽き、兩階の間に當りて曰く、二君將に圖を改めんとす。進む者あるなけんと。管仲曰く、君地を與へ、汝を以て竟となせと。桓公許諾し、汝を以て竟となして歸る。桓公歸りて政を修め、兵革を修めず。自ら圍して人を辟き、過を以て師を弭む。

君必不_レ去_レ魯。胡不_レ用_レ兵。曹
與_レ之遇。莊公不_レ聽。果
自懷_レ劍。曹_レ劍。莊_レ劍。
亦懷_レ劍。踐_レ壇。
莊_レ亦去_レ國五十里。
懷_レ曰。晉_レ之境。
公抽_二劍。其_レ劍。
左_二櫟_二桓_レ公。
無_レ不_レ死。而_レ里_二也。
君_レ死。自承_二也。
於_レ右已。亦去_レ。
走_レ君。當_二兩_二階_二桓_レ公。
管仲_レ死。均_二也。
一曰。二君_レ將_レ。
一曰。二君_レ將_レ。

一 前に鯨を帶びずして盟はんとの事に對して其の不可を諫む、言ふは魯の地を去らざる上は兵を用ひざるべからず、然らざれば危しと 二 忌は纂詰に云ふ怨むなりと、言ふは曹劉の人物たる心剛強にして怨を抱く、故に盟約を爲しても其の如くにならず、故に我兵なれば危しと 三 言ふは齊の爲に國土を削少せられ、國境は城を去る僅に五十里なれば一旦は禍を遁るとも終に亦齊に攻められ死するに至るべし 四 言ふは左の手にて相公をかさへて右手にて鯨を執りて曰ふ、地を獻ずるも死し君を殺すも同じく死せん、寧ろ君の面前に死せんと、自家とは手自ら相公の胸に擬するなり 五 言ふは魯晉の二君、先きの國を改めんとせらる、今何人も進みて其の事を妨ぐべか

1

子

二五八

改々國。無々有々進
者。○管仲曰。君

らずと、國體の地を取るをやめ後に地を與へて、種(ひだね)又能く人を採用するの路を開き遇を改め師を與すをやめたり

七 言ふは自身を防衛し

五年。宋伐杞。
桓公謂三管仲
與二鮑叔一曰。
夫宋寡人固欲
伐之。無下若諸
侯。一何上夫杞明
王之後也。今
宋伐之。予欲
救之。其可乎？

五年、宋は杞を伐つ。桓公は管仲と鮑叔とに謂ひて曰く、夫れ宋は、寡人固よ
り之を伐たんと欲す。諸侯を若何ともするなし。夫れ杞は、明王の後なり。今宋
之を伐つ。予れ之を救はんと欲す。其れ可ならんかと。管仲對へて曰く、不可な
り。臣聞く、内政の修まらざるに、外義を擧ぐるも信ならず。君將に外義を擧げ
んとなれば、行を以て之に先んぜば、諸侯附せしむべしと。桓公曰く、此に於て
致ますんぞ、爰末を伐つなけん。

可。臣聞。內政之不修。外舉不_レ信。君將_レ外舉不_レ義。以_レ行

先之。則諸侯可令附。桓公曰於此不救。後無以伐宋。

管仲曰く、諸侯の君は土を貪らず。土を貪れば必ず兵を勤めん。兵を勤むれば必ず民を病ましめん。民病めば、詐多し。夫れ詐密にして、而る後に動く者、是を以て古の人、先王の道を聞く者は、兵を競はずと。桓公曰く、然らば則ち奚若せんと。

於身。是以古之人。聞先王之道者。不競於兵。桓公曰。然則奚若。

管仲對へて曰く、臣を以てすれば然らず。若し人をして重幣を以て之に使せしめよ、之に使して聽かされば、君受けて之を封ぜよと。桓公、鮑叔はうじゆくに問うて曰く、

く、奚若と。鮑叔曰く、公、夷吾の言を行へと。公乃ち曹孫宿に命じて、宋に使せしむ。宋聽かず。果して杞を伐つ。桓公縁陵に築きて之を封じ、車百乘、甲一千を予ふ。

く、奚若と。鮑叔曰く、公、夷吾の言を行へと。公乃ち曹孫宿に命じて、宋に不_レ聽。君受而封_レ之。桓公問_ニ鮑叔曰。奚若。使_カせしむ。宋聽かず。果して杞を伐つ。桓公縁陵に築きて之を封_ジし、車百乘、甲一千を予ふ。

● 言ふは臣の意を言はず君と同じからず ● 言ふは立派なる財物を持たせて宋に使を遣るべし、此くしても宋が聽かずして杞を伐てば、君は杞を引き受けて之に封土を與ふべし ● 公は前例に従ひ君に作るべし

策二綠陵一以封之。予二車百乘。甲一千。

明年、狄人は刑を伐つ。刑君出でて齊に致す。桓公は夷儀に築きて之を封じ、車百乘、卒千人を予ふ。明年、狄人は衛を伐つ。衛君出でて驪に致す。桓公且に之を封ぜんとす。隰朋賓胥無諫めて曰く、不可なり。三國の亡ぶる所以の者は、絶にして以て小なればなり。今君斬めて亡國を封す。國盡くれば若何と。桓公は管仲に問うて曰く、奚若と。管仲曰く、君に行の名あり、安ぞ其の實を有つを得ん。君其れ行へと。公、又鮑叔に問ふ。鮑叔曰く、君は夷吾の言を行へと。桓朋賓胥無諫

曰。不可。三國公、楚丘に築きて之を封じ、車三百乘、甲五千を與ふ。既に衛を封す。
所ニ以亡者絶以小。今君薪封ニ亡國。國盡財乏絶し。卿小なる故に亡ひたり。○言ふはわざく求めて亡國を封せば國の財用之が爲めに盡くるをいかんせん。○言ふは既に義を以て亡國を封ずる所あるときは國を虚くして行ふべし、安ぞ其の富貴を有つを得んやと
管仲曰。奚若。

三

子

二

は國中に賞し、君は諸侯に賞す。諸侯の君、事を行ふに善なる者あれば、重幣を以て之を賀し、列士より以下、善ある者は、衣裳之を賀す。凡そ諸侯の臣、其の君を諫めて善なる者あれば、璽を以て之を問ひ、以て其の言を信にする。公既に之を行ふ。

年諸侯可レ令
傳。公曰。諾。既
行レ之。管仲又
請曰。諸侯之
禮。令下齊以二豹
皮一往。小侯以二
鹿皮一報。齊以
馬一報。桓公許
諾。行レ之。管仲
又請。賞_二於國。
以及諸侯。君
印ある書面を送りて之を存聞し其の君をして其の言を信ぜしむ

仲賞於國中。君賞於諸侯。諸侯之君。有行事善者。以重幣賀之。從列士以下。有善者。衣雲。賀之。凡諸侯之臣。有諫其君而善者。以上以重問之。以信其言。公旣行之。

又問管仲曰。又管仲曰。又管仲に問うて曰く、何を行はんと。管仲曰く、隰朋は聰明捷給、東國を爲めしむべし。賓胥無は堅強以だ良、西土を爲めしむべし。衛國の教、危傳以て利

す。公子開方の人と爲りや、慧以て給、久しき能はずして始を樂む。衛に游ぶべし。魯邑の教は、邇を好みて禮に訓ふ。季友の人と爲りや、恭以て精、糊に博く小信多し。魯に游ぶべし。楚國の教、巧文以て利、大義を立つるを好まずして、好みて小信を立つ。蒙孫は教に博くして、又辭に巧なり。大義を立つらを好まずして、好みて小信を結ぶ。楚に游ぶべし。小侯既に服し、大侯既に附す。夫れ是の如くなれば、始めて政を施すべしと。君曰く、諾と。乃ち公子開方を衛に游ばしめ、季友を魯に游ばしめ、蒙孫を楚に游ばしむ。

給。可レ令レ爲ニ東國。賓胥無堅強。以良。可レ令レ爲ニ西士。衛國之教。危傳以博く小信多し。魯に游ぶべし。楚國の教、巧文以て利、大義を立つるを好まずして、好みて小信を立つ。蒙孫は教に博くして、又辭に巧なり。大義を立つるを好まずして、好みて小信を結ぶ。楚に游ぶべし。小侯既に服し、大侯既に附す。夫れ是の如くならば、始めて政を施すべしと。君曰く、諾と。乃ち公子開方を衛に游ばしめ、季友を魯に游ばしめ、蒙孫を楚に游ばしむ。

● 捷給は敏捷にして事に間に合ふなり。● 心強くして性善良なり。● 簡詰に云ふ危は疾なり、傳は敷なり、命を敷く急疾にして利に趨るの俗なり。● 紿は敏給、すばやきなり。● 目前の事を好み禮文に拘泥す。● 趙用賢云ふ種疑らくは禮の字の誤と、言ふは禮の事に博通す。

五年。諸侯附。狄人伐桓公。告諸侯曰。請救伐。諸侯許諾。大侯車二千乘。卒千人。小侯車百乘。卒二千人。小侯車百乘。卒千人。諸侯皆許諾。大侯車千乘。卒先。車千乘。卒後。致緣陵。戰於緣陵。敗狄。其車甲與貨。小侯受之。大侯近者。以其縣分之。不踐其國。

五年、諸侯附す。狄人伐つ。桓公は諸侯に告げて曰く、請ふ、伐を救へと。諸侯許諾す。大侯は車二百乘、卒二千人。小侯は車百乘。卒千人と。諸侯皆許諾す。齊車千乘卒先して緣陵に致し、後故に戦ひ、狄を敗る。其の車甲と貨とは、小侯之を受く。大侯近き者は、其の縣を以て之を分ち、其の國を踐せず。

● 附は服従なり。● 伐は齊を伐つなり。● 地名なり。● 遺棄せし軍甲與貨物を小侯に分與す。● 近きとは歟の土に近き者には狄の縣を分ち與ふるなり。● 疫病に踐は難と通じ滅なりと、言ふは唯其の地を削るのみ、之を滅ぼさず。

北州侯莫來。桓公遇南州侯於召陵。曰。狄爲無道。犯天子令。以伐小國。以天子命。令以伐北州侯。莫至。

北州侯來るなし。桓公南州侯に召陵に遇ふ。曰く、狄は無道をなし、天子の令を犯して小國を伐つ。天子の故を以て、天の命を敬し、伐を救はしむるに、北州侯至るなし。上は天子の令を聽かず、下は諸侯に禮なし。寡人請ふ北州の侯を誅せんと。諸侯許諾す。

之故。敬天之命。令以救之。伐。

● 北州侯は北方、南州侯は南州にある諸侯なり。● 天子に奉事するの故を以て天の命を敬奉して諸侯に合して伐を救はしむ。

北州侯莫至。

● 北州侯は北方、南州侯は南州にある諸侯なり。● 天子に奉事するの故を以て天の命を敬奉して諸侯に合して伐を救はしむ。

北州侯莫至。

● 北州侯は北方、南州侯は南州にある諸侯なり。● 天子に奉事するの故を以て天の命を敬奉して諸侯に合して伐を救はしむ。

桓公乃北伐。令支。下龜之山。斬孤竹。過二山。戎。顧問。管仲曰。將何行。管仲對曰。君數諸侯。爲民聚食。諸侯之兵不足者。君助之發。如此。則始可以加政矣。桓公乃告諸侯。必足三年之食。安。以其餘修兵革。兵革不足以引其事。告齊。齊助之發。既行之。

● 言ふは始めて我が政令を諸侯に加ふることを得べし。● 兵革修整し易く不足あれば齊より助力して兵を發遣す。● 以上管仲の言に従ひて既に其の事を實行せり。

桓公乃北伐。令支。下龜之山。斬孤竹。過二山。戎。顧問。管仲曰。將何行。管仲對曰。君數諸侯。爲民聚食。諸侯之兵不足者。君助之發。如此。則始可以加政矣。桓公乃告諸侯。必足三年之食。安。以其餘修兵革。兵革不足以引其事。告齊。齊助之發。既行之。

公又問管仲曰。何行。管仲對曰。君會其君臣父子。則可以加政矣。公曰。會之道奈何。曰。諸侯專立妾以爲妻。母專殺大臣。無國勞。母專予祿。士庶人專棄妻。母禁材。貯粟。母禁材。行此卒歲。則始可以罰矣。君乃布之於諸侯。許諾。受而行之。

公又管仲に問うて曰く、何を行はんと。管仲對へて曰く、君、其の君臣父子を會すれば、以て政を加ふべしと。公曰く、之を會する道奈何と。曰く、諸侯専ら妾を立てて以て妻となすなれ。専ら大臣を殺すなれ。國勞なきに、専ら祿を予ふるなれ。士庶人専ら妻を棄つるなれ。隄を曲ぐるなれ。粟を貯ふるなかれ。材を禁するなれ。此れを行ひ歲を卒へば、始めて罰すべしと。君乃ち之を諸侯に布き、諸侯許諾し、受けて之を行ひ、歲を卒ふ。吳人穀を伐つ。桓公諸侯に告ぐる、未だ徧からず。諸侯の師竭く至りて桓公を待つ。桓公車千乘を以て、諸侯に竟に會す。都師未だ至らざるに、吳人逃れ、諸侯皆罷む。

● 會は會合して姻親ましむるなり。● 言ふは自己の勝手に妻を妻とせしめず、必ず上請して允許を得しむ。● 勝手に大臣を殺さず、請ふて許を俟たしむ。● 國に功勞なき者に勝手に祿を與へしめず。● わざと堤防を正くせずして鄰國に水害を蒙らしむるなれ。● 言ふは粟を私藏するなれ。● 材を出すを禁に禁ずるなれ。● 以上の事を行ひ一年を経て犯す者あれば之を罰すべしと。● 國境に至りて諸侯と會見するなり。● 都師は卿大夫采邑の兵なり

穀。桓公歸。問管仲曰。將何行。管仲曰。可以加政矣。曰。從今以往二年。適子孝。老國良。不聞愛其弟。不聞敬其兄。不聞善也。諸侯之臣及國事。三年善を聞かざれば罰すべきなり。君過ありて大夫諫めず。士庶人善ありて大夫進めずば、罰すべきなり。士庶人之を吏に聞し、賢孝弟ならば賞すべきなりと。桓公受けて之を行ひ、近候事を請はざることなし。兵車の會六乘車の會三、國を鑿くる四十有二年、桓公位を踐む十九年。關市の征を弛べ、五十にして一を取り、祿を賦するに粟を以てし。田を安して稅し、二歳にして一を稅す。上年は什に三を取り、中年は什に二を取り、下年は什に一を取り。歲饑うれば稅せず、歲饑弛べば稅す。

庶人聞ニ之吏。賢孝悌可賞也。桓公受而行之。近侯莫不請事。兵車之會六乘。國之會三。晏公踐位四十有二年。九年。弛關市之征。五十而歲賦以栗。安田而稅。一歲而稅一。上年什取三。中年什取二。下年什取一。歲饑不稅。歲饑弛而稅。

桓公使鮑叔識君臣之善者。晏子識下不仕與耕者。之有善者。高子識工賈之。

桓公、鮑叔をして君臣の善ある者を識さしむ。晏子は仕へざると、耕者との善ある者を識し、高子は工賈の善ある者を識す。國子は李を爲め、陽朋は東國を爲め、賓胥無は西土を爲め、弗鄭は宅を爲む。凡そ仕ふる者は宮に近く、仕へざると耕者とは門に近く、工賈は市に近くす。三十里に遠委を置き、有司之を職る。

諸侯より通せんと欲すれば、吏は行者に從ひ、一人をして負ふ爲に車を以てせしむ。宿する者の若きは、人をして其の馬を養はしめ、食ましむるに委を以てす。客は有司と契を別にし、國に至れば契を入れ。費えは數を義し、當らざれば罪あり。

有善者。國子爲李。陽朋爲東國。賓胥無爲西土。弗鄭爲宅。凡仕者與近宮。不仕耕者。近門。工賈近市。三十里置遠委焉。有司職之。從諸侯欲通。吏從行者。令一人爲負以車。若宿者。令三人養其馬。食以委。客與有司別契。至國入契。費義數。而不當有罪。

凡そ庶人通せんと欲して、鄉吏通せざること七日なれば囚す。出通せんと欲して、吏通せざること五日なれば囚す。貴人の子通せんと欲して、吏通せざること三日なれば囚す。凡そ縣吏、諸侯の士を進めて善あれば、其の能の大小を觀て、

以て之が賞を爲す。過あるも罪なし。

通。吏不通。三日。囚。凡縣吏進諸侯士而有善。觀其能大小。以爲之賞。有過無罪。

令鮑叔進。大夫勸國家得之成而不悔。夫野原又多發起訟。不驕。次之。勸國家得之成而悔。從政雖治而不能。野原又多發起訟。驕也行。此三者爲下。

鮑叔をして大夫を進めしむ。國家を勧めて之を得。成りて悔いざるを上舉とす。政に從ひて治むるを次となし。野を原となし。又多く發せず。訟を起すも驕らざるは、之に次ぐ。國家を勧めて之を得るも、成りて悔い。政に從ひ治むと雖も、野原する能はず。又多く發し、訟を起して驕る。此の三者を行ふを下となす。

● 進むる所の大夫、能く國家の事を勉めて、其の宣しきを得。事成就して悔むる所なき者を上舉とす。上舉は善の上位に舉ぐる意なり。勧は勉なり。● 能く國政に從ひ理むる者を上に次ぐ功となす。● 言ふは、農民を奮し荒野を開墾して原田となす。● 又農民をして和睦して相告發することならしむ。● 訟を起すあるも、謹慎を爲さず、謹慎の状を失はず。● 事成るも、悔ありて全き能はず。● 野を開墾する能はず。

令晏子進。貴人之子出。不出仕。處不華。而友有少長。爲上舉。得一爲次。得一爲下。士處靖。敬老。與貴交。不失禮。行。此三者爲上舉。得二爲次。得一爲下。

晏子をして貴人の子を進めしむ。出でて仕とせず、處りて華せず、友少長あるを上舉となし。一を得るを次となし。一を得るを下となす。士靖に處り、老と貴とを敬し、交るに禮を失はず。此の三の者を行ふを上舉となし。二を得るを次となし、一を得るを下となす。耕す者は農、農は力を用ひ、父兄に應じ、賢多に事ふ。此の三の者を行ふを上舉となし。二を得るを次となし、一を得るを下となす。

● 外に出て、飲食を畢とせず。仕は事なり。● 家に居るに華美を務めず。● 交友に少長ありて、長を敬し少を愛する等、道に違はざるをいふ。● 上の三ヶ條中、二を行ふ者を上舉の次ぎとなす。● 靖は靜なり、命に安んじ、冒進せざるなり。● 父兄の意に順ふなり。● 賢にして多能の人なり。

令高子進。工賈。應於父兄。事長養老。承此三者爲上舉。得一爲次。得二爲下。

高子をして、工賈を進めしむ。父兄に應じ、長に事へ、老を養ひ、事を承けて敬す。此の三の者を行ふを上舉となし。二を得る者を次となし、一を得る者を下

事敬。行此三者爲上舉。得二者爲次。得一者爲下。令國子以情斷獄。三大夫既已選舉。使縣行之。管仲進而舉言。上而見之於君。以卒年君舉。

となす。國子をして、情を以て獄を断ぜしむ。三大夫既已に選舉し、縣をして之を行せしむ。管仲進みて舉言し、上して之を君に見えしめ、卒年を以て君舉す。
 ● 工人と商賈の善行者を進めしむ。● 事を引受けたるとき、大切にして怠らざるなり。● 情状を斟酌して、公平に獄を斷定す。● 選舉すべき人、何れも縣に居る故に、縣吏に命じて舉人を發遣せしむ。● 年の終に至りて、君は大夫より推舉せし者を舉用す。

管仲告鮑叔曰。勸國家。不得成而悔。從政不治。不能。野原又多而發。訟騷。凡三者有罪。無赦。晏子曰。貴人子。處華下。好飲食。行

管仲、鮑叔に告げて曰く、國家を勧め成すを得ずして悔い、政に従ひて治めず、野原する能はず、又多而發し、訟騷る。凡そ三の者は罪あり、赦すなしと。晏子に告げて曰く、貴人の子、華に處り、交を下し、飲食を好む。此の三の者を行へば罪あり、赦すなし。士の出入常なく、老を敬せずして富を營む。此の三の者を行はば罪あり、赦すなし。耕す者、出入父兄に應ぜず、力を用ひて農せず、賢に事へす。此の三の者を行へば罪あり、赦すなしと。國子に告げて曰く、

工賈出入、父兄に應ぜず、事を承けて敬せず、老に違ひ、危を治む。此の三の者を行へば罪あり、赦すなしと。

● 政事に従ふも、其の事を治めず。● 荒野をして原田ならしむる能はず。● 多益の解、前にあり、而是義詰に、助語にして意義なしとあり。● 訟騷、解剖にあり。● 華美を爲し、又交友を輕侮す。● 一定の節度なきなり。● 解、前にあり。● 言ふは、長老の意に逆ふなり。● 危は危險、不正の事を爲すにて、言は體を蓋す。● 貢費し、正しからざる等なり。

此三者有罪。無赦。士出入無常。不敬。老而營富。行此三者有罪。無赦。事賢。行此三者有罪。無赦。告國子曰。工賈出入。不應於父兄。承事不敬。而違老。治危。行此三者有罪。無赦。

凡そ父兄に於て過なく、州里之を稱し、吏之を進めば、君之を用ふ。善ありて賞なく、過ありて罰なし。吏進めざれば意を廉す。父兄に於て過なく、州里に於て稱するなく、吏之を進めて君之を用ひ、善なれば上賞をなし、不善なれば吏は罰あり。君、國子に謂ふ、凡そ貴賤の義、入りては父と俱にし、出でては父兄無過。於州里莫稱。吏

進レ之。君用レ之。
善。爲ニ上賞。不
善。吏有レ罰。君

謂ニ國子。凡貴
賤之義。入與レ
父俱。出與レ師
俱。上與レ君俱。
凡三者遇レ賊。
則無レ赦。斷レ獄。
情與レ義。易。義
與レ祿。易。祿可
無レ斂。有。可
無レ赦。

赦すなし。獄を斷するに、情は義に易へ、義は祿に易ふ。祿に易へば、斂するな
かるべし。有らば赦すなかるべしと。

● 父兄に對して過失を爲さざるなり。● 用ひられたる者善あるも、推舉者に質なく、又過あるも罰なし、其實
なきは、既に州里の善と認めたる者にて、吏の見出したるにあらざればなり、故に過あるも吏の責となさず。●
既に州里に解せられたながら、吏が進めざるとときは、其の意を廉察して質問す。● 州里に解せられずして、吏の進
めたる者は、吏に責任ある故に、質問とともに吏に歸するなり。● 貴賤ともに、家に在りては父と處り、外に在り
ては師と處り、上は君と共に處る、故に父師君の三者賊に遇ふときは身を殺して之を防ぐべし。然るに此の際に死
せず、又賊を逃して知らざれば其の罪を減さず。● 刑に於ては固然なるも、義に於ては赦し難し、之を義に易ふ
といふ、又貴人には譲貴とて其の貴き爲に刑を加へず、祿を以て減刑することあり。既に祿を刑にあつるは贋金を
收斂せざるも、實際上贋金收斂に同じきなり、斂とは贋金を徵する意なり。

卷第八

中匡第十九

内言二

管仲、國用を會するに、三分の二は賓客にあり、其の一は國にあり。管仲懼
れて之を復す。公曰く、吾子猶ほ是の如きか。四隣の賓客、入る者は説び、出づる
者は譽め、光名天下に満つ。入る者は説ばず、出づる者は譽めず、汚名天下に
満つ。壤以て粟となすべし。木以て貨となすべし。粟盡くれば生あり、貨散すれ
ば死あり、人に君たる者は、名を貴しとなす。財安ぞ有すべけんと。

● 三分の二が賓客の費用となり、國の費用は一なるときは、國家の裏弊を慮らざるを得ず、故に憚れて公に白せ
しなり、復は白なり。● 吾子は、管仲を指す、言ふは、吾子の賢なるも、猶ほ懼るるかと也。● 賓客の費用
多く、善く待遇する故に、我國に入れる者説び、出づる者譽め、我名天下に満つるなり、之に反するは、汚名天下に
満つべし。● 土壤より粟を生し、木より貨を製して、國の財用は、自由に出づべし。● 穢盡くれば復生じ、貨
散すれば又集るものなり、何ぞ懼れん。● 財何ぞ愛惜するを須ひん。

有^レ樂^レ君^レ人^レ者^レ名^レ之^レ爲^レ貴^レ財^レ安^レ可^レ有[。]

管仲曰。此君之明也。公曰。民辦^ニ軍事矣。則可乎。對曰。不可。甲兵未足也。請薄^ニ刑罰[。]以厚^ニ甲兵[。]罰^ニ是死罪不殺[。]刑罰^ニ不^レ罰[。]使^ニ甲兵^ニ贖[。]死罪以^ニ辱[。]甲一戟[。]刑罰^ニ一盾[。]過罰^ニ金[。]軍計[。]所なく

管仲曰。此君の明なりと。公曰く、民、軍事を辦ず、可なる乎と。對へて曰く、不可なり。甲兵未だ足らざるなり。請ふ、刑罰を薄くして、甲兵を厚くせんと。是に於て、死罪は殺さず、刑罪は罰せず、甲兵を以て贖はしむ。死罪は辱[。]甲一戟[。]を以てし、刑罰は脇盾[。]一戟[。]を以てし、過罰[。]は金を以てし、軍計[。]所なくして訟[。]ふる者は、成[。]ぐるに束矢[。]を以てす。

公曰。甲兵既足矣。吾欲^ニ誅^ニ大國之不道

● 言ふは、人民既に軍事を辨别したれば、之を用ひて戰ふも可なるか。● 甲冑兵器を以て、罪を贖はしむ、下述する如く、罪の輕重に從ひ、賤ふ(あがなふ)物に次第あり。● 過ある者は、金屬を出して罪を贖ふ。● 軍事に計畫なくして、私に訟[。]ふる者は、東矢を出さしめて、其の罪を裁するため、一東五十本の矢を徵收す。

罰^ニ金[。]軍無^レ所^レ計[。]而訟[。]者^レ成[。]以^ニ束矢[。]

公曰く、甲兵既に足れり。吾れ大國の不道者を誅[。]せんと欲す、可なるかと。對へて曰く、四封[。]の内を愛して、而る後に竟外の不善者を惡[。]すべし。卿大夫の家を安[。]じて、而る後に敵を救[。]ふの國を危[。]くすべし。小國に地を賜[。]うて、而る後に大國の不道者を誅[。]すべし。賢良を擧[。]げて、而る後に法を慢[。]る鄙賤[。]の民を廢[。]すべし。是の故に先王は必ず置くありて、而る後に必ず廢[。]するあるなり。必ず利するあり、而る後に必ず害するあるなりと。

● 我封土の四境内の民を愛撫して、後に境外の不善者を懲らすべし。● 征討するをいふ。● 設置することありたる後に、廢棄するなり。● 先つ利を民に加ふるありて、後に害するあり、賞を先きにし、罰を後にするの類なり

桓公曰。昔三王者既弑^ニ其君。今言^ニ仁義[。]則必以^ニ三王[。]爲法度[。]不^レ識[。]何也。對

桓公曰く、昔^ニ三王[。]は、既に其の君を弑[。]したるに、今仁義[。]を言へば、必ず三王を以て法度[。]となす。識らず、其の故何ぞやと。對へて曰く、昔者禹、天下を平治し、桀に及びて之を亂[。]し、湯は桀を放ちて禹の功を定む。湯は天下を平治し、紂に及びて之を亂[。]す。武王、紂を伐ちて、湯の功を定む。且善の不善を伐つや。古よ

曰。昔者禹平天下。及桀放而亂之。湯放桀以定禹功也。湯平治天下。及紂而亂之。武王伐紂。以定湯功也。且善之伐不善也。自古至今。未有改之。君何疑焉。

公又問曰。古之亡國。其何失。對曰。計得地與寶。而不計失諸侯。計得財委。而不計失百姓。計見親。而不計見棄。三者之屬。一足以削。而有者亡矣。古之廢國。家限社稷者。

公又問うて曰く、古の亡國、其れ何の失あると。對へて曰く、地と寶とを得るを計りて、諸侯を失ふを計らず、財委を得るを計りて、百姓を失ふを計らず、親まるゝを計りて、棄てらるゝを計らず。三者の屬、一は足以削らるゝに足り、遍くして有する者は亡す。古の國家を隳し、社稷を陨す者は、故さらに且つ之をなすにあらざるなり。必ず少しく樂むありて其の惡に陥るを知らざるなりと。

● 委は前に解する如く、牢米薪薦をいふ、此等の物は、皆農民の儲ふる所なり。● 前三者の内、一あれば國は削らるゝなり、若し三者皆あるときは、滅亡するなり。● 古の國家社稷を失ふ者は、わざと之をなすにはあらず始の少しの樂に取りて、知らず論らず惡に陥るなり

非故且爲之也。必少有樂焉。不知其陷於惡也。

桓公謂管仲曰。請致仲父。公與管仲父。而將飲之。掘新井而柴焉。十日齋戒。召管仲。管仲至。公執爵。夫人執尊。觴三行。管仲趨出。公怒。曰。寡人自爲修矣。仲父不告寡人而出。其故何也。

● 伸に父の名稱を致さんとなり。● 新井を掘りて身を淨め、柴の祭をなす、靈詣に云ふ、肉を柴に賣て、之を燒きて天に告ぐるなり。● さかづきを執りて酒を勧め、夫人は嘗て酒を容れたる器を執り、夫婦にて仲父を歎待す。● 身を眞み禮を失はず

管仲反入。倍屏而立。公不與言。少進中庭。公不與言。少進堂。公不與言。寡人齊戒十日而飲仲父。自以爲脫於罪矣。仲父不告寡夫人而得出。未知其故也。對曰。臣聞之於樂者。厚於味者。薄於行。慢於朝者。緩於政。害於國家者。危於社稷。臣是以敢出也。

對へて曰く、臣之を聞く、樂に沈む者は憂に治り、味に厚き者は行に薄く、朝に慢なる者は政に緩なり、國家に害ある者は社稷を危くすと。臣是を以て進みて堂に傳る。公曰く、寡人齊戒十日にして、仲父に飲ましめ、自ら以爲らく、罪に脱ると。仲父寡人に告げずして出づ。未だ其の故を知らざるなりと。對へて曰く、臣之を聞く、樂に沈む者は憂に治り、味に厚き者は行に薄く、會するを怠るなり。國家に害あることなす者は、必ず其の社稷を危からしむ。内屏に至りて、屏を背にし堂に向ひて立づ。進みて中庭に至る。樂に耽る者は、終には憂にひたさる美味に飽き居る人は、其の行薄きものなり。朝見に怠慢なる者、政事を疎かにす、吾ふは朝に出て臣下に會するを怠るなり。國家に害あることなす者は、必ず其の社稷を危からしむ。

公遽下堂曰。寡人非敢自爲修也。仲父年長。雖寡人亦衰矣。吾願治於憂。厚於樂者。

公遽に堂を下りて曰く、寡人敢て自ら修となすにあらざるなり。仲父年長じ、寡人と雖も、亦衰へたり。吾れ願ふは、一朝仲父を安ぜんとなりと。對へて曰く、臣聞く、壯者怠るなく、老者偷するなく、天の道に順へば、必

一朝安仲父也。對曰。臣聞壯者無怠。老者無偷。順天道。必以善終者也。三王失之。非一朝之革。君奈何其偷乎。管仲走出。君以賓客之禮再拜送之。

明日管仲朝。公曰。寡人願くば國君の信を聞かんと。對へて曰く、民之を愛し、鄰國之を親み、天下之を信す。此れ國君の信なりと。公曰く、善し。請ひ問ふ、信は安に始めて可ならんと。對へて曰く、身を爲むるより始め、國を爲むるに中し、天下を爲むるに成ると。公曰く、身を爲むるを請ひ問ふと。對へて曰く、血氣を道きて以て年を長じ、心を長じ徳を長するを求む。此れ身を爲むるなりと。

明日管仲朝。公曰。寡人願くば國君の信を聞かんと。對へて曰く、民之を愛し、鄰國之を親み、天下之を信す。此れ國君の信なりと。公曰く、善し。請

於爲國成於爲天下。公曰。請問爲身。對曰。道血氣以

求長年長心長德此爲身也。

公曰。請問爲國。對曰。遠舉賢人慈愛百姓外存亡國繼絕世。起諸孤薄稅數輕刑罰。此爲國大禮也。法而不奇。刑而不赦。有司寬而無濁困滯。音往不亡。民行不來。而游世矣。此爲天下也。

公曰。國を爲むるを請ひ問ふと。對へて曰く、遠く賢人を擧げ、百姓を慈愛し外亡國を存じ、絶世を繼ぎ、諸孤を起し、稅斂を薄くし、刑罰を軽くす、此れ國を爲むるの大禮なり。法行はれて苛ならず、刑廉にして赦さず、有司寬にして凌がず。苑濁困滯皆法度ありて亡せず、往行來らずして民世に遊ぶ。此れ天下を爲むるなりと。

● 外に對しては、亡國をして存立せしむ。● 公事に死したる者の子を擧げ用ふるなり。● 大綱といふ如し。● 言ふは、刑罰は舊くを主とするも、罪あれば妻に赦さず、役人は寛大を主として、下民を凌辱せざ。● 苑は嘗て屈なり、獨は辱なり、言ふは、屈辱閼帝、世に憐れなる弱民も、法ありて之を保護し、妻亡せしめず。● 言ふは、國民他邦に往行し、返り來らざるも之をして自由に遊樂せしめ、追求することなし

小匡第二十

内言

桓公、莒より齊に反り、鮑叔牙をして宰たらしむ。鮑叔辭して曰く、臣は君の庸臣なり。君其の臣に加惠するあり。臣をして凍飢せざらしむるは、是れ君の賜なり。若し必ず國家を治むるは、臣の能くする所にあらざるなり。其れ唯管夷吾か。臣の管夷吾に如かざる所の者五、寛惠民を愛するは、臣如かざるなり。國を治め秉を失はざるは、臣如かざるなり。忠信諸侯に結ぶべきは、臣如かざるなり。禮義を制し、四方に法となるべきは、臣如かざるなり。介胄枹を執り、軍門に立ち、百姓をして皆勇を加へしむるは、臣如かざるなり。夫れ管仲は民の父母なり。將に其の子を治めんと欲せば、其の父母を棄つべからずと。

● 言ふは、凡庸の臣にして、國家に宰たる體にあらず。● 其の臣は、鮑叔自ら稱す、其の字恐くは衍、言ふは君は平生臣に惠を加へ、臣をして凍飢せざらしむるは、實にありがたき事なりと。● 采は、政柄なり、言ふは國の政柄を失はざるなり。● 尹知章云ふ、相は誠を堅つ捷なり、言ふは、誠を打ちて軍を勵(はげ)ますなり

也。忠信可_レ結_ニ於諸侯。臣不如也。制_ニ禮義_ニ可_レ法_ニ於四方。臣不如也。介胄執_レ枹。立_ニ於軍門。使_ニ百姓皆加_レ勇。臣不如也。夫管仲民之父母也。將欲治_ニ其子。不可_レ棄_ニ其父母也。

公曰。管夷吾親射寡人_ニ中_レ鉤。殆_ニ於死。今乃用_レ之。可乎。鮑叔曰。彼爲_ニ君一動也。若宥_ニ而反_レ之。其是爲_ニ君亦猶_ニ是也。公曰。然則爲_ニ之奈何。鮑叔曰。君使三人請_ニ魯。公曰。施伯_ニ魯之謀。臣也。彼知_ニ吾將_ニ用_レ之。必不_ニ予_ニ也。鮑叔曰。君詔_ニ使者_ニ

公曰。く、管夷吾親_ニ寡人を射て鉤に中て、死に殆からしむ。今乃ち之を用ふ、可なるかと。鮑叔曰。彼は、其の君のために動きしなり。若し宥して之を反_レさば、其の君のためにすること、亦猶ほ是のごときなりと。公曰。く、然らば則ち之を爲すと奈何と。鮑叔曰。く、君人をして之を魯に請はしめよと。公曰。く、施伯は魯の謀臣なり。彼は吾れの之を用ひんとするを知らば、必ず吾れに予へざらんと。鮑叔曰。く、君使者に詔けて曰へ、寡君不_ニ令の臣あり、君の國にあり、願_ニくば之を請うて羣臣に戮せんと。魯君必ず諾せん。且施伯の夷吾の才を知る、必ず將に魯の政を致さんとす。夷吾之を受けば、魯は能く齊を弱めん。夷吾受けずば、彼れ其の將に齊に反らんとするを知り、必ず之を殺さんと。

● 鉤は、帶止の金なり。● 言ふは、其の事ふる君の爲に働きたるなり、當時仲は、公子糺に傳たれば、其の爲に君の戒となさん

曰。寡君有_ニ不_ニ令之臣_ニ在_ニ君之國。願_ニ請_レ之。以戮_ニ於羣臣。魯君必諾_ニ。且施伯之知_ニ夷吾之才。必將_ニ致_ニ魯之政。夷吾受_レ之。則魯能弱_レ齊矣。夷吾不_ニ受_ニ。彼知_ニ其將_ニ反_ニ於齊。必殺_レ之。

公曰。く、然らば則ち夷吾は受けんかと。鮑叔曰。く、受けざるなり。夷吾の君に事ふる、二心なし。公曰。く、其の寡人に於ける、猶ほ是の如きかと。對_ニへて曰く君のためにするにあらざるなり。先君と社稷とのための故なり。君若し宗廟を定めんと欲せば、亟_ニ之を請へ。然らざれば及ぶなきなりと。公乃ち鮑叔をして成を行はしめて曰く、公子糺は親なり。請ふ、君之を討_レぜよと。魯人爲に公子糺を殺す。又曰く、管仲は驕なり。請ふ受けて甘心せんと。魯君許諾す。

● 宗廟を定むとは、齊國を安定すと言ふがごとし。● 言ふは、速に魯に請うて仲を反_レすることを爲さざれば、事に及ばざるの悔あらんとなり。● 成は平なり、魯と平和を爲す。● 言ふは、公子糺は我の同族なり、我自ら之を誅するに忍びず、君請ふ之を討せよ。● 甘心とは、思ふまゝにせんとなり

行而成。曰。公子糺親也。請君討之。管人爲殺公子糺。又曰。管仲讎也。請受而甘心焉。管君許諾。

施伯謂魯侯。曰。勿予。非戮也。之也。將用其政也。管仲者。天下之賢人也。大器也。在楚。則楚得意。於天下。在晉。則晉得意。於天下。在狄。則狄得意。於天下。今齊求而得之。則必長爲齊憂。君何不殺而授之其屍。管君曰。諾。將殺管仲。

施伯、魯侯に謂ひて曰く、予ふるなかれ。之を戮するにあらざるなり。將に其の政を用ひんとするなり。管仲は天下の賢人なり、大器なり。楚に在らば、楚は意を天下に得ん。晉に在らば、晉は意を天下に得ん。狄に在らば、狄は意を天下に得ん。今齊は求めて之を得ば、必ず長く魯國の憂をなさん。君何ぞ殺して之に其の屍を授けざると。魯君曰く、諾と。將に管仲を殺さんとす。

● 言ふは、齊は決して管仲を戮するにあらず、之を用ひて國政をなさめしめんとなり。 ● 管にあらも、晉にあらも、何れにても管仲在る國は、志を天下に得べし

鮑叔進曰。殺ニ之齊。是戮齊也。殺ニ之晉。是

鮑叔進曰。殺ニ之齊。是戮齊也。殺ニ之晉。是戮齊也。鮑叔進みて曰く、之を齊に殺すは、是れ齊に戮するなり。之を魯に殺すは、是れ魯に戮するなり。齊の寡君、願くは、之を生得して以て國に徇へ、羣臣の戮

となさん。若し生得せんば、是れ君、寡君の賊と比するなり。齊の君の謂ふ所にあらざるなり。使臣、命を受くる能はざるかと。魯君乃ち殺さず。遂に生ながら束縛して、柙して齊に予ふ。鮑叔受けて之を哭して三舉す。施伯從ひて之を笑ふ。大夫に謂ひて曰く、管仲必ず死せず。夫れ鮑叔の忍、賢人を僇せず。

其の智は賢を稱けて自ら成すなり。

● 言ふは、齊に於て仲を殺さば、齊が之を誅戮したことにて、魯に於て殺さば、魯が之を戮するわけなり。然るに本齊に罪を得たるもの、齊の臣なれば、願ふは、寡君に於て生得して之を誅し、羣臣の誠となさんとなり。作ると。言ふは、若し仲を渡さぬとなれば、是れ君は寡君の賊と比戮するなり。 ● 謂ふ所は、劉蕡云ふ一に講ふ所にしてなり。 ● 三舉は、三たび聲を擧げて哭するなり。 ● 忍は、尹知章云ふ、容忍なり、容忍して賢人を僇せざ。 ● 賢人を挙げて、己れの志を成すの智あり

戮魯也。繁邑寡君。願生得之。以徇於國。爲羣臣僇。若不生得。是君與寡君之賊比也。非繁邑之君所レ謂也。使臣不能受命乎。魯君乃不殺。遂生東縛。而柙以予。齊鮑叔受而哭之。三舉。施伯從而笑之。謂大夫曰。管仲必不死。夫鮑叔之忍。不僇賢人。其智稱賢。以自成也。

鮑叔相公子

鮑叔公子小白を相けて先づ入り、國を得たり。管仲召忽、公子糺を奉じて後に入

小白先入。得國。管仲召忽。奉公子糲。後入。與魯以戰。能使魯敗。功足以得天。與失天。其人事一也。今魯懼。

殺公子糲。召忽。因管仲。以予齊。鮑叔知

無後事。必將勤管仲。以顯其君。願以顯

功。衆必予之。有得力。死一功。猶尚可

加也。顯生之功。將何如。是昭德以貳君

也。鮑叔之知。不_ニ是失也。

り、魯と戰ひ、能く魯をして敗れしむ。功以て天を得るに足ると、天を失ふと、其の人事一なり。今魯懼れ、公子糲、召忽を殺し、管仲を囚へて齊に予ふ。鮑叔後事なきを知らば、必ず將に管仲を勤めて、其の君に勞せしめんとし、以て其の功を顯さんことを願ひ、衆必ず之に予へん。力死を得るあるの功、猶尙加ふべきなり。生を顯すの功、將に何如せんとする。是れ德を昭にして、君に貳するなり。

● 鮑叔の功は、天を得ると雖も、人事に至りては、管仲の天を失ふと同一なり、是れ言ふは、鮑叔の小白に相として先へ入り、國を得たるは、天を得たるにて、管仲の公子糲を奉じて後に入りしは、天を失ふなり、然るに魯を敗りしは仲にして、其の人事は鮑叔の上にあり、固より彼此優劣なし。● 言ふは、公子糲、召忽死し、管仲復た齊國を爭ふ如き後事の憂なきを知る、故に鮑叔は必ず仲に勤めて、相公に事へしめんとなり、勤は勤の誤。● 労は、君の爲めに勤労せむしるなり。● 力を盡して事に死する者の功は、猶其の上に加ふべき功あるべし、然るに生者を顯はすの功は、莫大にして加ふべきなし。● 言ふは、鮑叔は管仲の徳を顯はして、君の開拓となせなり。● 鮑叔の知は、管仲を顯はしけれの功を爲すことを失はざるなり

至堂阜之上。鮑叔祓而浴之。桓公親迎之。郊。管仲誦纓。插衽。使三人为斧而立。其後公辭斧。三然後退之。公曰。垂纓。下莊。寡人將見。管仲再拜稽首。曰。應公之賜。殺之。黃泉。其後公辭斧。三然後退之。公遂與歸。禮於廟。三酌。而問爲政焉。昔先君襄公。高臺廣地。樂飲酒。田

堂阜の上に至り、鮑叔祓して之を浴する三たびし、桓公親ら之を郊に迎ふ。管仲、纓を誦け衽を插み、人をして、斧を操りて其の後に立たしむ。公、斧を辭する三たびし、然る後に之を退く。公曰く、纓を垂れ衽を下せ。寡人將に見んとすと。管仲再拜稽首して曰く、公の賜を應く。之を黄泉に殺すも、死且つ朽ちずと。

● 宝阜は、齊境と接する齊地。● 祀は不祥をはらふこと、祓浴は身を淨めて入國せしむるなり。● 纓は冠のひも、衽は裳幅の交裂する所、腰を退け襟を腰帶に插むは、罪人として刑を受くる準備を爲ししなり。● 言ふは斧を捨て去れと、三たび言ふなり。● 公は君に作るべし、應は受なり。● 言ふは、死を聞ふも猶且忍に感じて朽ちずと

獵畢也。不聽國政。卑聖侮士。唯女是崇。九妃六嬪。陳妾數千。食必梁肉。衣必文繡。而戎士凍餓。戎馬待游車之弊。戎士待陳妾之餘。倡優侏儒在前。而賢士大夫在後。是以國家不日益。不月長。吾恐宗廟之不中血食。敢問爲之奈何。

管子對曰。昔吾先王周昭穆王。世法文武之遠跡。以成其名。合羣國。比校民之有道者。設爲民紀。

● 文王武王の行ふ所の迹に法る。纂詁に云ふ。遠は大なりと。即ち大なる行迹なり。● 民の道を行ふ者を比較詳論し、其の善き者を擧げて官に感かしむ。● 象は法象、國の法度を国門に掲示するなり。● 民紀となすとは國民の守るべき紀律とすなり。● 式は用なり、美事を取り用ひ、言行相應すれば、彼此を次第齋解して、之を策に書し置き、庸末を尋經し、之を賞罰す。● 刑罰云ふ。罰は分異なり、頤施は、纂詁に頤毛に作る、即ち頤毛に依りて其の年齒を分異次第し、賜予して之を頤施し、民をして始終を全くせしむ。以て民の終始をなせりと。公曰く、之をなす奈何と。

式美以相應。比綴以書。原本窮末。勸之以慶賞。糺之以刑罰。糺除其頤施。賜予以鎮撫之。以爲民終始。公曰爲之奈何。

● 管子對へて曰く、昔者聖王の其の民を治むるや。其の國を參にして、其の鄙を伍にし、民の居を定め、民の事を成して、以て民紀をなし、謹みて其の六秉を用ふ。是の如くにして、民情得べく、百姓御すべしと。桓公曰く、六秉とは何ぞやと。管子曰く、殺生、貴賤、貧富は、此れ六秉なりと。

● 解は、次段に詳かなり。● 六秉とは、次に述べたる如く、人を殺すこと、生かすこと、貴くすること、賤くすること、貧しくすること、富ますることにて此の六秉は君の權なり。

管子對曰。昔其民也。參其國。而伍其鄙。定民之居。成民之事。以爲民紀。謹用其六秉。如是。而民情可得。而可御矣。百姓何也。管子曰。殺生貴賤貧富。此六秉也。

管子

二九二

桓公曰く、國を參にするは奈何と。管子對へて曰く、國を制して二十一郷となし、商工の郷六、士農の郷十五、公は十一郷を帥る、高子は五郷を帥る、國子は五郷を帥る、國を參にする。故に三軍となす。公は三官の臣を立て、市に三郷を立て、工に三族を立て、澤に三虞を立て、山に三衡を立つ。五家を制して軌となし、軌に長あり。十軌を里となし、里に司あり。四里を連となし、連に長あり。十連を郷となし、郷に良人あり。五郷に一帥あり。

桓公曰。參國奈何。管子對曰。制國以爲二。工農之鄉。二十一鄉。六士商。高子帥二十鄉。十五。公子帥二十五鄉。五。國子帥二十五鄉。三。參國故爲三。軍一。公立三官。之臣。市立三。

鄉有三良人。一五澤立三虞。一山

桓公曰。五鄙奈何。管子對曰。制二五家一爲

桓公曰く、五鄙とは奈何と。管子對へて曰く、五家を制して軌となし。軌に長あり。六軌を邑となし、邑に司あり。十邑を率となし。率に長あり。十率を郷と

軌。軌爲邑。邑有率。率有長。十率爲鄉。鄉有良人。三鄉爲屬。屬有帥。五屬一大夫。武故

なし、郷に良人あり。三郷を屬となし、屬に帥あり。五屬に一大夫あり。武政
は屬に聽き、文政^{ぶんせい}は郷に聽き、各保^{おのくはう}して聽き、淫佚^{いんいつ}する者あるなし。
● 武事に關する政は、屬に問うて之をなし ● 文事に關する政は、郷に問うて之をなす ● 言ふは、其の民
を保安して、淫怠する者なからしむ

屬。文政聽レ郷。各保而聽。毋レ有ニ淫佚者。

事。奈何。管子曰。士農工商四民者。國之
石民也。不可使處一襍處。則其言咷。
必聖其事。亂是故。必於二間燕處士。

の四民は、國の石民なり。裸處せしむべからず。裸處すれば、其の言噓なり。其の事は亂る。是の故に聖王の士を處く、必ず間燕に於てし、農を處く、必ず田野に就き、工を處く、必ず官府に就き、商を處く、必ず市井に就く。

一 石民とは、堅固の民なり 二 言ふは雜處するときは、士にして賈の事を言ひ、農にして工の事を言ひ、其の言亂雜となる、故に噓といふ曉は雜言なり 三 言ふは、閒靜の處にをらしむ

今夫士輩萃。而州處間燕。則父與父言。義子與子言。孝其事君者。言敬長者。言愛幼者。言悌。且昔從事於此。以教其子弟。少而習焉。其心安焉。不下見異物而遷上焉。是故其父兄之教。不肅而成。其子弟之學。不勞而能。夫是故士之子常爲士。

今夫士は羣萃して、間燕に州處すれば、父は父と義を言ひ、子は子と孝を言ひ、其の君に事ふる者は敬を言ひ、長者は愛を言ひ、幼者は悌を言ふ。且昔此に從事し、以て其の子弟を教へ、少にして習ひ、其の心安く、異物を見て遷らす。是の故に其の父兄の教肅ますして成り、其の子弟の學、勞せずして能くす。夫れ是の故に、士の子は常に士となる。

● 藝話に云、州は職たゞひなり、同類と居るをいよ。● 年下の者を覺する事に就いて相談し、幼者は長者に對する側の道即ち年下たる者の道を相談る。● 旦昔は旦夕なり。● 言ふは、旦夕達敬等の道に從事し、他の事に心を遷さず

今夫農翠萃而州處審其四時。櫛節具備其械器用。比未耜穀芟及田以待時乃耕深耕均種。疾緩先雨芸耨。以待時雨。其槍刈耨鋤。既至挾于田樹稅衣。就功別苗莠。從事於田野。少而習焉。其心安焉。不見異物而遷上焉。是故

既に至れば、其の槍刈耨鋤を挾みて、旦暮に田塹に從事し、衣を稅ぎ、功に就き、苗莠を別ち、疏遠を列し、首に苧蒲を戴き、身に櫛襪を服し、體を沾しき。其髮膚を暴し、其の四支の力を盡くして、疾く田野に從事し、少にして足を塗り、其の髮膚を暴し、其の四支の力を盡くして、疾く田野に從事し、少にして成り、其の子弟の學は、勞せずして能くす。是の故に農の子は常に農となり、樸野にして愚ならず。其の秀才の能く士たる者は、賴むに足るなり。故に耕せば粟多く、仕ふれば賢多し。是を以て聖王は敬畏し、農を戚む。

● 解は前段に同じ。● 四時の氣候を審かにし、輕重の宜を計りて、器械を備ふ。● 穂芟は農具にして、柔稻を覆ふなり。● くさざるなり。● 槍はつきこみ、刈はかみ、耨はくは、鋤はきなり。● 仕事に從ふなり。● 苗と雜草とを分ち、雜草をして苗を侵さしめず。● あらく又はこまかく、雜を辟きつく。● 麻又は蕎麥にて作りたる笠なり。● 稲衣なり。● 足を泥に着るなり。農事の勞をいふ。● 農家の子弟にして、秀才のもの

父兄之教。不肅而成。其子弟之學。不勞而能。是故農之子常爲農。樸野而不懶。其秀才之能爲士者。則足賴也。故以耕則多栗。以仕則多賢。是以聖王敬農。成農。

今夫工羣萃而州處。相良材。非其四時。辨其功苦。權其用。論比計制。斷器尚完利。相語以事。相陳以巧。相示以功。高以知事。且從事於此。以教其子弟。而習焉。不下見其心安焉。不見異物而遷焉。是故其父兄而成。其子弟之學。不勞而能。夫是故工之子常爲工。

今夫工は羣萃して州處し、良材を相し、其の四時を審かにし、其の功苦を辨じ、其の用を權節し、論比して制を計り、器を断じ、完利を尚び、相語るに事を以てし、相示すに功を以てし、相陳するに巧を以てし、相高ぶるに事を知るを以てし、且昔此に從事して、其の子弟を教へ、少にして習ひ、其の心安じ、異物を見て遷らず。是の故に其の父兄の教肅まずして成り、其の子弟の學勞せずして能くす。夫れ是の故に、工の子は常に工たり。

●解、前段にあり ●工事に用ふる良材を見分くるなり ●材を伐り取る如きは、四時の節を審にす ④ 材料の堅美と粗惡とを辨別す。功は堅美、苦は粗惡なり ⑤ 其の用を計りて節制し、論比とて彼此を比較論究して、制作の得失を計度す ⑥ 木を裁断して器械を作り、利用の完全なるを貴ぶ ⑦ 相高とは、互に工事を圖みて、器を制する巧拙を競ふなり

今夫商羣萃而州處。觀凶飢。國變。察其四時。而監其鄉之貨。以知其市之賈。負任擔荷。服牛輶馬。以周四方。料多少。計貴賤。以其所無。買貶。鬻貴。是以羽毛。不求而至。竹箭。是故其父兄之教。不肅而成。其子弟之學。不勞而能。夫是故商之子常爲商。

今夫れ商は羣萃して州處し、凶飢を觀、國變を審にし、其の四時を察して、其の郷の貨を監し、以て其の市の賈を知り、負任擔荷し、牛に服し馬を輶し、以て四方を周り、多少を料り、貴賤を計り、其の有る所を以て、其の無き所に易へ、賤に買ひ、貴に鬻ぐ。是を以て羽毛求めずして至り、竹箭國に餘りあり。奇恆時に來り、珍異の物聚る。且昔此に從事して其の子弟を教へ、相語るに利を以てし、相示すに時を以てし、相陳するに價を知るを以てし、少にして習ひ、其の學、勞せずして能くす。夫れ是の故に、商の子は常に商たり。

●商は群萃とて、あつまりて同類共處す。解、前にあるも此に再解す ⑧ 困年飢饉を觀察して、必需の品を融通し、國の變を審かにして、物貨の貴賤を考へ、春夏秋冬の氣候の如何を察して、物價の高低を知る等、商に必要なることをなす ⑨ 物貨を運搬す ⑩ 牛馬を車につけて、貨物運送の用に供す ⑪ 珍奇の貨物も時には至る

相レ地而衰ニ其政。則民不レ移矣。正ニ旅舊。則民不レ惰。山澤各以其時至。則民不レ苟。陵均則陸。田疇均則民不レ惑。無レ奪農時。則百姓富。犧牲不レ勞。則牛馬育。

地を相して其の政を衰すれば、民移らず。旅舊を正せば、民情らず。山澤各其の時を以て至れば、民苟もせず、陵陸、丘井、田疇均ければ、民惑まず。

農時を奪ふことなれば、百姓富み、犧牲勞せざれば、牛馬育す。
 一 政は征なり、地の肥瘠を相(みる)して其の征賦を差異すれば、民は其地に安んじて他へ移らず。二 利積云ふ、若語れ、政亂を旅せざれば、民渝(をこたる)らずに作る。舊を旅するとは、故舊を弃(なつ)て用ひざること旅の如しと。纂詁には、旅は寄留の民、舊は土著の者とし、其の處置を正くすれば、民情らずとなす。暫く之に從ふ。三 言ふは、山澤より生ずる材を取るに、時宜を以て入るとかは、民も苟且事に従はず。四 陵陸丘井田疇均とは、此等の地を均一に下民に分與するなり。陵陸は葬地なり。五 犧牲は牛馬の類なり。勞は運用すること、言ふは、牛馬の類を過度に使用せざれば、蕃息すとなり。

桓公又問曰。寡人欲修政。以干時於天下。其可乎。管子對曰。公始而可。管子對曰。始二

桓公、又問ひて曰く、寡人政を修め、時を天下に干めんと欲す、其れ可なるかと。管子對へて曰く、可なりと。公曰く、安^{いさ}くに始めて可なると。管子對へて曰く、民を愛するに始まる。公曰く、民を愛するの道奈何と。管子對へて曰く、公は公族を修め、家は家族を修め、相連ねるに事を以てし、相及ぼすに祿を以てせしめ

於愛民。公曰。愛民之道奈何。管子對曰。修二公族。家修二家族。使二相連以レ事。相及以レ祿。則民相親矣。放^{いだ}舊宗立^{たて}無後。則民殖矣。省^く刑罰。則民富矣。鄉建賢士。使教於國。則民有^い禮矣。出^い令不^レ改。則民正矣。此愛民之道也。

桓公曰く、民富みて親しみば、以て之を使ふべきかと。管子對へて曰く、財を舉け工を長じ、以て民用を止め、力を陳べ賢を尚び、以て民知を勵め、刑を如ふること苛なく、以て百姓を濟ひ、之を行ふこと私なれば、衆を容るゝに足り、言を出す必ず信なれば、令窮らす。此れ民を使ふの道なり。

勸民知加刑無苛。以濟百姓行之無私。則足以容衆矣。

出言必信。則令不窮矣。此使民之道也。

桓公曰。民居定矣。事已成矣。吾欲從事於天下諸侯。其可行乎。管子對曰。未可。民未安。公曰。安之奈何。管子對曰。修舊法。擇其善者。舉而嚴用之。慈于民。予無財。寬政役。敬百姓。則國富而民安矣。

桓公曰。民居定り。事已成る。吾れ天下の諸侯に従事せんと欲す。其れ可なるかと。管子對へて曰く。未だ可ならず。民心未だ安からずと。公曰く。之を安んずるは奈何と。管子對へて曰く。舊法を修め、其の善者を擇び、舉げて之を嚴用し、民に慈し、財なきに予へ、政役を寛にし、百姓を敬すれば、國富みて民安しと。

● 財を有する者を舉用し、工事を善くする者を立てて長となし民の費用を節止す。● 勧勉を陳説し、賢能を賞美するときは、民は之を慕ひて、知能を認めんことを懇む。● 上の令する所、必ず行はれて嗣することなし。

● 諸侯を會同して、盟約をなさしむることなり。● 舊法を修理して、其の善きものを擇び、舉げて之を嚴用す。嚴用は大切に用ふる舊なり。

公曰。民安矣。其可乎。管仲對曰。未可。君若欲正卒伍。修甲兵。則大國亦將正卒伍。修甲兵。若大國亦將正卒伍。修甲兵。若小國諸侯之臣。有征戰之事。則小國諸侯之臣。有守備之備矣。然則難以速得意。於天下。公欲速得意於天下諸侯。則事有所隱。而政有所寓。

公曰く。之を爲は。奈何と。管子對へて曰く。内政を作して軍令を寓す。高子の里を爲し。國子の里を爲し。公の里を爲し。齊國を三分して三軍と爲し。其の賢民を擇びて里君とならしめ。鄉に行伍あり。卒長は其の制令を則し。且つ以て田獵し。因て以て賞罰すれば。百姓軍事に通すと。

● 守備なり。國は、ふせぐことをいよ。● 公は、君に作るを可とす。● 言ふは、事を秘匿にして、政の中に軍事を寄ねることあるを要すと。

公曰く。之を爲は。奈何と。管子對へて曰く。内政を作して軍令を寓す。高子の里を爲し。國子の里を爲し。公の里を爲し。齊國を三分して三軍と爲し。其の賢民を擇びて里君とならしめ。鄉に行伍あり。卒長は其の制令を則し。且つ以て田獵し。因て以て賞罰すれば。百姓軍事に通すと。

里三分齊國以爲三軍。擇其賢民使爲里君。鄉有行伍。卒長則其制令。且以田獵。因以賞罰。則百姓通於軍事矣。

● 高子固子は、齊國の大臣なり。此の二人と公と、齊國の人種を三分して、三軍と爲り、此れを内政に軍令を寫すといふ。● 里君は、里の長を置きて里の事を處理せしむ。● 簿記に云ふ、制度統合を裁節す。

桓公曰。善。於是乎。管子乃制五家以为軌。軌爲之長。十軌爲里。里有司四里爲連。連爲之長。十連爲鄉。鄉有良人。以為二軍令。是故五家爲伍。軌長率之。十軌爲里。五十人爲小戎。里有司率之。四里爲連。故二百人爲卒。連長率之。十連爲鄉。故二千人。萬人一軍。五鄉之帥之率之。

● 五家を定めて軌となし、十軌を一里となし、之に司を置き、以上漸を以て區域を廣むるなり。● 良人は歸の長なり。此段は國中を畫して、軍政を歸するを説明す。

爲旅鄉良人率之。五鄉一師。故萬人一軍。五鄉之帥率之。

三軍、故に中軍の鼓あり、高子の鼓あり、國子の鼓あり。春は以て田して蒐と曰ひ、振旅す。秋は以て田して獵と曰ひ、治兵す。是の故に卒伍の政は里に定り、軍旅の政は郊に定る。内教既に成り、令遷徒を得ず。故に卒伍の人は、人人と相保ち、家家と相愛し、少くして相居り、長じて相遊び、祭祀相福し、死喪相恤み、禍福相憂ひ、居處相樂み、行作相和し、哭泣相哀む。是の故に夜戰にも其の聲相聞え、以て亂るなきに足り、晝戰には、其の目相見、以て相識るに足り、驩欣以て相死するに足る。是の故に守れば固く、戰へば勝つ。君此の教士三萬人ありて、天下に横行し、無道を誅して、以て周室を定めば、天下大國の君、之を能くぐなきなり。

● 中軍は、公の率ゐる所なり。餘の二軍は、高子國十分ちて之を率ゐる。● 春の田獵を蒐と稱し、戰勝り軍旅を整へることを爲す。● 秋の田獵を獵と稱し、兵を進むることを爲す。● 國内の教既に成りたる後、令を下して、專斷に居處を移すを得ざらしむ。● 人と人と互に保護し、吉凶相與にし、一家族のいくならしむ。● 平生豆

相樂行作相和哭泣相哀。是故夜戰其聲相聞。足以無亂。盡戰其目相見。足以相識。驩欣足以相死。是故以守則固。以戰則勝。君有此教士三萬人。以橫行於天下。誅無道。以定周室。天下大國之君莫之能圉也。

正月之朝。鄉長復事。公親問焉。曰。於子之鄉。有下學好仁。慈孝明質。仁慈孝明質仁。於父母。長弟。聞於鄉里者。有則以告。有而不以告。謂之蔽。其罪五。有司已於事而竣。

正月の朝に、郷長事を復し、公親ら問ひて曰く、子の郷に於て、居處義を爲し、學を好み、聰明質仁父母に慈孝にして、長弟郷里に聞ゆる者あらん。有らば以て告げよ。有れども告げざれば、之を賢を蔽ふと謂ふ。其の罪五、有司事を已めて、而して竣くと。

● 一年の見聞處理せし所を復申するなり。● 居處は、平居と言ふ如し。● 賢質にして仁心あるなり。● 長とは、年長者にして善く年少者を遠くをいひ、弟とは年少者にして、善く長者に事ふるをいふ。● 賢者を隠蔽して上に進めざるなり。● 其の罪は、五刑の中に入る。● 言ふは、有司は事を復申し畢りて退き、君命を俟つを已めて、而して竣くと。

公又問焉。曰。於子之鄉。有下學好仁。慈孝明質仁。於父母。長弟。聞於鄉里者。有則以告。有而不以告。謂之蔽。其罪五。有司已於事而竣。

公又問ひて曰く、子の郷に於て、父母に慈孝ならず、郷里に長弟ならず、驕躁淫暴にして、上の令を用ひざる者あるか。有らば以て告げよ。有れども告げざれば、之を下比と謂ふ。其の罪五、有司事を已めて、而して竣くと。是に於てか、郷長退きて、德を修め賢を進む。桓公親ら之を見て、遂に之を官に使役す。

公官長をして、期にして伐を書して告げしむ。

● 駕の力股肱の力ありて、筋肉たくましく、衆人に立ち勝りたるものなり。● 才あるものを隠すなり

● 腕の力股肱の力ありて、筋肉たくましく、衆人に立ち勝りたるものなり。● 才あるものを隠すなり

公又問焉。曰。於子之郷。有下學好仁。慈孝明質仁。於父母。長弟。聞於郷里者。有則以告。有而不以告。謂之蔽。其罪五。有司已於事而竣。

● 長弟の解、前に出づ。● 駕は、傲り高ぶりて事を起して、驕(さわぐ)ものなり。● 下比とは、郷長たる者が下に駕比するなり。● 官長に命じて、官に使役せし者の一年の成績を察し、伐即ち功を書して上に告げしむ期は一年なり

是乎。鄉長退而修德。進而賢。桓公親見之。遂使役之官。公令二官長期而書伐以告。且令下選官之賢者而復之。曰。有人居我官。有功休德。維順端慤。以待時使。使民恭敬。以勤其職。稱秉言。則足。以善政。公宣問其鄉里。而有二考驗。乃召而與之坐。省相其質。以參其成事。可立。而時設問。國家之患。而察不內。退而察。

且官の賢者を選びて之を復さしむ。曰く、人あり、我が官に居り、功と休徳とあり。維れ順にして端慤、以て時使を待つ。民をして恭敬にして以て勤ましむ。其の秉言を稱するは、以て官の不善政を補ふに足ると。公其の郷里を宣問して、考驗あらば、乃ち召して之と坐し、其の質を省相し、其の成功成事を參し立つべし。而して時に國家の患を設問するに内せず。退きて其の郷里を察問して、其の所能を觀るに、大過なければ、登して上卿の佐となし、之を名けて三選と曰ふ。

● 官長の都下に居る賢者なり。● 言ふは、我が尊る官屬内に居りて功あり、又美徳ありと推論す。休は美なり。● 端正誠實なり。● 言ふは、其の人の秉言、即ち稱説する持論は、官の不善政を修補するに足る。● 言ふは其の人の性質を信頼す。● 言ふは、其の成功を参考して、立てて官吏となす。● 肉は、靈黠に、性なり。肉性、聲の體とあり。言ふは、國家の患たることを體り設けて問ふに、少しもはづることなく答ふるなり。設問は實に有るにあらず。假りにあることとして問ふなり。● 言ふは、郷長之を進め、官長之を選び、公之を詳観す。是れ三選なり。

問其郷里。以觀其所能。而無大過。登以爲上卿之佐。名之曰三選。

高子國子。退而修鄉。鄉退而修里。里退而修軌。軌退而修軌。軌退而修軌。軌退而修軌。是故。西夫有善。故可得而舉也。西夫有不善。故可得而誅也。政既成。鄉不越。罷士無家。士三出妻。逐於境外。女三嫁。入於春穀。

● 郡を修め云々。言は郷長は道を修め、道の長は里を修め、里の長は軌を修め、漸次に靈黠を為すなり。● 言ふは、郷に於ては長を敬して之を慶すことなく、朝に於ては、爵位を敬して之を慶がざ者なり。此の如き者には、伍を爲なす者なく、罷女は人之を娶らざ、故に家なし。● 三出三嫁に至るは、無論缺行あるものとして之を逐ひ又は春穀に入るなり。春穀とは、米を搗(つく)くこと、而として勞役を課するなり

是故。民皆勉爲善。士與其爲善於鄉。不

是の故に民は皆善士たるを勉む。其の善を郷になすよりは、善を里になすに如かず。其の善を里になすよりは、善を家になすに如かず。是の故に士は敢て一朝の

如レ爲ニ善於里。與ニ其爲ニ善於里。里ノ不レ爲ニ善。是故士莫家。敢言ニ一朝之便。皆有ニ終歲之計。莫敢以ニ終歲ニ爲ニ議。皆有ニ終身之功。

正月之朝。五屬大夫復事於公。擇其寡功者。而謙之。曰。列地分民者。若レ一。何故獨寡功。何以不及人。教訓不善。政事其不治。一再則宥。三則不赦。

正月の朝に、五屬大夫公に復事し、其の功寡き者を擇びて、之を謙めて曰く、地を列し民を分つ者、一の若し。何の故に獨功寡き、何を以て人に及ばず、教訓善からず、政事其れ治まらざるや。一再は宥す、三たびなれば赦さずと。

● 言ふは、地を置き、民を分ち、與ふること他と異ならざるに、何如なれば他に及ばざるや、教訓政事宜からざる故ならんと

公又問焉曰。

公又問ひて曰く、子の屬に於て、居處義をなし學を好み、聰明質仁にして、父母

に慈孝に、長弟郷里に聞ゆる者あるか。有らば以て告げよ。有りて告げざるは、之を賢を蔽ふと謂ふ。其の罪五、有司事を已めて而して竣つと。公又問うて曰く、子の屬に於て、拳勇股肱之力、衆に秀出する者あるか。有らば以て告げよ。有りて告げざれば、之を才を蔽ふと謂ふ。其の罪五、有司事を已めて而して竣つと。公又問うて曰く、子の屬に於て、父母に慈孝ならず、郷里に長弟ならず、驕躁淫暴にして、上の令を用ひざる者あるか。有らば以て告げよ。有りて告げざるは之を下比と謂ふ。其の罪五、有司事を已めて而して竣つと。

● 子の配下の人なり。● 此の一節は、前と文義同じ。● 有司既に事を復申し畢りて、上の命を俟つたり。● 拙勇云々、腕の力股肱の力の衆人に優りたる者、解、既に前に出づ。● 傲り高ぶり、淫蕩陽暴なる義なり。解大抵前に同じ。● 下に篇比するなり、解、前に同じ。

于ニ子之屬。有下居處爲義。好學。聰明質仁。慈孝於父母。長弟聞於郷里者。有則以告。有而不以告。謂之蔽。其罪五。有司已事而竣。公又問焉曰。於ニ子之屬。有下居處爲義。好學。聰明質仁。慈孝於父母。不長弟於郷里者。有則以告。有而不以告。謂之蔽。其罪五。有司已事而竣。公又問焉曰。於ニ勇股肱之力。秀出於衆者。有則以告。有而不以告。謂之蔽。其罪五。有司已事而竣。公又問焉曰。於ニ驕躁淫暴。不用上令者。有則以告。有而不以告。謂之蔽。其罪五。有司已事而竣。

是に於てか、五屬の大夫は、退きて屬を修め、屬は退きて連を修め、連は退きて郷を修め、郷は退きて卒を修め、卒は退きて邑を修め、邑は退きて家を修む。是の故に匹夫善あれば得て舉ぐべく、匹夫不善あれば得て誅すべし。政成り國安く、以て守れば固く、以て戰へば彊し。封内治り、百姓親む、以て出て四方を征し、一霸王を立べしと。

● 各自の官屬なり ● 五屬は退きて云々、各退きて其の任に就き、配下の人を監督するなり ● 上に越ぶる如く、上下連屬して治を爲す。故に其の配下の善不善人は明に知られ、賞罰立所に施行するを得 ● 一霸王の業を成すを得べし

於是乎五屬大夫。退而修屬。屬退而修連。連退而修郷。郷退而修卒。卒退而修邑。邑退而修家。是故匹夫有善可得而善可得而誅。匹夫有不善可得而誅。匹夫有政成國安。以守則強。則固。以戰則彊。封内治。百姓親。可出征四方。立一霸王矣。

桓公曰。卒伍定矣。事已成矣。吾欲從事。可乎。管子對曰。

桓公曰。く、之を爲す奈何と。管子對へて曰く、制に、重罪は入るに兵甲犀鷩二戟を以てし、輕罪は蘭盾革韁一戟を入れ、小罪は入るに金鉤を以てし、薄罪を分宥し、入るに半鉤を以てし、坐抑なくして訟獄する者は、正に之を三禁して、直らざれば、一束矢を入れしめて、以て之を罰す。美金は以て戈劍矛戟を鑄て、諸を狗馬に試み、惡金は以て斤斧鉗夷鋸柵を鑄て、諸を木土に試みんと。

● 言上は、重罪の者を輕減して、之を甲兵に移し、罪を廢はしむん。制とは、法規に定めてあることをいふ。犀皮を以て製したる鎧の胸なり。● 騎鎧は、兵器を掛くる胸なり。西京賦註に他の兵を受くる胸といひ、鎧を受くるを鎧といふと。● 革鎧は、革を合せて製したる胸當なり。● 鉤は三十斤なり。金物の目方三十斤を入れるなり。● 言ふは、薄罪には、其事情を分別して、從犯は之を宥し、主犯には半鉤を納れしむ。● 人より鎧折損せられざるに、訟獄する者は三たびまで之を棄じ、其の人直をもざれば、一束矢を拂れしめて之を罰す。● 諸入以牛鉤。無ニ坐抑ニ而訟獄者。正ニ三禁之。不直。則入ニ東矢。以圖之。美金以鎔戈劍矛戟。試諸狗馬。惡金以鎔斤斧鉗夷鋸柵。試諸木土。

桓公曰。甲兵大足矣。吾欲從事於諸侯。可乎。管子對曰。未可。治內者外者未具也。爲故使鮑叔牙爲大諫。王子城父爲將。使鮑叔牙爲理。管子對曰。未備也。

桓公曰く、甲兵大に足る。吾れ諸侯に從事せんと欲す。可ならんやと。管子對へて曰く、未だ可ならず。内を治むる者未だ具らざるなり。外を爲むる者未だ備はらざるなり。故に鮑叔牙をして大諫とならしめ、王子城父は將となり、弦子族は理となり、甯戚は田となり、隰朋は行となり、曹孫叔は楚に處り、商容は宋に處り、季勞は魯に處り、徐開封は衛に處り、匱尙は燕に處り、審友は晉に處る。又游士八千人、之に奉するに車馬衣裘を以てし、其の資糧を多くし、財幣は之を足し、出でて四方に周遊せしめて、天下の賢士を號召收求し、玩好を飾り、出でて四方に周遊せしめ、之を諸侯に鬻き、以て其の上下の貴好する所を觀、其の沈亂する者を擇びて、先づ之を攻す。

● 諸侯を薦同して、盟約を爲さんとす。解、前に出づ。● 理は誠を掌る官なり。● 廉事を掌する官なり。● 賓客を待する官なり。● 楚に處る以下は、所謂外交官なり。● 外游の士八千人を擇びて、之に車馬衣裘を供給し、資糧を多く與へ、財幣を不足なきやうにす。● 天下の賢士を召集し、玩好を飾りて四方に周遊し、之を諸侯に賣り、其の好尚を觀て、其の國上下の酒に沈溺し、政亂れたるか否かを察して、先づ是等の諸侯を正す。

裘多其資糧。財幣足之。使三出周ニ游於四方。召之諸侯。以觀其上下之所貴好。擇其沈亂者而先攻之。

公曰く、外内定矣。可乎。管子對曰。未可。鄰國未吾親也。公曰。親之奈何。管子對曰。親之奈何。管子對曰。吾若疆場を反て、美しく皮幣を爲り、以て極諸侯に聘頬し、以て四鄰を安すれば、鄰國我れを親むと。

● 言ふは、自國の境界を審査して、諸侯より侵奪したる地を反す。● 美しき皮幣を爲るは美き財物を以て數々諸侯に使者を遣るなり。周鑒に、大夫某來を桓と曰ひ、寡來を聘と曰ふと。

桓公曰。甲兵大足矣。吾欲南伐。何主。管子對曰。何主。管子對曰。南伐。則鄰國親我矣。

桓公曰く、甲兵大に足る。吾れ南伐せんとす。何れを主とせんと。管子對へて曰く、魯を以て主となし、其の侵地常潛を反し、海に弊あり、渠彌に階あり、

告子

三一

綱山に牢あらしめんと。

子對曰。以晉
爲主。反其侵
地常潛。使海
於有弊。渠彌
有踏。網山彌
於有牢。
桓子曰。吾欲
西伐。何主。晉
對曰。以衛
爲主。反其侵
地吉。塗原姑。
與棐里。使海
於有陪。渠彌
有牢。桓公曰。
吾欲北伐。主
管子對曰。以
燕爲主。反其
侵地柴。去畎
狗。使海

桓公曰く、吾れ西伐せんと欲す。何れを主とせんと。管子對へて曰く、衛を以て主と爲し、其の侵地の吉臺原姑と渠聖とを反し、海に弊あり、渠彌に堵あり、綱山に牢あらしめんと。桓公曰く、吾れ北伐せんと欲す。何れを主とせんと。管子對へて曰く、燕を以て主となし、其の侵地の柴夫吠狗を反し、海に弊あり、渠彌に堵あり、綱山に牢あらしめんと。四隣大に親み、既に其の侵地に反し、其の封疆を正し、地南は岱陰に至り、西は濟に至り、北は海に至り、東は紀隨に至り、地方三百六十里、三歳治定り、四歳教成り、五歳兵出で、教士三萬人、革車八百乘有り。諸侯多く沈亂し、天子に服せず。

有り 諸侯多く 次第し 天子に服せず。

の時に諸侯多く酒に沈酒し、淫蕩にして天子に暇せざるものあり

の時に諸侯多く酒に沈溺し、淫蕩にして天子に服せざるものあり
於有^レ鄆。綱山大親既反^ニ其侵地。正^ニ其封疆地南至^ニ於岱陰。西至^ニ於濟。北至^ニ於海。東至^ニ於紀。隨^一地方三百六十里。三歲治定。四歲教成。五歲兵出。有^ニ教士三萬人。革車八百乘。諸侯多^ニ沈亂。不服^ニ於天子。
是に於て、桓公東して徐州を救ひて、吳の半を分ち、魯の蔡陵を存し、越の地を割きて南宋と鄭とに據り、楚を征伐し、汝水を濟り、方池を踰え、汝山を望み、絲を周室に貢せしめ、成周は胙を隆嶽に反し、荊州の諸侯來服せざるなし。
中は晉侯を救うて狄王を禽し、胡貉を敗り、屠何を破りて、騎寇始めて服し、北は方地。望^ニ汝山。楚^ニ汝水^ヲ踰^ニ。使^レ貢^ニ絲于周。使^レ貢^ニ絲于周。反^ニ胙山。戎を伐ち、泠支を制し、孤竹を斬りて、九夷始めて聽き、海濱の諸侯來服せざるなし。

○ 呂后の手を取りて、徐の國に分せ與る。○ 宋鄭の國を根據として、楚を征す。○ 楚の廢する諱を周の天子に貢せしむ。○ 禁詰を按するに、陸徵は衡山なり、楚にあり、楚は天子に氣きて祭るを得ず。是に至りて楚新に服し、路通じ始めて肺をぬくり祭ることを得たるなり。○ 言ふは、命を聽くなり。

曰。余乘車之會三。兵車之會六。九合諸侯。一匡天下。北至於孤竹。山戎。機貉。拘秦夏。西虞。南至吳。越。巴。牂牁。賴不廣。雕題黑齒。荆夷之國。至り。寡人の命に違ふなし。

し。而るに中國我れを卑む。昔三代の命を受くる者、其れ此れに異なるかと。● 言ふは、君でありながら、臣たる節を盡さざるなり。● 臣たりながら、臣たる節を盡さざるなり。● 言ふは、運き譽兎の因も、吾が命に違はざるに、中國の諸侯等我を辱る者あり。三代の天命を受けて王たりし禹湯武の如きは、此れと異なるか何如となり。

代之受命者。其異於此乎。管仲對曰。夫管仲對曰。夫鳳凰鸞鳥不降。而鷙隼鷗鷺不豐。庶神不格。守龜不兆。握栗而筮者。履中時雨甘露降らず。飄風暴雨數臻り。穀不降。飄風數臻。五穀蕃せず。六畜育せずして、蓬蒿藜蘆竝び興る。夫れ鳳凰の文は、德義を前にし、日昌を後にし、昔人を命を受くる者は、龍龜假り、河は圖を出し、誰は書を出し、地は乘黃を出す。今三祥未だ有る者を見ず。命を受くと曰ふと雖も、乃ち諸を失ふなからんやと。

不育而蓬蒿藜蘆竝興。夫鳳凰之文。前二德義。後二日昌。昔人之受命者。龍龜假り。河出圖。雒出書。地出乘黃。今三祥未見有者。雖曰受命。無乃失諸乎。

桓公懼れ、出でて客を見て曰く、天威顔を達らざる咫尺、小白天子の命を受け下拜するなくば、恐くは下に顛蹶して、以て天子の羞を爲さんと。遂に下拜し、登りて賞服大路龍旗九游渠門赤旛を受く。

● 宗孔、天子の命を傳ふ。是れ天子に關すると同じ。故に天威咫尺といふ。● 言ふは、命を承けて下拜するなれば、恐くは天罰を蒙り、堂下に顛蹶して、天子の羞になることを爲さん。● 諸侯の、天子に朝するときの車を送下拜。登受。● 龍旗に附く、九本の小旗なり。● 兩旗を建てたる軍門なり。

天子致二昨於

卷八 小匡第二十

三一九

天子は胙を桓公に致すも受けず、天下の諸侯順と稱す。桓公天下の諸侯を憂ふ。

桓公。而不受。天下諸侯稱焉。桓公憂天下諸侯。魯有夫人慶父之亂。而二君弑死。國絕。而後。桓公弑死。國絕。無後。桓公聞之。使高子存之。男男女不淫。馬牛選具。執玉以見。請爲關內之侯。而桓公不使也。狄人攻邢。桓公築夷儀以封之。男女不淫。馬牛選具。執玉以見。請爲關內之侯。而桓公不使也。狄人攻邢。桓公入攻邢。桓公知人。桓公知市人。桓公知諸侯之歸己也。故使輕其幣。而重中其禮。故使天下諸侯。以疲馬。鹿犬。羊。爲幣。齊以良馬一報。諸侯以文錦虎豹皮。故使天下諸侯。以繢帛。布。鹿皮。四分。以爲幣。齊以文錦虎豹皮。故使天下諸侯。以繢帛。布。鹿皮。四分。以爲幣。齊以良馬一報。諸侯之使。垂橐載而入。櫜載而歸。故釣之以愛。致之以利。結之以信。示之以武。是故天下小國諸侯。既服桓公。莫之敢倍。

魯に夫人慶父の亂ありて、二君弑死し、國絶えて後なし。桓公之を聞きて、高子をして之を存せしむ。^(四)男女淫せず、馬牛選具し、玉を執りて以て見え、關内侯たらんを請ふも、桓公使めざるなり。狄人衛を攻め、衛人出でて曹に旅す。桓公楚丘に城きて之を封す。男女淫せず、馬牛選具し、玉を執りて以て見え、關内侯たらんを請ふも、桓公使めざるなり。狄人邢を攻む。桓公夷儀に築きて之を封す。其の畜散亡す。故に桓公之に繫馬三百匹を予ふ。天下の諸侯仁と稱す。

●言ふは、順當の所行と稱す。●諸侯の事を心配するなり。●魯の莊公の夫人姜氏と慶父と通じて、子殺を弑し、又閔公を弑したる亂あり。●言ふは、高子を遣りて之を保護し、國を存立せしむ。●國存立の後、男女淫せざ、馬牛も獸歸はり、放失せず。●玉を執りて桓公に見え、齊の關内公たるを請ひしも、桓公之を受けず。●狄人に攻められし故に、國を出て、曹に寄旅したり。●衛を封じたるなり。●既に繫ぎありし馬なり。

●歎へば市人の若し。桓公は諸侯の己れに歸するを知るや、故に其の幣を軽くして其の禮を重くせしむ。故に天下の諸侯をして、疲馬犬羊を以て幣となさしめ、齊は良馬を以て報じ、諸侯は縷帛布鹿皮四分を以て幣となし、齊は文錦虎豹皮を以て報す。諸侯の使橐を垂れて入り、櫜載して歸る。故に之を釣るに愛を以てし、之を致すに利を以てし、之を結ぶに信を以てし、之に示すに武を以てす。是の故に天下の小國諸侯、既に桓公に服して、之に敢て倍くなくして之に歸し、其の愛を喜びて其の利を貪り、其の仁を信じて其の武を畏る。

●己れとは諸侯自身なり。●言ふは、諸侯の齊にあくる幣は、軽幣ならしめ、齊は禮を重くして諸侯を待つ。されば軽きものなるに、又之を四分にして幣となしめ、齊は良馬を以て之に報ず。●鹿皮は、虎豹皮にときは貨物を満載す、言ふは、彼の心を釣りて我に歸せしむ。

於是天下之諸侯。知二桓公之爲己勤也。是以諸侯之歸之也。譬若二市人。桓公知二諸侯之歸己也。故使輕其幣。而重中其禮。故使天下諸侯。以疲馬。鹿犬。羊。爲幣。齊以良馬一報。諸侯之使。垂橐載而入。櫜載而歸。故釣之以愛。致之以利。結之以信。示之以武。是故天下小國諸侯。既服桓公。莫之敢倍。

管子

歸之。喜其愛而貪其利。信其仁而畏其武。

桓公知天下多與己也。於是又大施忠焉。可爲憂者。可爲之憂。可爲謀者。爲之謀。可爲動者。爲之動。伐譚葉。之動。

桓公は、天下の小國諸侯の、多く己れに與するを知るや、是に於て又大いに忠
を施し、爲に憂ふべき者は之が爲めに憂ひ、爲めに謀るべき者は之が爲めに謀り、
爲に動くべき者は、之が爲に動き、譚菴たんらいを伐うちて而して有いせず。諸侯仁じんと稱す。
● 言ふは、忠信を行ふなり ● 諸侯の爲に憂ふべきは、其の憂を分ちて之を救ふの計をなす ● 動とは兵を
出すなり 四 譚菴の罪を責めて之を伐ちしも其の地を奪はず

通三齊。鹽于東國之魚利焉。築葵鄆陵。以征廛市幾而不稅。諸侯稱寬。一諸侯之。一使。一使。

齊國の魚鹽を東萊に通じ、關市は幾て征せず、塵して稅せざらしめ、以て諸侯の利をなす。諸侯寬と稱す。蔡、鄆陵、培夏、鼈父丘に築きて、戎狄の地を衛るは、諸侯に暴するを禁ずる所以なり。五鹿、中牟、鄆、蓋與、牡丘に築きて、諸夏の地を衛るは、勸を中國に示す所以なり。

於諸侯一也。纂二
五鹿。中牟。鄒。蓋

貨物に課税せず。○ 上の如く寛大にして諸侯の利をなす。○ 衛は華麗なり。此れは被馴が中國の諸侯に亂暴するを防ぐ所以なりと。○ 中國諸侯の地なり。○ 駒は、齊語に相となす。權威を示すなり。

社丘以衛諸夏之地。所以示動於中國也。

牡丘以衛諸夏之地。所以示勸於中國也。

教大に成る。是の故に天下の桓公に於ける、遠國の民望むこと父母の如く、近國の民從ふこと流水の如し。故に地を行く滋遠く、人を得る彌多し。是れ何ぞや、其の文に懷きて其の武を畏る。故に無道を殺し周室を定め、天下之を能く圖ぐなし、武事立つなり。三革を定めて五兵を偃せ、朝服して河を濟り、忧愬するなし、文事勝つなり。

大に成る。是の故に天下の桓公に於ける、遠國の民望むこと父母の如く、近國氏從ふこと流水の如し。故に地を行く滋遠く、人を得る彌多し。是れ何ぞ其の文に懷きて其の武を畏る。故に無道を殺し周室を定め、天下之を能く囲なし、武事立つなり。三革を定めて五兵を偃せ、朝服して河を濟り、忧愬するし、文事勝つなり。

莫定之能。武室天下。道其衆。是故天教公。遠國之民。望如父。母近水。故行地。如國之民。從如二文。而畏其懷。是遠得人。彌滋流也。下。道。是故桓公。遠國之民。望如父。母近水。故行地。如國之民。從如二文。而畏其懷。是遠得人。彌滋流也。下。道。

大に成る。是の故に天下の桓公に於ける、遠國の民望むこと父母の如く、近國氏從ふこと流水の如し。故に地を行く滋遠く、人を得る彌多し。是れ何ぞ其の文に懷きて其の武を畏る。故に無道を殺し周室を定め、天下之を能く囲なし、武事立つなり。三革を定めて五兵を偃せ、朝服して河を濟り、忧愾するし、文事勝つなり。

● 地を行くは適み行くなり、政の遠くに及ぶをいふ。● 仁恩に懷き、武威を畏る。● 三革は甲、冑、盾なり。● 刀、劍、矛、戟、矢なり、偏は偏せて用ひざるなり。● 河を潤り諸侯と齒し休憇して危きを畏るゝことなし

是君故。大國之慚愧。小國之附比。是諸侯故。大國之君。大國之君如臣僕。小國諸侯驕。如臣僕。小國諸侯。大國之君。然。故不尊。大國之君。不卑。是故。大國諸侯。小國諸侯。不驕。小國之君。不驕。小國諸侯。不驕。於列廣地。以益狹地。損有財。以興無財。周其君子。不失成。功。周其小人。不失成。命。

夫。是の如し。居處すれば順に、出づれば成功あり。甲兵の事を稱動せずして文武の跡を天下に遂ぐ。桓公が能く其の羣臣の謀を假りて、以て其の智を益せばなり。其の相を夷吾と曰ひ、大夫を甯戚・隰朋・賓胥無・鮑叔牙と曰ふ。此の五子者を用ひて何の功あるか。義を度り、徳を光にし、法を櫛ぎ、終を紹ぎ、以て後嗣に遺し、孝昭穆に貽し、大に天下に霸となり、名聲廣裕掩ふべからざるなり、則ち唯明君上に在る有れば、察相下に在るなり。

● 居處は内に居るなり、廟は順當にして行はざるなきなり。● 言ふは、兵革の事を舉げ動かさずして、文王云々を帶起す。● 昭穆は、廟に祭る先世の次第序位なり。● 察は明なり、上に明とある故に、察といひたり。

能假其羣臣之謀。以益其智也。其相曰。夷吾。大夫曰。甯戚。隰朋。賓胥無。鮑叔牙。用此五子者。何功。度義光德。繼法紹終。以遺後嗣。貽孝昭穆。大霸天下。名聲廣裕。不可可。也。則唯。有明君。在上。察相。下也。

初桓公郊迎。管子而問焉。管仲辭讓。然後對。以下參國伍鄙。立五鄉。以崇化。建五屬。以厲武。寄兵於政。因罰備道諸侯。以無道。加兵。仲曰。斧鉞の人なり。幸に生を獲て其の腰領を屬するは、臣の祿なり。國政を知るが若きは、臣の任にあらざるなりと。

幕中周室。桓公大說。於是齊戒十日。將相二管仲。管仲曰。斧鉞之人也。

幸以瘦生。以屬其腰領。臣之祿也。

若知國政。非臣之任也。

公曰。子大夫受政。寡人勝任。子大夫不_レ受政。寡人恐崩。管仲許諾。再拜而受相。三日。公曰。寡人有二大邪。三其猶尚可_ニ以爲_レ國乎。對曰。臣未得聞。公而好田。晦夜幸而至禽側。田莫不見禽。而後反。諸侯使者無所致。百官有司無所復。對曰。惡則惡矣。然非_ニ其急者也。公曰。寡人有污行。不幸而好色。而姑婦有_ニ不嫁者。對曰。非_ニ其急者也。公作色。曰。此三者且可_ニ者也。

公曰。く、寡人不幸にして酒を好み。日夜相繼ぐ。諸侯の使者致す所なく。百官有司復す所なしと。對へて曰く。惡は則ち惡なり。然れども其の急なるものにあらざるなりと。公曰く。寡人汚行あり。不幸にして色好み。姑婦嫁せざる者ありと。對へて曰く。惡は則ち惡なり。然れども其の急なるものにあらざるなりと。

公色を作して曰く。此の三の者にして且つ可ならば。惡ぞ不可なる者あらんと。對へて曰く。人君唯優と不敏とを不可となす。優なれば衆を亡ひ。不敏なれば事に及ばずと。公曰く。善し。吾子舍に就け。異日吾子と之を圖らんを請ふと。

對へて曰く。時可なり。將に夷吾と與にせんとせば。何ぞ異日を待たんやと。

● 終日終夜飲酒に耽る。● 解、前に出づ。● 解、前に出づ。● けがれたる行。● 言ふは、姑婦にも通じ之を宮に匿きて嫁せしめず。● 言ふは、此の三つの所行にも可ならば。如何なる事も繰しとは言ふを得ざらん。

● 優差不斷なり。● 繼述ならざれば。事に間に合はぬなり。

管子

三二八

矣。對曰。人君唯優與不敏爲不可。優則亡衆。不敏不及事。公曰。善。吾子就舍。異日請與吾子圖之。對曰。時可。將與夷吾何待。異日乎。

公子曰。奈何。對曰。公子舉爲人博聞而知禮。好學而辭遜。請使游於魯以結交焉。公子開方爲晉。公子開方爲人巧轉而失利。請使游於衛以結交焉。曹孫宿其爲人小廉而苛狀。足恭而辭也。

公曰。く、奈何と。對へて曰く、公子舉は、人と爲り博聞にして禮を知り、學を好みて辭遜す。請ふ、魯に遊ばしめて交を結ばん。公子開方は、人と爲り巧轉にして失利なり。請ふ、衛に遊ばしめて交を結ばん。曹孫宿は、其の人と爲り小廉にして苛状、足恭にして辭結、正に荆の則なり。請ふ、往き遊びて交を結ばしめんと。遂に立ちろに三使者を行りて後に退く。

● 事に當りて、巧に轉じて才銳説利なり。● 苛は烈、伏は習。言ふ、些細の事までも習熟せらるなり。● 足は成なり、巧言にして其の恭を成し、媚を人に取るなり、辭結は辭結にして辭合の巧なり。● 言ふは正しく荆即ち楚國の品式と能く合せりと

相三月。請論二
百官。公曰。諾。管仲曰。升降也。請使往游以結交焉。遂立行三使者而後退。

相三月にして、百官を論ぜんことを請ふ。公曰く、諾と。管仲曰く、升降也。請讓、進退閑習、辨辭の剛柔は、臣隣朋に如かず。請ふ、立てて大行となさん。

草を墾し邑に入れ、土を辟き粟を聚め、衆を多くし地の利を盡くすは、臣、害戚に如かず。請ふ、立てて大司馬となさん。平原廣牧車轍を結ばず、士踵を旋さず、之を鼓して三軍の士死を觀ること歸るが如きは、臣、王子城父に如かず。請ふ、立てて大司馬となさん。獄を決し、中を折し、不辜を殺さず、無罪を誣ひざるは、臣、賓胥無に如かず。請ふ、立てて大司理となさん。君の顔色を犯して大諫の官となさん。此の五子者に、夷吾は一も如かず。然れども以て夷吾に易ふるは、夷吾は爲ざるなり。君若し國を治め、兵を彊くせんと欲せば、五子者存す。若し霸王を欲せば、夷吾此に在りと。桓公曰く、善しと。

● 大行は大行人、諸國に使する長官なり。● 草野を開墾して、通めて村邑となすなり。● 長官の長なり。● 牧は郊外なり。● 言ふは、戦に向つて車は直進し、車轍を結び附ける如く、通き得ることなし。● 薦の長官なり。● 軽重中を得て、偏頗なきなり。● 司獄の長官なり。● 言ふは、此の五人の有能には、夷吾は及ばざるもの。此れを以て夷吾一人の才に易へんと欲すれば、夷吾は爲すを肯ぜざるなり。

誇立爲二大司理。犯君顏色。進諫必忠。不辟。死亡。不撓富貴。臣不如東郭牙。請立以爲大諫矣。若欲霸王。夷吾在此。桓公曰。善。夷吾不爲也。君若欲治國彊兵。則五子者存。

王言第二十一 亡

内言四

三三一

桓公在位。管仲隰朋見。立有間。有二鴻。飛而過之。桓公歎曰。仲父。今彼鴻鵠。有時而南。有時而北。有時而來。有時而往。有無遠所。欲至而至焉。非下乎。管仲懼。是以能通其意於天。

卷第九

内言六

桓公位に在り、管仲隰朋見ゆ。立つ間あり。一二鴻あり、飛びて之に過ぐ。桓公歎じて曰く、仲父、今彼の鴻鵠時ありて南し、時ありて北し、時ありて往き、時ありて來り、四方遠きなし。至らんと欲する所にして至る。唯羽翼あるの故に、是以て能く其の意を天下に通するにあらずやと。管仲隰朋對へず。桓公曰く、二子何の故に對へざると。管子對へて曰く、君霸王の心あるも、夷吾は霸王の臣にあらざるなり。是以て敢て對へずと。桓公曰く、仲父胡爲ぞ然る。盍ぞ言ふべからざるや。寡人其れ卿ふあるか。寡人の仲父あるや、猶ほ飛鴻の羽翼あるがごときなり。大水を濟るに、舟楫あるが若きなり。仲父一言寡人に數へずは、寡人の耳あるも、將に安くに道を開きて、度るを得んとせんやと。管子對へて曰く、

朋不對。桓公曰。二子何故不對。管子對曰。君有霸之心而夷吾之心而非霸王之臣也。是以不敢對。桓公曰。仲父胡爲然。盍當言。寡人其有鄉乎。寡人之有仲父也。猶三飛鴻之有羽翼也。若下濟大水有中舟楫上也。仲父不三言教寡人。寡人之有耳。將安聞道而得而度哉。

管子對曰。君若將欲霸王。舉大事乎。則必從其本事矣。是其位置に居坐するなり。● 脈あり。● 四方何れの處をも遁しとせざるなり。● 言ふは、心態(むか)ふ所ありて、移易すべからずとするか。● 言ふは、耳あるも一言の數なくば、如何にして道を聞きて國家の事を計度するを得らるべきぞとなり。● 其の根本の事に従はざるべからず。

桓公變躬遷席。拱手而問曰。敢問。何謂其本。管子對曰。齊國百姓。公之本也。人甚憂飢。而稅數重。人甚懼死。而刑政險。人甚傷勞。而

桓公、躬を變じ、席を遷し、手を拱きて問ひて曰く、敢て問ふ、何をか其の本と謂ふと。管子對へて曰く、齊國の百姓は、公の本なり。人甚だ飢を憂ふ。而るに稅斂重し。人甚だ死を懼る。而るに刑政險なり。人甚だ勞を傷む。而るに上事を舉ぐること時あらず。公其の稅斂を輕くせば、人飢を憂へす。其の刑政を緩くせば、人死を懼れず。事を舉ぐるに時を以てせば、人勞を傷ます。

● 翼を變じ云々は、容を改め他を敬するの状なり。● 險は較險なり。● 事を起し、民を使役するに時を擇ばざるなり。

上舉事不時。公輕其稅斂。則人不憂飢。緩其刑政。則人不懼死。舉事以時。則人不傷勞。桓公曰。寡人聞仲父之言。此三者聞命矣。不敢擅也。將薦之先君。於是命百官有司削方墨筆。明日皆朝於大廟之門。朝定令於百吏。使稅者百鍾。孤幼不刑。澤梁時縱。關譏而不征。市書而不賦。近者示之以忠信。遠者示之以禮義。行

桓公曰く、寡人千歳の食ありて、百歳の壽なし。今疾病あり、姑く樂まんかと。管子曰く、諾。是數年にして、民之に歸すること流水の如し。此れ其の後に宋は杞を伐ち、狄は邢衛を伐つも、桓公救はず、裸體胸に紡して疾と稱し、管仲を召して曰く、寡人千歳の食ありて、百歳の壽なし。今疾病あり、姑く樂まんかと。管子曰く、諾。是に於て之に鍾磬の橫を縣け、歌舞竽瑟の樂を陳せしめ、日に數十牛を殺す者數旬。羣臣進み諫めて曰く、宋は杞を伐ち、狄は邢衛を伐つ。君救はざるべからずと。桓公曰く、寡人千歳の食ありて、百歳の壽なし。今又疾病あり、姑く樂まんか。

此數年而民歸之如流水。此其後宋伐杞。狄伐邢衛。

桓公不救。裸體袒胸稱疾。召管仲曰。寡人有二千歲之食而無二百歲之毒。今有二疾。管仲病。姑樂乎。是管仲之子曰。諾。於鍾磬之縣。陳中歌舞之樂。殺數十牛者數旬。擊鼓而無百歲之毒。今又疾病。姑樂乎。且彼非伐寡人之國也。伐鄰國也。子無事焉。宋已拔邢衛矣。桓公起行衛虞之間。管子從至大鍾之西。桓公南面而立。管仲北鄉對之。

大鍾鳴。且彼寡人の國を伐つにあらざるなり。鄰國を伐つなり。子事とするなかれと。宋已に杞を取り、狄已に邢衛を抜く。桓公起ちて、筍鹿の間を行く。管子從

ひて大鍾の西に至る。桓公は南面して立ち、管仲は北鄉して之に對し、大鍾鳴る。

● 稅を輕くし、利を緩くし、事を緩ぐるに時を以てする三つの者をいふ。● 言ふは、先君の廟に娶せんとなす。● 方版を削り、筆に墨を附けて、管仲の言を錄せんとす。● 門朝は太廟門外の拜所なり。● 甲知章云ふ。たとへば百石に一鍾を取るなり。● 水堰、魚を捕ふる設備、時に禁じ時に縱すなり。● 間を通る舌をば、唯觀察するのみにて、稅を取らず。● 市は、賣人の名と貨物を書し置くのみにて、賦稅せず。● 痞臍の胸を拂し、痛み病姑樂乎。是管仲之子曰。諾。於鍾磬之縣。陳中歌舞之樂。殺數十牛者數旬。擊鼓而無百歲之毒。今又疾病。姑樂乎。且彼非伐寡人之國也。伐鄰國也。子無事焉。宋已拔邢衛矣。桓公起行衛虞之間。管子從至大鍾之西。桓公南面而立。管仲北鄉對之。

● 稅を輕くし、利を緩くし、事を緩ぐるに時を以てする三つの者をいふ。● 言ふは、先君の廟に娶せんとなす。● 方版を削り、筆に墨を附けて、管仲の言を錄せんとす。● 門朝は太廟門外の拜所なり。● 甲知章云ふ。たとへば百石に一鍾を取るなり。● 水堰、魚を捕ふる設備、時に禁じ時に縱すなり。● 間を通る舌をば、唯觀察するのみにて、稅を取らず。● 市は、賣人の名と貨物を書し置くのみにて、賦稅せず。● 痞臍の胸を拂し、痛み病姑樂乎。是管仲之子曰。諾。於鍾磬之縣。陳中歌舞之樂。殺數十牛者數旬。擊鼓而無百歲之毒。今又疾病。姑樂乎。且彼非伐寡人之國也。伐鄰國也。子無事焉。宋已拔邢衛矣。桓公起行衛虞之間。管子從至大鍾之西。桓公南面而立。管仲北鄉對之。

桓公曰。寡人曰。寡人視管仲曰。樂夫仲父。管子對曰。此臣之所謂哀。非樂也。臣聞之古者之言。樂於鍾磬之間者。不如如此。言脫於口而令行乎天下。游於鍾磬之間者。無四面兵革之憂。君之事。言脫於口。令不得行於天下。在鍾磬之間。而有四面兵革之憂。此臣之所謂哀。非樂也。桓公曰。善。於是伐鍾磬之縣。併歌舞之樂。宮中虛無人。

桓公曰。寡人已に鍾磬の縣を伐り、歌舞の樂を併く。國に始むる所を請ひ問ふ。將た何の行をなさんと。管子對曰。古者聖王の治を爲すや、言口より出づれば、今は忽ち天下に行はれ、鍾磬の間に遊びて、四面兵革の憂なし。天下に行はれ、鍾磬の間に遊びて、四面兵革の憂なし。故に哀なりと也。古者聖王の鍾磬の間に在りて樂の事を考ふ者はと也。● 古者聖王の治を爲すや、言口より出づれば、今は忽ち天下に行はれ、鍾磬の間に遊びて、四面兵革の憂なし。故に哀なりと也。君の教はざるや、臣請ふ、以て慶せん。臣之を聞く。諸侯の疆に争ふ者は、與

管子

三三六

に疆を分つなかれと。今君何ぞ三君の處を定めざるやと。是に於て桓公曰く、
諾と。因りて命じて車百乘、卒千人を以て、緣陵えんりょうを以て杞きを封ほうじ、車百乘、卒千人、
夷儀いぎを以て邢けいを封ほうじ、車五百乘、卒五千人、楚丘そきゅうを以て衛えいを封ほうす。桓公曰く、寡
人已に三君の居處を定む。今又將まきに何を行はんとせん。管子對こたへて曰く、臣聞く、
諸侯利を貪ひきる、與ともに利を分つなかれ。君何ぞ虎豹こへの皮文錦かはがみきんを發し、以て諸侯に使
し、諸侯をして縵帛鹿皮まんぱくろくひを以て報ぜしめざると。

何行。管子對曰。宋伐杞。狄伐邢衛。而君之不救也。臣請以慶。臣聞夷儀を以て邢を封じ。車五百乘。卒五千人。楚丘を以て衛を封す。桓公曰く。寡人已に三君の居處を定む。今又將に何を行はんとせん。管子對へて曰く。臣聞く。諸侯利を貪る。與に利を分つかれ。君何ぞ虎豹の皮文錦を發し。以て諸侯に使之。諸侯をして縵帛鹿皮を以て報ぜしめざると。

○言ふは、國事に就きて何を始めば可ならん。○若し一方を救ふときは、一方を滅し、必ず其両領を分取するに至る。是れ諸侯を惠する所以にあらず。故に教はざるを廢す。○言ふは、三君の爲め其の安處を定めざるべからず。○言ふは、諸侯は利を貪る故に、我は彼と與に利を分取することなく、潔廉を示すべし。○以上の事を爲すには、我は虎豹の文皮錦を諸侯に使する者に携へ行きて贈らしめ、諸侯よりは縵帛、鹿皮の如き粗末の品を受くべし。縵帛は文采なき帛なり。

桓公曰く、諾と。是に於て虎豹皮文錦を以て諸侯に使せしめ、諸侯縵帛鹿皮を以て報じ、令固より始めて天下に行はる。此れ其の後楚人宋鄭を攻め、鄭の地を焼炳熯焚し、城の壞るゝ者をして復築くを得ざらしむるなり。屋の焼けたる者をして、復葺くを得ざらしむるなり。其の人は雌雄喪ふあり、居室は鳥鼠穴に處るが如くならしめ、宋田を要し、兩川を夾塞し、水をして東流するを得ざらしめ、

一 夫妻は離散し、居室は鳥鼠の同處する如く、異類混居せしめ
を東流せしめず 二 水深垣境を設し、四百里の間耕田を得ず

桓公曰く、諾と。是に於て虎豹皮文錦を以て諸侯に使せしめ、諸侯縑帛鹿皮を以て報じ、令固より始めて天下に行はる。此れ其の後楚人宋鄭を攻め、鄭の地を焼炳燒焚し、城の壞るゝ者をして復築くを得ざらしむるなり。屋の焼けたる者をして、復葺くを得ざらしむるなり。其の人は雌雄喪ふあり、居室は鳥鼠穴に處るが如くならしめ、宋田を要し、兩川を夾塞し、水をして東流するを得ざらしめ、東山の西、水深塙を滅し、四百里にして而る後に田すべきなり。

● 夫妻は離散し、居室は鳥鼠の同處する如く、異類混居せしめ ● 宋田を遷取し、堤を築き兩川を夾塞して水を東流せしめず ● 水深塙を没し、四百里の間耕田を得ず

桓公曰く、諾と。是に於て虎豹皮文錦を以て諸侯に使せしめ、諸侯縑帛鹿皮を以て報じ、令固より始めて天下に行はる。此れ其の後楚人宋鄭を攻め、鄭の地を焼炳燒焚し、城の壞るゝ者をして復築くを得ざらしむるなり。屋の焼けたる者をして、復葺くを得ざらしむるなり。其の人は雌雄喪ふあり、居室は鳥鼠穴に處るが如くならしめ、宋田を要し、兩川を夾塞し、水をして東流するを得ざらしめ、東山の西、水深塙を滅し、四百里にして而る後に田すべきなり。

● 夫妻は離散し、居室は鳥鼠の同處する如く、異類混居せしめ ● 宋田を遷取し、堤を築き兩川を夾塞して水を東流せしめず ● 水深塙を没し、四百里の間耕田を得ず

楚欲^レ呑^ニ宋^一鄭^一。而畏^レ齊[。]曰[。]思^ニ人衆^兵強^能。能^己害^ス。是に於てか楚王國中に號令して曰く、寡人の人君

害己者必也。於是乎齊王號令於國之中。曰寡人之於人君所明二於人臣者莫如桓公。所賢於人臣者莫若管仲。其臣寡人願事之。誰能爲我交齊者寡人之君焉於賢士。

人不愛封侯。是楚之國之賢者皆抱其重寶。亦善之。今楚王之善寡人甚。寡人不善。將拂於道。仲父何不遂交之楚哉。

に明とする所の者は、桓公に如くはなし。人臣に賢とする所の者は、管仲に若くはなし。其の君を明として、其の臣を賢とす。寡人之に事へんことを願ふ。誰か能く我が爲めに齊に交る者ぞ。寡人封侯の君を愛ますと。是に於てか楚國の賢士、皆其の重寶幣帛を抱きて以て齊に事へ、桓公の左右、重寶幣帛を受けざる者なし。是に於て桓公、管仲を召して曰く、寡人之を聞く、人に善き者は、人も亦之を善くすと。今楚王の寡人に善きこと一に甚し。寡人善くせざれば、將に道に拂らんとす。仲父何ぞ遂に楚に交はらざるやと。

● 言ふは、人君の中にて、明君と思ふ者はなり。● 言ふは、人臣の中にて賢と思ふ者はなり。● 言ふは、其の人を貢して、封侯の君となすことを惜まず。● 人に善きことをすれば、人も亦以て之に拂はず。● 一は專心なり。● 道運に運はん

管子對曰、不可なり。楚人宋鄭を攻め、鄭の地を焼炳熯焚し、城壞る者は復築くを得ざらしむるなり。屋の焼けたる者は、復葺くを得ざらしむるなり。人は雌雄を喪ふあり、居室は鳥鼠穴に處るが如くならしめ、宋田を要し、兩川を夾塞し、水をして東流することを得ざらしめ、東山の西、水深く境を滅し、四百里にして而る後に田すべきなり。楚は宋鄭を呑んと欲するも、人衆く兵彊くして、能く己れを害する者を思ふに、必ず齊なりと。是れ文を以て齊に克ちて、武を以て宋鄭を取りて禁ずるを知らむ。是れ宋鄭を失ふなり。之を禁すれば是れ又楚に信ならざるなり。知は内に失し、兵は外に困む、善舉にあらざるなりと。桓公曰く善し。然らば則ち若何せんと。

● 夫妻離散し、居室は異類同處す。● 宋田を遷取し、堤を築き、兩川を夾塞して、水を東流せしめず。● 四百里を過ぎて始めて田すべく、其間は耕田の地なきに至れり。此の證の解、前にあり、參考すべし。● 言ふは、楚國が宋鄭を奪取するも、之を禁止せざれば來路を失ふこととなる。然れども之を禁ぜば、楚に信を失ひ、交を絶つこととなる。

管子對曰、不可。楚人攻宋鄭。燒炳熯焚城壞者。不得復築也。屋之燒者。不得復葺也。令下人有養雌雄居室如鳥鼠穴。要宋田夾兩川。使水深滅境。四百里而後可也。楚欲入宋鄭。思入衆。宋兵彊。而能害己者。必齊也。是欲以文克。

齊而以武取宋鄭也。楚取宋鄭而不知禁。是失宋鄭也。禁之則是又不信於楚也。知失於內兵困於外。非善舉也。桓公曰。善然則若何。

管子對曰。請興兵而南存宋鄭。而令曰。無攻楚言。與楚王遇。至於上而以三鄭城與宋水爲請。楚若許。則是我以文令焉。桓公曰。善。則遂以武令也。若不許。則遂興兵。於是遂與楚王遇。於召陵之上。而令於遇上曰。

管子對曰。請ふ兵を興して南宋鄭を存せん。而して令して曰はん。楚を攻むるなかれと。言して楚王と遇ひ。遇上に至り。鄭城と宋水とを以て請をなし。楚若し許さば。是れ我れ文を以て令するなり。楚若し許さずば。遂に武を以て令せんと。桓公曰く。善しと。是に於て遂に兵を興して。南宋鄭を存し。楚王と召陵の上に遇ひ。遇上に令して曰く。粟を貯ふるなかれ。隄を曲ぐるなかれ。擅に妻子を廢するなかれ。妾を置きて妻となすなかれと。因て鄭城と宋水とを以て。楚に請をなす。楚人許さず。遂に退き。七十里にして舍す。軍人をして鄭南の地に城き。百代の城を立てしむ。

● 存立するなり。● 宣言して楚王と面會す。● 遇上は遇所に同し。● 郑城を破壊せず。宋を水攻にせざらんことを謂ふ。● 平和を以て令を聽かしむるなり。● 言ふは、粟を貯へて販賣等に出さざるなり。● 言ふは隄防を曲げて。鄭國に水害あらしむるなかれ。● 郑城を破壊せず。宋を水攻に爲さることを請ふ。● 百代と雖も。敗誤せざるの城。又曰く。代は傍の誤。百代は城壁の高きをいふと。

母貯栗。母曲隄。無擅廢適子。無置妾以爲妻。因以三鄭城與宋水爲請於楚。楚人不許。遂退。七十里而舍。使車人城鄭南之地。立百代城焉。曰自此而北至河者。鄭自城之。而楚不敢。東自城之。而楚不敢。塞也。東流而楚不敢。塞也。遂南伐。及踰方城濟。山南致楚越之君。而西伐秦。北伐狄。東存晉公於南。北伐孤竹。還存燕公。兵車之會六。乘車之會三。九合諸侯。反位已霸。修鍾磬而復樂。管子於汝水望汝山。南致楚越之君。而西伐秦。北伐狄。東存晉公於南。此臣之所謂樂也。

曰く。此れより北。河に至る者は。鄭自ら之に城きて。楚敢て騒たざるなり。東して宋田の兩川に夾まるを發し。水をして復東流せしめて。楚敢て塞がざるなり。遂に南伐し及ち方城を踰え。汝水を濟り。汝山を望み。南は楚越の君を致して。西秦を伐ち。北は狄を伐ち。東は晉公を南に存し。北は孤行を伐ち。還りて燕公を存し。兵車の會六。乘車の會三。諸侯を九合し。位に反りて。已に霸たり。鍾磬を修めて復樂す。管子曰く。此れ臣の所謂樂なりと。

● 夾まるを證しとは。兩川にて夾み。水攻にしたるを除き去るなり。● 管詰云。及は乃の誤。● 存しとは。保存するなり。● 兵馬を以て會合す。● 平和の會なり。● 此くして諸侯を會合して盟約せしめ。功を要したるを以て。樂器を修めて樂を爲す。

霸言第二十三

内言六

霸王之形。象天。則地。化人。易代。創制。天下等列諸侯。賓屬四海。時匡天下。大國正小之。曲國正之。彊國弱之。重國輕之。亂國并之。暴國殘之。修其罪。卑其列。維其民。然後王之。

霸王の形は、天に象り、地に則り、人を化し、代を易へ、天下を創制し、諸侯を等列し、四海を賓屬し、時に天下を匡し、大國は之を小にし、曲國は之を正し、彊國は之を弱め、重國は之を輕くし、亂國は之を并せ、暴王は之を残し、其の罪を僇し、其の列を卑くし、其の民を維ぎ、然る後に之に王たり。

● 代を易へとは廢き世を善に易ふるをいふ。● 諸侯を其の功罪に因りて差等區別するをいふ。● 四海之内皆賓來り屬す。● 曲は邪なり、邪曲を行ふ國なり。● 残は、殘害なり。● 言ふは、民を維持保護す。

夫豐國。之謂兼正ニ之國。之謂王。夫王者。有所ニ獨明。德共者。不取

夫れ國を豐にする、之を霸と謂ひ、兼ねて之の國を正す、之を王と謂ふ。夫れ王なる者は、獨明かなる所あり。德共なる者は、取らざるなり。道同き者は、王たらざるなり。夫れ天下を爭ふ者は、威を以て危きに易ふ。暴王の常なり。人

に君たる者は道あり。霸王なる者は時あり。國修りて鄰國道なきは、霸王の資なり。

● 國を豐す云々。言ふは、霸者は先づ自國を豐富にするに止まるあるも、王者は兼て他國を正すとなり。● 王者は己れ獨り明に知りて、他人知らざるあり。● 德共は徳同じく、甲乙ときなり。此の如きは兩個並立し、他に勝ちて獨り王たる能はず。● 威を以て危きに易ふとは、威を失うて國を危くするなり。● 言ふは、時を得ざれば道あるも猶霸王たる能はずと

夫れ國の存するや、鄰國有り。國の亡るや、鄰國有り。鄰國事あれば、鄰國得、鄰國事あれば、鄰國亡ぶ。天下事あれば、聖王の利なり。國の危きは聖人知る。夫れ先王の王たる所以の者は、鄰國の舉當らざるに資るなり。舉けて當らざるは、此れ鄰敵の意を得る所以なり。

也。道同者。不
王也。夫争天下
下者。以威易
危。暴王之常
也。君人者。有
道。霸王者。有
時。國修而鄰
國無道。霸王
之責也。鄰國
之存也。國有
焉。國亡也。鄰
國有焉。鄰國得
焉。國有事。鄰
國亡焉。天下
有事。則聖
利也。國危
則聖人知
矣。夫王
所以

● 國の存立するは、鄰國に無道の君あればなり。● 國の亡ぶるは、鄰國に我れより勝りたる事あればなり。● 言ふは、彼の鄰國に失事あれば、此の鄰國は得る所あり。此の鄰國に得あれば、彼の鄰國は失ふあり。相互に得失を爲すなり。● 我れ事を擧げて當らざれば、鄰敵は其の欲する所を得るに至る。

者。資二鄰國之舉不當也。舉而不當。此鄰敵之所以得意也。

管子

三四四

夫れ天下の權を用ひんと欲する者は、必ず先づ徳を諸侯に布く。是の故に先王は之權一者必先布ニ徳諸侯。是取る所あり、與ふる所あり、詘する所あり、信ぶる所あり。然る後に能く天下の權を用ふ。夫れ兵は權に幸し、權は地に幸す。故に諸侯の地利を得る者は、權之に従ひ、地利を失ふ者は、權之を去る。夫れ天下を爭ふ者は、必ず先づ人を争ふ。大數に明なる者は、人を得、小計に審かる者は、人を失ふ。天下の衆幸ニ於權。權幸ニを得る者は王たり。其の半を得る者は霸たり。

夫れ天下の權を用ひんと欲する者は、必ず先づ徳を諸侯に布く。是の故に先王は取る所あり、與ふる所あり、詘する所あり、信ぶる所あり。然る後に能く天下の權を用ふ。夫れ兵は權に幸し、權は地に幸す。故に諸侯の地利を得る者は、權之に従ひ、地利を失ふ者は、權之を去る。夫れ天下を爭ふ者は、必ず先づ人を争ふ。大數に明なる者は、人を得、小計に審かる者は、人を失ふ。天下の衆を得る者は王たり。其の半を得る者は霸たり。

是の故に聖王は禮を卑ひくくして、以て天下の賢けんに下くだりて之に王たり。均分きんぶんして天下

の衆を釣りて、之を臣とす。故に貴き天子と爲り、富天下を有ちて、伐貪と謂はざる者は、其の大計存すればなり。天下の財を以て天下の人を利し、明威の振を以て天下の權を合し、遂徳の行を以て、諸侯の親を結び、姦佞の罪を以て、天下の心を刑し、天下の威に因りて、明王の伐を廣め、逆亂の國を攻めて、有功の勞を賞し、賢聖の徳を封じ、一人の行を明にし、而して百姓定まる。

之賢而王之。均分以釣天下之衆而臣之。故貴爲天子富有天下者也。其大計存すればなり。天下の財を以て天下の人を利し、明威の振を以て天下の權を合し、遂徳の行を以て、諸侯の親を結び、姦佞の罪を以て、天下の心を刑し、天下の威に因りて、明王の伐を廣め、逆亂の國を攻めて、有功の勞を賞し、賢聖の徳を封じ、一人の行を明にし、而して百姓定まる。

● 均分は、祿を均分して、其の心を引き寄せるなり。● 羅詒に云ふ、伐は代の誤、世なり。唐人太宗世民の字を諱みて、世を代となす。● 羅威を明顯して、天下の祿を我に獨流す。● 成徳の行を以て、諸侯を親睦せしむ。● 姦佞の者を罪し、天下の人をして刑の畏るべきを知らしむ。● 天下の諸侯をして天子に歸服せざる者を伐たしむ。● 賢聖有徳の人に封を與へて、上一人即ち天子の行を明にし、百姓をして向ふ所を知らしむ。

夫先王取天下
下也。術乎として大徳なるかな。物利の謂なり。夫れ國を
して常に患なくして、名利並び至らしむる者は、神聖なり。國危亡に在りて、能

く壽なる者は明聖なり。是の故に先王の師とする所の者は、神聖なり。其の賞する所の者は、明聖なり。夫れ一言にして國を壽し、聽かずして國亡ぶ。此の若き者は、大聖の言なり。

之謂也。夫使二國常無患而名利並至者。國在二神聖也。國亡二能壽者。是明聖也。是故者。先王之所。神聖也。其所。賞者。明聖也。夫一言而壽國。不聴而國亡。若此者。大聖之言也。

夫明王之所輕者。馬與玉。其所重者。政與軍。若失主政。而重予人。馬輕予人。玉重與二人。夫權者。神聖之所。齊也。獨明者。天下之所。利器也。獨斷者。微密之所。營壘也。此三者。聖人之所。則也。

夫れ明王の輕する所の者は、馬と玉となり。其の重する所の者は、政と軍となり。失主の若きは然らず。人に政を與ふるを輕じて、人に馬を予ふるを重じ、人に軍を予ふるを輕じて、人に玉を與ふるを重す。宮門の營を重じて、四竟の守を輕す。削る所以なり。夫れ權なる者は、神聖の資くる所なり。獨明なる者は、天下の利器なり。獨斷なる者は、微密の營壘なり。此の三者は聖人の則

重二宮門之營。而輕四竟之守。所以削也。夫權者。神聖之所。齊也。獨明者。天下之所。利器也。獨斷者。微密之所。營壘也。此三者。聖人之所。則也。

聖人は微を畏れて、愚人は明を畏る。聖人の憎悪や内、愚人の憎悪や外なり。聖人は將に動かんとして必ず知り、愚人は危きに至りて、辭を易ふ。聖人は能く時を輔け、時に達ふ能はず。智者は善く謀るも、時に當るに如かず。時に精き者は、日少くして功多し。

● 言ふは、惡人を憎む場合も成るべく他人に其惡を言言せず、故に内といふ。● 外とは、廣く外に宣言し、他人に知らしむるなり。● 聰人は物の始めて動く機微の際に知り、愚人は事起の時に至りて、始めて平生の言を馬ふるに如かずとして、時を利用す。

夫謀無主則困。事無備則廢。是以聖王務慎守其時。以備待時。以時興事。時至而舉兵。絕而攻國。破大而制地。大本而小標。基近而攻遠。以大率小。以強使弱。以衆致寡。德利百姓。威振天下。令行諸侯。而不拂。近無不服。遠無不聽。

夫謀是主なければ困す。事は備なれば廢す。是以聖王は務めて其の備を具へ、慎みて其の時を守り、以て備へて時を俟ち、時を以て事を興す。時至りて兵を擧け、堅を絶えて國を攻め、大を破りて地を制し、本を大にして標を小にし、近きに基して、遠きを攻め、大を以て小を牽き、強を以て弱を使ひ、衆を以て寡を致し、德百姓を利し、威天下に振ひ、令諸侯に行はれて拂らず。近きを以て寡を致し、德百姓を利し、威天下に振ひ、令諸侯に行はれて拂らず。近きは服せざるなく、遠きも聽かざるなし。

夫明王爲天下正理也。按彊助弱。圍暴天。下。令行諸侯。而

夫れ謀は、主なれば困す。事は備なれば廢す。是以聖王は務めて其の備を具へ、慎みて其の時を守り、以て備へて時を俟ち、時を以て事を興す。時至りて兵を擧け、堅を絶えて國を攻め、大を破りて地を制し、本を大にして標を小にし、近きに基して、遠きを攻め、大を以て小を牽き、強を以て弱を使ひ、衆を以て寡を致し、德百姓を利し、威天下に振ひ、令諸侯に行はれて拂らず。近きを以て寡を致し、德百姓を利し、威天下に振ひ、令諸侯に行はれて拂らず。近きは服せざるなく、遠きも聽かざるなし。

一 言ふは、謀は善と雖も、守りて時機を持つなければ、困甚に遇ふなり。主は、豪詰に守りとあり、從ふべし
二 堅固の城塞ありと雖も、之を超えて攻め入るを得。絶は、超越なり。一 大國を破りて、其の地を割據して之を有す。中央都府の勢を大にし、末邑の勢を小にして制すべし。五 基は地なり。言ふは、近くして服せざる者は其の地を劫かして屈服せしめ、遠きは攻め、之を服従せしむ

所なり、百姓の利する所なり。是の故に天下之を王とす。知は天下を蓋ひ、繼は一世に最たり、材は四海を振かす、王の佐なり。千乘の國、其の守を得れば、諸侯得て臣となすべく、天下得て有すべきなり。萬乘の國其の守を失へば、國其の國にあらざるなり。天下皆理り、己れ獨り亂るれば、國其の國にあらざるなり。諸侯皆令し己れ獨り孤なるときは、國其の國にあらざるなり。鄰國皆險にして、己れ獨り易なるときは、國其の國にあらざるなり。此の三者は亡國の徵なり。

一 戰は戰なり。二 譖は、算計に作る。言ふは、其の計策一世の最たり。三 其の材智四海を動かさに足る。四 言ふは、國を守るの道を得ればなり。五 言ふは、國として存立する能はず。以下同意なり。六 言ふは、鄰國は皆輪姫に據りて國を固め、己れ獨り平易守堅の堅固なればなり。

夫れ國大にして政小なる者は、國其の政に從ひ、國小にして政大なる者は、國益大なり。大にして爲めざる者は復小なり。彊にして理めざる者は、復弱なり。

夫國大而政小者。國從其政。國小而政可得而臣。天下皆得而有也。萬乘之國。得其守。諸侯可得而臣。天下皆得而有也。萬乘之國。失其守。國非其國也。鄰國皆險。己獨易。國非其國也。此三者。亡國之徵也。

大者國益大。而不爲者復理者復弱。衆而無禮者復賤。重而輕。寡貴而無禮者復賤。重而輕。

衆にして理めざる者は、復寡く、貴くして禮なき者は、復賤く、重くして節を陵ぐ者は、復軽く、富みて驕肆なる者は復貧し。故に國を觀る者は君を觀る。軍を觀る者は、將を觀る。備を觀る者は、野を觀る。其の君は明の如くにして明にあらざるなり。其の將は賢の如くにして賢にあらざるなり。其の人は耕す者の如くにして耕すにあらざるなり。三守既に失すれば、國は其の國にあらざるなり。地大にして爲めざるは、命じて土満と曰ふ。人満と曰ふ。兵威にして止めざるは、命じて武満と曰ふ。二満して止めざるは、國其の國にあらざるなり。地大にして耕さざるは、其の地にあらざるなり。貴くして臣たらざるは、其の卿にあらざるなり。人衆くして親まさるは、其の人あらざるなり。

● 言ふは國大なりとも、政を爲す小なるときは、其れにつれて、小國の形とならざれば、國も、之を待みて制度に超えたることをなせばなり。● 國の治まるか否やを觀んとせば、先づ其の君の行を觀れば分るなり。● 田畠の開けたるか否やを觀る、田開け耕作する者案ければ、國富み備へも十分な。● 三守は

不爲。命曰ニ土満。人衆而不理。命曰ニ人満。兵威而不止。命曰ニ武満。三滿而不視。非其人也。

君明將賢耕の三者なり。● +満は、土地勝ちて、人理むる能はざる謂なり。● 武事に偏して、之を觀れば能はざるなり。● 國の卿たるもの、貴くして臣なるの節を致さざるは、名は卿なるも、其の國の卿にはあらざるなり。● 國人相親まさるば、其の国人といふを得ず、全く他國人に同じ

夫れ士なくして富を欲する者は憂あり。徳なくして王を欲する者は危し。施薄くして求厚き者は孤なり。夫れ上夾にして下苴、國小にして都大なる者は弑せらる。主尊く臣卑く、上威ありて下敬し、令行はれ、人服するは、理の至なり。天下をして兩天子ならしめば、天下は理むべからざるなり。一國にして兩君ならば、一國理むべからざるなり。一家にして兩父ならば、一家理むべからざりなり。

● 夷は狹なり。上狭小にして下之を包涵するは、即ち上小下大なるものにして、上の威儀行はれず。● 國は君の居る地、都は下邑なり

而兩君。一國不可理也。一家而兩父。一家不可理也。

夫令。不高不行。不搏。不聽。堯舜之人。非生而理也。桀紂之人。非生而亂也。故理亂在上也。堯舜之所在。桀紂之所在。非本理則國始也。以人爲本。本理則國固。本亂則國危。故上明則國下敬。政平則國安。士教和。人安。士教和。則兵勝敵。使能則百事理。親仁則上不危。任賢則諸

夫れ令は、高からざれば行はれず、搏ならざれば聽かれず。堯舜の人も、生ながらにして理まれるにあらざるなり。桀紂の人も、生ながらにして亂るゝにあらざるなり。故に理亂は上に在るなり。

● 摂は、專なり。專一ならず、政改むれば、人民は之を慶かず。● 理亂は、皆上の人に責任あり。夫れ霸王の始むる所や、人を以て本となす。本理れば國固し。本亂るれば國危し。故に上明なれば下敬し、政平かなれば人安く、土教和すれば兵敵に勝ち、能を使へば百事理。より、仁に親めば上危からず、賢に任すれば諸侯服す。霸王の形は、徳義之に勝ち、智謀之に勝ち、兵戰之に勝ち、地形之に勝ち、動作之に勝つ。故に之に王たり。

● 言ふは、士の教成りて相和すれば、皆力を盡す。故に敵に勝つ。● 言ふは、國となり王となるに、必要なる形勢なり。● 動動作焉なり。

侯服。霸王之形。德義勝之。智謀勝之。兵戰勝之。地形勝之。動作勝之。故王之。

夫れ善く國を用ふる者は、大國の重きに因りて、其の勢を以て之を小にし、彊國の權に因りて、其の勢を以て之を弱め、重國の形に因りて、其の勢を以て之を輕くし、彊國衆ければ、彊を合して以て弱を攻め、以て霸を圖り、彊國少ければ、小を合して以て大を攻め、以て王を圖る。彊國衆くして王勢を言ふ者は、愚人の智なり。彊國少くして霸道を施す者は、敗事の謀なり。

● 尚知言云よ、凡そ大聖重は、皆國の盈盛なる者なり。然も愚者時ありて衰へ、聰者時ありて恵む。故に其の衰息の勢に因り、大者は之を小にし、聰者は之を弱め、重者は之を輕くす。● 強國衆ければ、小を合して之を攻むるも、勝つ能はず。故に王たるべき勢ありと言ふ者は、愚人の智なり。● 強國少ければ、聰を合して弱を攻むる能はず。然るに霸道を行はんとするは、敗事なり。

夫れ神聖は、天下の形を視て動靜の時を知り、先後の稱を視て禍福の門を知る。彊國衆ければ、先づ舉ぐる者は危く、後に舉ぐる者は利あり。彊國少ければ、愚人之智也。彊國少くして施霸道者。敗事之謀也。

先づ舉ぐる者は王、後に舉ぐる者は亡ぶ。戰國衆ければ、後舉は以て霸たるべし。戰國少ければ、先舉は以て王たるべし。

後之種。知三福。之門。遷國。衆先舉者危。後舉者利。遷國。少先舉者亡。王。後舉者亡。戰國。君。後舉可。以。霸。戰國。君。後舉可。以。少。先舉可。以。王。王者之心。方而不最。列不讓。賢。不。商。第。擇。衆。是。貪。三。大。物。一。也。是。以。王。之。形。大。也。夫。先。王。之。爭。天。下。一。也。以。二。方。心。其。立。之。也。以。三。齊。其。立。之。也。以。三。齊。

夫。王。者。之。心。方。而。不。最。列。不。讓。賢。不。商。第。擇。衆。是。貪。三。大。物。一。也。是。以。王。之。形。大。也。夫。先。王。之。爭。天。下。一。也。以。二。方。心。其。立。之。也。以。三。齊。其。立。之。也。以。三。齊。

夫。れ。王。者。の。心。は。方。に。して。最。な。ら。ず。列。は。賢。に。讓。ら。ず。賢。は。齒。さ。す。第。衆。を。擇。ぶ。是。れ。大。物。を。貪。る。なり。是。を。以。て。王。の。形。は。大。な。り。夫。れ。先。王。の。天。下。を。争。ふ。や。方。心。を。以。て。し。其。の。之。を。立。つ。る。や。整。齊。を。以。て。し。其。の。之。を。理。む。る。や。平。易。を。以。て。す。政。を。立。て。令。を。出。す。に。人。道。を。用。ひ。爵。祿。を。施。す。に。地。道。を。用。ひ。大。事。を。舉。ぐ。る。に。天。道。を。用。ふ。是。の。故。に。先。王。の。伐。つ。や。逆。を。伐。ち。て。順。を。伐。た。ず。險。を。伐。ち。て。易。を。伐。た。ず。過。を。伐。ち。て。不。及。を。伐。た。ず。四。封。の。内。は。正。を。以。て。之。を。使。ひ。

諸侯の會は權を以て之を致す。近くして服せざる者は、地を以て之を、患しめ、遠くして聽かざる者は、刑を以て之を危くす。にして之を伐つは武なり、服して之を舍くは文なり。文武具滿するは徳なり。

理レ之也。以ニ平易。立レ政。出レ令。用ニ人道。施ニ爵祿。用ニ地道。舉ニ大事。用ニ天道。是故先王之伐也。伐レ逆。不レ伐。順。伐。險。不レ伐。易。伐。過。不レ伐。不及。四。封。之内。以レ正。使之。諸侯之會。以レ權。致。之。近。而。不。服。者。以レ地。患。之。遠。而。不。聽。者。以レ刑。危。之。一。而。伐。之。武。也。服。而。舍。之。文。也。文武具滿。徳。

夫。輕。重。彊。弱。之。形。諸。侯。合。則。彊。孤。則。弱。

夫。れ。輕。重。彊。弱。の。形。は。諸。侯。合。ふ。とき。は。彊。く。孤。なる。とき。は。弱。く。臥。の。材。に。し。て。百。馬。之。に。代。れ。ば。臥。必。ず。罷。る。彊。は。一。代。に。最。た。る。も。天。下。之。を。共。に。す。れ。ば。國。

驥馬伐之。驥必罷矣。彊最一伐而天下共之。國必弱矣。彊國得之也。以收小。其失之也。以恃彊。小國得之也。以制節。其失之也。以離彊。夫國小大有謀。彊弱有形。服近而彊遠。王國之形也。敵國之形也。以攻大。以負海。攻負海。中國之形也。折節事彊。

必ず弱し。彊國の之を得るや、小を收むるを以てし、其の之を失ふや、彊を持むを以てす。小國の之を得るや、節を制するを以てし、其の之を失ふや、彊に離るゝを以てす。夫れ國の(さ)小大謀あり、彊弱形あり。近きを服して遠きを彊むるは王國の形なり。小を合せて大を攻むるは、敵國の形なり。負海を以て負海を攻むるは、中國の形なり。節を折り彊に事へて、罪を避くるは、小國の形なり。古より今に至るまで、未だ嘗て先づ能く難を作して、時に達ひ形を易へ、以て功名を立つる者はあらず。常に先づ難を作して、時に達ひ形を易へ、敗れざる者無きことあるなきなり。

● 謂は驥足なるも、百馬を以て之に當れば、必ず罷る。是れ寡は衆に敵せざるなり。原文伐は代の四。● 言ふは、其の一代に最强の國なりとも、天下共に之に敵すれば、國必ず弱し。● 言ふは、強國の強を得る所以は、能く小國の心を得る故なり。● 言ふは、小國の存立し得る所以は、節を抑制して大國に事ふればなり。● 言ふは、彊國に離れて孤立すればなり。● 言ふは、國の大小に因りて、各善惡ありて、其の國存立す也。彊弱に因りて形を爲す、各宜きあり。● 言ふは、先づ近き國を服從せしめて、遠國の事に彊す。彊は恵なし。● 敵國とは、其の勢力匹敵するなり。力同きときは、小を合せて敵を攻むる形を爲す。● 負海とは、國の遠く海に接する所の

以避罪。小國之形也。自古以至(中)今。未嘗

有先能作難。違時易形。以立功名者。無常先作難。違時易形。無不敗者上也。

夫欲臣伐君。正中四海上者。不可。以兵獨攻而取也。必先定謀慮。便地形。利權稱親。與國視時而動。王者之術也。夫先王之伐也。舉之必義。用之必暴。相形而知可。量力而知攻。攻得而知時。是故先王之

意、即ち譽勇をいよ。負海を以て負海を攻むとは、勇を以て勇を攻むる義。中國の形は此くあるべしと。● 古來我より先づ難を作し、時宜に還ひ、形勢に背きて、功名を立つる者あらず

夫れ臣として君を伐ち、四海を正さんと欲する者は、兵を以て獨り攻めて取るべからざるなり。必ず先づ謀慮を定め、地形を便にし、權稱を利し、與國を親み、時を視て動く。王者の術なり。夫れ先王の伐つや、之を擧ぐるに必ず義、之を用ふるに必ず暴、形を相て可を知り、力を量りて攻を知り、得を攻へて時を知る。是故に先王の伐つや、必ず先づ戰ひて而る後に攻め、先づ攻めて而る後に地を取て備を攻む。衆を以て衆を攻む、衆存すれば攻めず。食を以て食を攻め、備を料りて備を攻め。故に善く攻むる者は、衆を料りて衆を攻め、食を料りて食を攻め、備を料りて備を攻め。備を以て備を攻む、備存すれば攻めず。實を釋てて虛を攻め、堅を釋てて脰を攻め、難を釋てて易を攻む。夫れ國を搏るは、古に敦きに在らず。

世を理むるは、善攻に在らず。霸王は曲を成すに在らず。夫れ舉失して國危く、刑過ぎて權倒る。謀易くして禍反る。計得て彊信に、功得て名從ひ、權重くして令行はる。固より其の數なり。

● 楚武の榮枯に於ける如きをいふ 一 極解は權衡「はかり」なり。彼此の權衡を考へて、利を取るなり 二 諒詰に、攻は致の誤となす。得は德なり。彼の德の厚薄を致へて、攻むべき時を知る 三 小戰を試みて、然る後に其の國城を攻む 四 先つ國城を攻めて、其の形勢に因りて土地を取る 五 小科りたる上にて之を攻む。以下皆多少完缺の何如を科りて攻むるなり 一 脆は、脆弱(もろき)なり 九 摧は、聚なり。言ふは、國民を融合して離縛せしめざるは、慾しも古道に厚きの故にあらず、君權の盡ければなり 二 刑過兩なれば、反て權を失ふ 三 易は通なり。驟遠へば禍我身に反る

● 脆。釋難而攻易。夫搏國。不レ在レ敦レ古。理レ世。不レ在ニ善攻。霸王不レ在レ成レ曲。夫舉失權倒。謀易而禍反。計得而彊信。功得而名從。權重而令行。固其數也。

夫れ彊を爭ふの國は、必ず先づ謀を争ひ、刑を争ひ、權を争ふ。人主をして一喜一怒せしむる者は、謀なり。國をして一輕一重せしむる者は、刑なり。兵をして一進一退せしむる者は、權なり。故に謀に精ければ、人主の願得べくして、

令行はるべきなり。刑に精ければ、大國の地奪ふべく、彊國の兵圍ぐべきなり。
權に精しければ、天下の兵齊くすべく、諸侯の君朝せしむべきなり。夫れ神聖は、
天下の形を視て、世の謀る所を知り、兵の攻むる所を知り、地の歸する所を知り、
令の加はる所を知る。夫れ兵は、憎む所を攻めて之を利す。此れ鄰國の親まさる
所なり。權惡む所に動きて、實歸する寡き者は彊く、擅に一國を破りて、彊後
世に在る者は王たり。擅に一國を破りて、彊鄰國に在る者は亡ぶ。

令行はるべきなり。刑に精ければ、大國の地奪ふべく、彊國の兵團ぐべきなり。
權に精しければ、天下の兵齊くすべく、諸侯の君朝せしむべきなり。夫れ神聖は、
天下の形を視て、世の謀る所を知り、兵の攻むる所を知り、地の歸する所を知り、
令の加はる所を知る。夫れ兵は、憎む所を攻めて之を利す。此れ鄰國の親まさる
所なり。權惡む所に動きて、實歸する寡き者は彊く、擅に一國を破りて、彊後
世に在る者は王たり。擅に一國を破りて、彊鄰國に在る者は亡ぶ。

● 刑、喜詰に、形と爲す。從ふべし ● 予知章云ふ、職得れば喜び、職失へば怒る ● 刑得れば國重く、刑失へば輕し ● 傷重ければ遙み、軽ければ遠く ● 天下の形勢に精しければ、大國の地を取り、彊國の兵を防ぐを得 ● 天下の兵を齎へて、亂を爲さざらしむるを得 ● 天下の形勢を視て、世の謀る所、兵の攻むる所等を知る ● 地の我に歸するか否かの所を知る ● 世の憎む所を攻むるは可なるも、攻めて其の地を取り、我が利とすれば、鄰國は弱まざるなり ● 感權を惡む所にかへても、實利を己に歸すること寡き者は、運を保つを得べし ● 一國を攻破して、後世子孫能く其の運を保守する者は、必ず善政ある故に王たるべし ● 一國を破るも、善政を行はず、土地人民鄰國に歸し、彊鄰國に居るときは亡ぶ

者。王。擅。破。一。國。疆。在。鄰。國。者。亡。

問第二十四

内言七

凡立朝廷。問有本紀。爵授有德。則大臣興義。祿予有功。則士輕死。節上帥士。以入之所戴。則上下和。授事以能。則人上功。審刑當罪。則人不易訟。無亂社稷宗廟。則人有所宗。母遺老忘親。則大臣不怨。舉知人急。

凡そ朝廷に立ち、問ふに本紀あり。爵有徳に授くれば、大臣は義に興る。祿有功に予ふれば、士は節に死するを輕す。上士を帥る、人の戴く所を以てすれば、上下和す。事を授くるに能を以てすれば、人功を上ぶ。刑を審かにし、罪に當れば、人訟を易くせず。社稷宗廟を亂るなければ、人宗する所あり。老を遺れ、親を忘るゝなれば、大臣怨ます。舉ぐること、人の急を知れば、衆亂れず。此の道を行ふや、國常經あり、人終始を知る。此れ霸王の術なり。然る後に事を問ふ。事は大功を先にし、政は小より始む。

●朝廷に立ちて、下に詰問するには、根本の紀綱あらざるべからず。●士を率ゐるに、人の戴き崇ぶ所、忠信廉直等を以てすれば、上下和睦す。●能ある人に事を授くるときは、人必ず其の事を成して功ある故に、功を賞ぶに至る。●罪に適當する刑を行へば、罪りに訟を爲さず。●社稷宗廟に事ふる禮を亂ることなればなり。

●凡そ事を舉行するに臨みて、衆人の急要とする所を知りて、之を爲せばなり。●以上の道を行ふときは、國

則衆不亂。行此道也。國有常經。人知終始。此霸王之術也。然後問事。事先大功。政自小始。

常法あり、衆人事の始終あるを知りて、妄舉することなし。●大功の者は、速に賞すべし。故に先づ之を問ふ。●政事上、利害の小さな者は、人或は之を忽にし、終に大害を生ずるに至る。故に先づ之を問ふ。

問。死事之孤。其未有田宅者。有乎。問。少壯而未勝甲兵者。幾何人。問。國之有功者。何官之大吏也。問。州之大夫也。何里之士也。今吏亦何以明之矣。問。刑論有常。以行不可。

問ふ、死事の孤、其れ未だ田宅あらざる者あるか。問ふ、少壯にして未だ甲兵に勝へざる者、幾何人か。問ふ、死事の寡、其の餼廩何如。問ふ、國の功ある、大なる者は、何官の吏なるか。問ふ、州の大夫は、何の里の士なるか。今吏亦何を以て之を明にせん。問ふ、刑論常ありて、行ひ改むべからざるなり。今其の事の久く留るは何若。五官に問ふ、度制あり、都に官するに、其れ常斷あり。今事の稽る、何を待つ。問ふ、獨夫・寡婦・孤寡・疾病の者は幾何人なるか。問ふ、國の棄人、何の族の子弟なるか。問ふ、郷の良家の、其の牧養する所の者幾何人か。問ふ、邑の貧人、債して食ふ者は幾何家か。問ふ、園圃を理めて食ふ者は幾何家か、人の田を開きて耕す者は幾何家か。士の身ら耕す者は幾何家か。問ふ、郷の貧人

改也。今其事之久留也。何若。問。五官。有二制。官都。其有二常。斷。今事之書也。何待。問。孤寡。疾病者。身何事をするか。

は何の族の別れるか。問ふ。宗子の昆弟を收むる者、貧を以て昆弟に從ふ者幾何家か。餘子仕へて田邑を有ち、今入る者幾何人か。子弟、孝を以て郷里に聞ゆる者幾何人か。餘子の父母存し、養はずして出離する者幾何人か。士の田ありて使はれざる者幾何人か。吏何事を惡むか。士の田ありて耕さざる者幾何人か。

● 言ふは、公事の爲に死したる者の孤子には、田宅を與ふることなるに、未だ與へざる者か。● 言ふは公事に死したる者の寡婦、扶養未を與へるか否や。● 言ふは、州の大夫に聞ふ、彼が舉ぐる士は、何の里の士か。今之吏となすに、何を以て其の才を證明するか。● 刑法の義は、常法あり、改易すべからざるに、其の事を久く滞留せしむるは何若。● 五官に向ふ、汝の掌る五行の官、又其の属の都邑に官する者は、皆制度常の裁断法あり。然るに其の事を滞留せしむるは、何を待つか。● 聖夫は、老いて子なき者。寡婦は、夫なき者。寡婦は、夫なき者なり。本家にて其の支族の昆弟を收養せる者、又宗家妻へて反て支族、昆弟の家に寄る者幾何と問ふなり。● 餘子は、嫡子の外二三男なり。今入る者は、入りて宗家を離なり。● 士の田ありて使はれざる者は、何の爲に更が之を惡みて使はざるか。● 士の田ありて耕さざる者は、耕業の爲に耕を爲さざるか何如を問ふ。

君臣有位。而未有田者。幾何家。士之身耕者。幾何家。問。郷之貧人。何族之別也。問。宗子之收昆弟者。以貧從昆弟者。幾何家。餘子仕。而有田邑。今入者。幾何人。子弟。以孝聞。於鄉里者。幾何人。餘子父母存。不養者。幾何人。士之有田。而不使。者。幾何人。吏惡。何事。士之有田。而不耕者。幾何人。身何事。

君臣位。ありて。未だ田あらざる者。幾何人か。外人の來り從うて。未だ田宅あらざる者。幾何家か。國子弟の外に游ぶ者。幾何人か。貧士の責を大夫に受くる者。幾何人か。官賤く行書し、身は士にして、家臣を以て自ら代る者。幾何人か。官承吏田舎なくして、徒に事を理むる者。幾何人か。羣臣位事あり、大夫に官する者。幾何人か。外人來游、大夫の家に在る者。幾何人か。郷の子弟、田を力め人の率となる者。幾何人か。國の子弟の上事なく、衣食節せず、子弟を率て田せず、弋獵する者。幾何人か。男女整齊せず、郷の子弟を亂す者あるか。

● 君は、或人曰く、群の誤。● 他國より來り從ふ者に田宅を與へ、外人を隔けんと欲するなり。● 貧士にして、大夫より財を借りて生活し居る者。貧は價なり。● 人の爲に文書を爲り、讀を取る者。● 身は士なるも、文書を爲る能はず、家臣を以て代理せしむる者。此の如きは無能の者なり。● 言ふは、官長の命令を奉承し、田舎なくして、事務を兼ね爲す者。● 言ふは、群臣の中、君の柄に位あり職ある者、又私に大夫の家の職を

夫二者。幾何人。
外人來游。在二大夫之家者。
幾何人。鄉子弟。力田爲人率者。幾何人。國子弟之無上事。衣食不節。率ニ子弟ニ不レ田。弋獵者。幾何人。男女不整齊。亂鄉子弟者有乎。

為す者幾人あるかと。是れ其の大夫の私恩を以て、權威を擴大するを防ぐなり。◎他國人の大夫の家に在る者を問ふは、是れ又權威の擴大を防ぐなり。◎言ふは、他人の幸先となり、郷の利となる者。◎上の使命に供せざる者。◎郷の子弟を率ひて、弋獵を事とする者。◎男女の間禮なく、裸りなる者。

問人之貸粟米。有別券者。幾何家。問國之伏利。其可利。之急者。幾何人。之急者。幾何所也。人所害於鄉里者。何物也。士之有田宅。身在陣列者。幾何人。餘人。餘

問ふ。人の粟米を貸し、別券ある者。幾何家か。問ふ。國の伏利。其の人の急に應ずべき者。幾何所なるか。人の郷里に害する所の者、何物なるか。問ふ。士の田宅あり、身の陳列に在る者。幾何人か。餘子の甲兵に勝へ、行伍ある者は。幾何人か。問ふ。男女巧技能あり、備用を利用する者。幾何人か。處女の工事を操る者。幾何人か。冗國口を開きて食ふ所の者。幾何人か。問ふ。一民幾年の食あるか。問ふ。兵車の計は。幾何乗か。家馬を牽き、家車に軛する者は。幾何乗か。處士の行を修め、人を教ふるに足り、衆を帥る百姓に莅ましむべき者は。幾何人か。士の急難使ふべき者

は。幾何人か。工の巧にして、出でては軍伍を利用するに足り、處りては城郭を修め、守備を補ふべき者は。幾何人か。城粟軍糧、其れ以て幾何年を行ふべきか。吏の急難に使ふべき者は。幾何人か。大夫の疏器・甲兵・兵車・旌旗・鼓鏡・帷幕・帥車の載、幾何乗か。

●人に粟米を貯して、別個に別證券を有する者。貸借人互に契約あるをいふ。●隠れたる利ありて、人の財用に供すべき地。●人の所爲にて、郷里の害となるものは何物ぞ。●軍人の列に在る者。●馬の外の二人三男にして、甲兵の任に勝へ行伍にある者。●巧なる技術ありて、備用を利用する者。●冗は(むだ)なり。無用の人、唯口を開きて食ふのみの者。●家馬を牽きとは、直に馬あるをいふ。家車に馬を軛すとは、直に車あるをいふ。馬には馬匹といふべきを、馬を牽といへり。●工匠の巧にして、軍伍の用に使ふべき者、軍隊に用ふべき工作にいふ。●駕詰に、飲食宿舎、用ふる所のものとあり。●餅は、小鉢なり。●帥車の轍とは、軍を出すに帥らる車なり。轍とは、此の車に載する帷幕等をいふ。

士修行。足以教人。可使三帥。衆莅三百姓者。幾何人。士之急難可使。者。幾何人。工之巧。出足以利軍伍。處可以下修二城郭。輔中守備上者。幾何人。城粟軍糧。其可三以行。幾何年一也。吏之急難可使者。幾何人。大夫疏器甲兵。兵車。旌旗。鼓鏡。帷幕。帥車之載。幾何乘。

疏藏器弓弩之張衣夾鉄鉤弦之造戈戟之緊其厲何若。其れ宜く修むべく若其宜修者故修視而造修成之官出器起者而未起者何待か。鄉師車輜造修の具其の縛何若。

べくして未だ起さざる者は何を待つか。鄉師車輜造修の具其の縛何若。工尹材用を伐る三時に於てするなかれ。羣材乃ち植して器を造る冬に定む。完良にして備用必ず足る。人餘兵あれば詭めて之を行に陳し以て國常を慎ましむ。時に帥馬牛の肥脂を簡稽し其の老いて死する者は皆之を擧ぐ。其の山藪林澤に就き薦を食ふ者幾何。出入死生の會幾何。若し夫れ城郭の厚薄溝壑の淺深門閑の尊卑宜しく修むべくして修めざる者は故何を見る而して造修の官の出器・處器の具宜しく起す。以慎國常時羣材乃ち植して器を造る冬に定む。守備の伍器物其の具を失はず。淫雨にして各處藏あり。

●兵陣所用の器にして、藏めて缺壊の場合に備ふるもの ●張とは緊張のもの、張の張き弓弩なり ●鉄は兩刃なり。衣は其の(さや)なり ●弓弦を挽くもの(ゆがけ)なり。造は藏めてあるもの。色製は、箭筋に緊の限とす。盤は、戈戟の(さや)なり ●盾とは磨頭(とぎ)なり。礪(せき)あり用ふべきや何如となり ●言書するなり ●薦は草なり。牧場の草を食ふ馬牛は幾何と歎ふ ●尊卑は高卑なり ●言ふは之を督め連に修理せしむ。薦は謙なり ●伍は卒伍なり ●淫雨の時は其れ處藏して腐敗せしめざるを要す

問。兵官之吏。國急難に先後するに足る者幾何人。夫れ兵事なる者は危物なり。時ならずして勝ち、義ならずして得。未だ福となざるなり。謀を失ひて敗るは國の危なり。謀を慎めば、乃ち國を保つ。問ふ人を教選する所以の者は何事ぞ。問ふ官都を執る者は其の位事幾何年ぞ。辟く所の草薦家邑に益ある者幾何ぞ。封表して人の生利を益する所の者は何物ぞ。築く所の城郭牆を修め閉絶し、阨闕を通道し、防溝を深くし、人の地守を益する者は何れ未爲福也。失く不義而得。不勝。不時而生之會幾何。若夫城郭之厚薄溝壑之深淺門閑之尊卑宜修而不修者上必幾之。守備之伍器物不謀而敗。國之危也。慎謀乃

問ふ兵官の吏、國の豪士、其の急難に先後するに足る者幾何人。夫れ兵事なる者は危物なり。時ならずして勝ち、義ならずして得。未だ福となざるなり。謀を失ひて敗るは國の危なり。謀を慎めば、乃ち國を保つ。問ふ人を教選する所以の者は何事ぞ。問ふ官都を執る者は其の位事幾何年ぞ。辟く所の草薦家邑に益ある者幾何ぞ。封表して人の生利を益する所の者は何物ぞ。築く所の城郭牆を修め閉絶し、阨闕を通道し、防溝を深くし、人の地守を益する者は何れ未爲福也。失く不義而得。不勝。不時而生之會幾何。若夫城郭之厚薄溝壑之深淺門閑之尊卑宜修而不修者上必幾之。守備之伍器物不謀而敗。國之危也。慎謀乃

の所ぞ、捕ふる所の盜賊人害を除く者幾何ぞ。

保國。問。所以教ニ選人者何事。問。執官者其位事幾年矣。所辟都邑者何年矣。所辟草萊有益於家邑者幾何。所封表以益二人之生利者何物也。所築城郭修牆閉絕通道阨闕深防溝以益二人之地守者何所也。所捕盜賊除二人害者幾何矣。

● 先後とは、談話に、輔佐に同じとあり。● 言ふは、兵事は危きものにて、時宜に當らざ。又不義にして得るありとも、未だ顧ならず。● 人民を教導し、又人を選ぶは、何如な事を以てせば可ならんと問ふなり。● 郡邑に職事を務むる者は、何年在官するやとなり。● 草野を開墾して、卿大夫の采地及公邑の益を及りしもの無何あるか。● 封表とは、或地域を限定することにて、人民に利すべき地を表標するなり。● 言ふは、垣籬を修築して、旁徑を杜絶し、人を通ぜしめず。● 言ふは、狹阨の處を開きて、僅に道を通じ、猶防溝を深くし、地を守らに益する所は何れぞとなり。● 言ふは、盜賊を捕へ人の害を除きこと幾何ぞと。以上は皆郡邑に奉職するもの、功績何如を問ひ、之を圖陟せんとするなり。

制地。君曰。理國之道。地德爲首。君臣之禮。父子之親。覆育萬人。官府之藏。彊兵。

制地。君曰く、國を理むるの道は、地徳を首となす。君臣の禮、父子の親、萬人を覆育す。官府の藏、兵を彊くし國を保ち、城郭の險、外四極に應す。具に之を地に取る。市なる者は天地の財具なり。而して萬人の和して利する所なり。是の道を正すや、民荒も苛なく、人地の職を盡し、一に其の國を保す。各主とし位

を異にするも、讒人をして亂れしむるなかれ。普くして徳營し、九軍之れ親む。關なる者は諸侯の陬隧なり、而して外財の門戸なり、萬人の道行なり。明道以て之を重告し、關に征する者は、市に征するなく、市に征する者は、關に征するなかれ。虛車は索むるなかれ。徒負は入るなかれ。以て遠人を來し、十六道同じ。身外事謹めば、其の名を聽き、其の名を視、其の色を視、其の事を是とし、其の徳を稽へ、以て其の外を觀れば、權人に敦くして、貌徳を困するなく、國惑はず。行の職なり。邊吏に問うて曰く、小利は信を害し、小怒は義を傷り、邊信は徳を傷る。厚く四國を和構して、貌徳に順ひ、後に四極に鄉ひ、守法の官をして、日に度を行はしめ、必ず經常を失ふを明にす。

● 制地とは、地を區畫するをいふ。即ち城市、閭鄰、邊境等の制なり。● 君は古の明君なり、地萬物を生じて人を養ふ。地此の徳なれば、人生を送げず。故に國を理むる道は、地徳を首とす。● 地に高下あり。是れ君臣の禮、高地は下を覆ひ、下地は上を承く。是れ父子の親、俱に之を地に取る。● 財物地より出て、人抜りて生を送る。故に曰ふ、萬人を覆育すと。● 四方の求めに應ずるもの、又之を地より取る。● 言ふは、天地の財は市

市征於市者。勿征於關。虛車勿索。徒負勿入。以來遠人。十六道同。身外事謹。則聽其名。視其色。是其事。稽其德。以觀其外。則無教於權人。以困貌德。國則不惑。行之官。日行度。必明失經常。

にて足し、人互に貿易するを得。○言ふは、市の道を正くするときは、五穀穀せざる凶荒の歲あるも、民皆賄の心を生じ、亂を爲すに至らず。●國內の地、各王とする所の者あり。其の位職異なるも、諸人をして之を亂し、其の職を盡す能はざらしむべからず。○言ふは、何れの地も宣きに隨ひ、物を賄ひし、貨財を生ぜしめ、仇軍と難も、亦制むべし、九は驕詎に、仇となす、之に從ふ。○言ふは、他國の財、聞より入る。○言ふは、道路の令を明にし、再三禁令を申告す。○物を載せざる車には、征税を課むべからず。○徒步にて物を負ひ入るる者には征税を取らず。○尹知章云ふ、齊國十六道あり、皆國を置く。言ふは、十六道の關稅一様にするなり。○身外事謹むとは、我身の外、即ち其の職せ來れる貨物は、謹みて法別に從ひたるもの、禁止の物にあらざるをいふなり。○其の職せ來れる貨物を調べたる上に、其の姓名を起き、其の顔色を察するときは、始めて權詎の人には厚く、禮貌施行ある者を困むる如き過失を免るべく、國に入る者は皆正人にて、國人惑はざるべし。此くして始めて行人を擧る者、其の職を盡したりといふなり。○通信は、偏信なり。○四鄰の諸侯に親む。権は誠なり。○四鄰は、四方の邊境、邊き國に向ひて恩を施す。○通證の更、常法を失ふ者は、必ず之を説明して其の罪を正す

謀失第二十五亡

内言八

卷第十 戒第二十六

内言九

桓公將東游。問於管仲曰。我游猶軸之解。轉於南鄉邪。司馬曰。亦先王之游已。何謂也。管仲對曰。先王之游也。春出原農事之不本者。謂之游。秋出糧食者。謂之之不足。夫師行而糧食其民者。謂之之夕。夫

桓公將東游。問於管仲曰。我游猶軸之解。轉於南鄉邪。司馬曰。亦先王之游已。何謂也。管仲對曰。先王之游也。春出原農事之不本者。謂之游。秋出糧食者。謂之之不足。夫師行而糧食其民者。謂之之夕。夫

桓公將東游。問於管仲曰。我游猶軸之解。轉於南鄉邪。司馬曰。亦先王之游已。何謂也。管仲對曰。先王之游也。春出原農事之不本者。謂之游。秋出糧食者。謂之之不足。夫師行而糧食其民者。謂之之夕。夫

亡。從樂而不反者。謂之荒。先王有三游。夕之業於人。無荒亡之行。於身。桓公退。再拜。命曰。寶法也。管仲復於桓飛者聲也。無根而固者情也。無方而富者情也。生也。公亦嚴尊。生此。謂之榮。桓公退。再拜。詰若。此言管仲復於桓公。曰。任重者莫若。

はんと。管仲桓公に復して曰く、任の重き者は身に若くはなし塗の畏る者は口に如くはなし。期の遠き者は、年に如くはなし。重任を以て畏塗を行き、遠期に至る。唯君子は乃ち能くすと。桓公退き、之を再拜して曰く、夫子數此の言者を以て、寡人に教へよと。管仲對へて曰く、滋味、動靜は、生の養なり。好惡、喜怒、哀樂は生の變なり。聰明物に當るは、生の徳なり。是の故に聖人は、滋味を齊へて動靜を時にし、六氣の變を御正し、聲色の淫を禁止し、邪行體に亡し、違言口に存せず、靜然生を定むるは聖なり。仁は、中より出で、義は、外より作る。仁なる故に、天下を以て利となさず、義なる故に、天下を以て名となさず。仁なる故に、王に代らず。義なる故に、七十にして政を致すと。

● 輓の誤。こしき。澁碼するをいふ。公も亦、先王の遊をなすのみと。樂也、農事の本務に依らずば、常に之を厚察すべしと。庸を下る。教なり。君子の言(聲は言、號令なり)を出して善なれば、千里の外に應ず。これ實なくして飛ぶなりと。恩情相結ぶ。民、死に至るも移らず。これ根なくして聞きなり。有体、所有の意也。最然として禮を正しうし以て生命を尊保せよと也。これ皆道の榮華の外に讀

身。塗之畏者莫如口。期之遠者莫如年。以重任。行。畏塗。至遠期。唯君子乃能矣。桓公退。再拜。之曰。夫子數以此言者。管仲對曰。滋味動靜。生之養也。好惡。喜怒。哀樂。生之變也。聰明。當。物。生之德也。是故聖人。齊滋味。而時動靜。御正六氣之變。禁止聲色之淫。邪行。亡乎體。違言。不存口。靜然定生聖也。仁從中出。義從外作。仁故。不下以三天。下爲利。義故。不下以二天。爲名。仁故。不代王。義故。七十而致政。

是の故に聖人は、徳を上にして功を下にす。道を尊びて物を賤む。道徳身に當る、故に物を以て惑はず。是の故に身は草茅の中に在るも憐意なく、南面して天下に聽くも驕色なし。此の如くにして後に天下に王たるべし。徳と謂ふ所以の者は、動かずして疾く、相告げずして知り、爲さずして成し、召さずして至る。是徳なり。故